

は困難である。即ち團員としてお互ひに切磋琢磨せしめる、また簡單なる所の仕事に對してはお互に之を研究する、その他一般的の事務に就ては相互より選ばれたる所の役員なるものが協議をなし或はこれを團員に命じ、或は團員がこれを遂行して行くと云ふのは勿論必要な事に屬する。それが寧ろ學校教育と團體教育との差異であると見なければならぬのである。團の仕事をなす上に就て必要なる所の機關はこれを團員に委ぬ可きが本當であつて、それが即ち幹部とも云ひ役員とも稱す可きである。而してこれ等の團をして順調たる發達を遂げしめ、また必要なる所の學習教養をなさしむる點に於て所謂指導を與ふるものを指導者と稱する。從來の我が國に於ける團體教育なり、學校教育なりがこの間の理由を知らないで、單に教授し指導すると云ふ便宜から青年團を起した結果、多くは指導者と幹部が、同一人によつて兼ねらるゝやうな有様になり、茲に訓練上に於て如何はしき問題が生じて來たのである。それは云ふまでもなく、今日の青年團が、その發達の初歩に於ては能く幹部が指導者たる可き學校教師の命令に服従したものであるが、時代と共に彼等の見識が高まるに至つて遂には幹部なるものと、それから指導者なるものとの權威を疑ふ様になつたのである。それは指導者としての權威は尙學校教師又は從來の指導者の中に存在して居るものが尠くないかも知らぬが、漸く目醒めて來た彼等には自由平等の觀念が遂に幹部としての命令や權力に服従する事を深

しとしなくなつた。又或はそれには服従するとしても、學力や識見を疑ふやうになつて一面幹部としての權威をも疑ふやうになつたのである。若しもこれを初めから學校教育者乃至は先輩者は之れを指導者のみとし、幹部乃至役員はこれを團員中より求めることとし、兩者の間に嚴格なる區別が立つて居つたならば、今日の如く青年團體の混亂を來たさなかつたであらう。歐米に於ける少年團等に於て見るが如く、指導者の命令に對しては殆んど團員等は絶対に服従する、併しながら彼等自身の考によつて團の仕事と云ふものは多く解決せられ、しかも彼等は之を處理す可き責任があるから、これを遂行せんとする所の責任を有して居る。或場合に於て指導者は團の事業に喙を容れることがあつたが、それは非常なる時であるか乃至は二つ以上の案を示して團員等の自由選擇に任ずると云ふ主義を執つて居るものである。

**幹部組織**

幹部を團員によりて組織すると云ふ事は年齢が二十五歳迄に延長しなくとも行はるゝ事である。即ち少年團には少年團の幹部があり、青年團には青年團の幹部があつて、共に彼等團員中よりこれを選ぶか、乃至は少年團にあつては青年團員中よりこれを選ぶと云ふ風にしなければならぬ。

幹部又は役員は如何なるものを選ぶかと云ふ事は後に論ずる事とする、現在我が邦に於ける青年



團の組織は凡そ次の様になつて居る。

- 一、會長一名
- 二、副會長一名乃至二名
- 三、理事又は幹事若干名
- 四、評議員若干名
- 五、顧問若干名

而して支部又は支會を設くる場合には、支部長又は支會長以下本會に準ずる如き役員を置くのが普通である。以上に依つてその組織は如何に見ても、上から下に及んで居ると云ふことを否定する事は出来ない。即ち我が國の青年團の組織は矢張官僚的と稱せらるゝもこれを辯解するの言葉がないであらう。

少年團にあつては、又多くは斯かる組織を採つて居る點も尠くない。而して少年團にあつてはボーイ、スカウト訓練のバトロールシステムや乃至ツループシステムに就て殆ど考へ及んで居るものが少い有様である。團體訓練の基礎は前にも述べた如く個人に發足しなければならぬ。それ故に個人の訓練を十分に行はんとするに當つては百人乃至數百人を一團とするが如きは甚だ無謀なる策であつて、寧ろ斯くの如きは第二義的に屬するものである。第一義的のものを個人訓練を全くして、眞の團體教育の基礎を築く爲に數人の者を以て一團とすることである。少年團にあつては六人を單位としてこれにバトロールなる名稱を附して居る。而して各種の訓練はこれを單位として行ふ

ものであつて、それに一人の適當なる指導者が附く、尤もこの指導者の多くは年長者たる上級の團員である。この二三團が集合して更に一つの團體を組織して居る。それがツループである。ツループには又一つの指導者が居る。その指導者は、寧ろ團員以外の適當なる所の人を選ぶのである。更にツループが幾つか集まつて茲に一團のボーイスカウトとなるのである。斯の如く下より上に進んで行くと云ふ所の主義を執らなければならぬ。説をなすものは我が國の青年團が支會本位となつて居ると云ふ事を云ふであらうが、これは多くは本會の一部分に過ぎなくつて、さうしてまた支會自身に於てもまた多數の會員を有して居る。前に述べた如き少年團の組織に較べて見ると矢張上より下に及んで居ると云ふことを否定し得ない。

従つて余は我が國に於ける青少年團に對してもこの式を採用することが必要であらうと思ふ。而して指導者の方面としても、幹部としても、組織としても、一團として働らく場合にあつては、會長副會長、理事等の如き嚴めしき組織を採るよりも寧ろ會長、副會長はこれを止めて、理事長、副理事長と云ふ様な名稱を用ひ、理事會の權限を大に認めると云ふやうに即ち自治制度を採用仕度いと思ふ。前にも述べた事であるが、青年團をして自治的ならしめると云ふ主義から、役員組織が團員の手に移つた所も尠くないが、その組織が矢張舊來の如く會長、副會長、團長、副團長と云ふや



うになつて居つて、凡てが、專制的になつて居たる結果として眞の自治なるものは生れなかつたのである。團體をして各團體員の意見を採用して總てのものを快よく働かしめると云ふやうに訓練するには、理事制度を採用して成る可く多數の理事を選出することとし、總ての團員は必ず一度は理事として起つと云ふが如き制度を執る事が必要であらうと思ふ。

尤も顧問とか乃至は評議員等を團員以外より求める事に於ては異存を有しない。併しながら從來の例によるとこれ等のものゝ多くは名前だけであつて、またその役員が種々の均衡上から羅列されて居るものが尠くない。さうして常には何等の助力をも與へないが、利害の問題が生ずるとか云ふ様な場合にあつては、彼等はその評議員又は顧問の地位を利用して、徒らに紛糾を重ねしめんとする例が尠くない。修養團體の本質として、青少年團にあつては顧問や評議員は勿論必要ではあるがその選擇を誤まらないやうにしなければならぬ。地方の有志者であるとか乃至富豪であるとか、或は地位を有して居るものとか單なる理由によつてこれを選定してはならない。尤もこれ等の指導者とか乃至は評議員、顧問等を選ぶに當つては各種の方面から選定すると云ふ事が肝要であつてまた從來の如く其の地位や名望と云ふ様な點でなくつて、極めて民衆的の選擇を用ひなければならぬ。即ち一例を挙げれば特別なる技術を有する技術家の如き或は職工などにあつてももとより

また社會的事物に對して特別の技術なり或は職務を有するもの、例へて見れば、郵便事務や技術に長けたるもの、その他醫師とか軍人乃至は宗教家に就きては、人格の卑劣ならざる限り一技一能ある者の中から選ぶと云ふことは甚だ望ましい次第である。

## 第二十六章 設置區域

青年團を組織する場合にあつてはその區域なるものを考ふる必要がある。從來これを設置區域と稱したのであるが、設置區域とは餘りに官僚的の嫌ひがないでもない。即ち青年團を學校や其の他の官廳の如く設け置くと云ふ様な意味に解釋されるが、さる意義のものでなくて、地理的範圍に於て如何なる風に定む可きかと云ふ事を假に設置區域なる語を以て現したのである。而して區域内の該當者を總て團員たらしめると云ふ事は從來青年團の執り來つたものであるが、この意味と少しく解釋を異にして或特別なる事情のもとにあつては團員たる可きものに、或は志望により或は業別により或はその他各種の事情によつて限定するも別に悪いと云ふのではない。理想から云へば、設置區域は青年團にあつては一町村を一區域として設けるのが良いとされて居つたのである。けれども



これは必ずしも何れの場合に於ても適用する可き問題ではない。或場合に於て町村が非常に多数の人口を有し、廣大なる面積を有するものに於ては、必ずしもこれを採る可き所の必要はない。即ち我が國の町村なるものはその發達が區々であつて、或は人口の至つて尠なき町村もあるが、極端なる場合に於ては十數萬の人口を有するものも尠くない。然らずとも又人口の三萬乃至は五萬を有するものは、これを鹿兒島縣地方に於て見る事が能きるのである。而してその小さいものにあつては三百四百の僅かに百戸未滿の戸數を以て成る寒村僻邑の地も尠くないのである。それ故にこれ等を一律に論ずる事は不可能であつて、縦しや自治體としての機能を全くする上から云つて、一町村は一青年團を以て理想とするとしても、それは既に町村なるもの、發達が不自然であると云ふ點から考へて見ても原則として許さる可きものではない、それは別問題として、町村が非常に大きい場合に於ては一小學校に通學する區域を以て一團を組織すると云ふ事が或場合には非常に便利な事がある。

學校通學區域を以て一團とする所の青年團乃至少年團は一つの教化中心たる學校なるものが存在して、大部分の團員は同じ學校の出身者であり、またその弟妹や父兄も同じ學校の出身者であると云ふ事から或はその學校に於ける所の教師の多數は嘗ての恩師であると云ふ様な點から非常に都合の好い事がある。この場合に於ては我が國の同窓會なるものがこれに當る可きものであるが、同窓會の目的は殆んど千遍一律であつて、只單に學校の同窓生が相集まつて親睦を計ると云ふ位に過ぎない。これは團體教化として殆んど價値を認める事が出来ない状態になつて居る。そこでこれ等の青年團乃至は少年團なるものがこれに代つて、彼等自身の團體としての教化が學校を中心として行はれると云ふ様な機運に向つて來たのである。

市にあつては一市を一團となす事は殆んど前に述べた大なる町村と同じ様に意味をなさないものである。そは後に述ぶる所の聯合團體に過ぎなくつて、斯くも多數の團員を包容してこれに訓練を與へんとするが如きは甚だ困難なる事である。縦しや困難ならずとするも劃一的な訓練を與ふるが如きは、左程の利益をも認めることが出来ないものである。故に小學校通學區域又は町別乃至は地方別によつて小なる團體を作ると云ふことが最も適切であらうと思はれる。

その他又職業によつて一つの團體を組織して居ると云ふものが尠くない。例へば理髮業者であるとか或は書籍業者であるとか或は一場の鐵工業労働者であるとか或は銀行とか會社とか工場等に同じく勤めて居るものが一團と爲つてこれを構成せるものでもある。これ等は動もすれば労働團體と混同する處があつて、眞の修養團體としてはその發達に疑はしいものが尠くない。偶々相當の成



續を擧ぐるものが無いとは云へないが、それは多くは初期の時代に年少者を擁する銀行とか會社等の主腦者の恩惠的に出でたものであつて、それ等の團體は寧ろ團體と稱するよりも、一つの資本者の試みたる所の徒弟や勞働者の慰安施設に過ぎないものである。その意味に於て職業や乃至會社又は工場等を以て一團とする所の青少年團の組織に就ては頗る研究す可き處の案件が尠くないと思はれる。

團體の大きさ

前に述べた如く、團體は餘り大き過ぎてもよくないし、又餘りに小さくてもその勢力が微々として振はないと云ふ様な缺點を免れない。然らば幾許位の團體がよいかと云ふ事は後章に述べる系統的組織の條を参照す可きであるが、大體に於て吾人は一團の人員が百名乃至二百名を超える事は非常に困難なる事情の存するものであると思はれる。從來の例に徴して見ても、この人數の少い團體は大抵良成績を擧げてゐる。模範團體の如きは大抵百名以下であつて、戸數で云へば三四百位の町村である。けれどもこれは從來の青年團の指導の方針を誤つて居つたと云ふ點にも歸するのであるが、今少しく範圍を廣めさうして茲に戸數八百乃至千を有する所の青年團員の數は青少年を通じて三百前後とし、これを二つに區分し百五十名内外位としたものが最も堅實なる發達を遂げ又團の勢力なるものも相當にあるやうに思はれる。

設置區域の變遷

日本に於ける少年團は未だ發達の中途にあつて明かでないが、青年團にあつては元來部落を本位として發達したものが多かつたのである。然るに段々それが進んで來て今日では一市町村を單位とするものが最も多くなり、従つて團體の數は寧ろ一定の發達を遂げたる今日に於ては増加せずして減少する傾があるのである。これは前に述べた通りであつて、必ずしも悲觀すべき事柄でない。大體原則として一町村を團體とするものを認め、事情已むを得ざるものにあつては部落を單位とし、或は學校を單位とし、或は同業者や或は工場會社等を以て一團體とすると云ふ風に進んで行くのが順當である。而して少年團にあつては青年團よりも或場合に於ては少し小區域であると云ふのが理想である。只徒らに數の多いのを以て誇る可き性質のものではない。その事は次の章に更に詳しく述べるであらう。

第二十七章 系統的組織

凡そ如何なる仕事を成す上に於てもその組織即ち英語の所謂オーガニゼーションが良くなかつたならば發達するものではない。我が國に於ては總ての點に於てこの組織なるものを閉却して起つと



云ふ缺點があつた。さうして徒らに各種の團體にありてはその外形を作ると云ふ事のみをモットーとし、その形を作る上に於て如何なる組織を採らなければならぬかと云ふ事に就ては十分なる考慮を拂はなかつたのである。

從來本邦人は創業に易く守成に難しと嘆じてゐた。その實創業が易いのではなくて之を忽にしたと云ふ迄である。青年團の組織を如何にす可きかと云ふ事は前章來叙べ來つた所であるが、吾人は茲に系統的組織なるものを提唱せんとするのである。それは前にも述べた如く少年團にあつても青年團にあつても團體の單位を六人乃至は多くとも十人を増加せざる範圍内に於てこれを定めるのである而してその間に出來得ればこれを地區別に定めて、さうしてその中に年齢の長じたるものから年少者をも含める。即ち少年團にあつて見れば十二三歳頃から十五六歳の子供が含まれて居る。又青年團であれば十六七歳から二十歳前後のものがその中に適當に含まれて居るのである。その一定のグループを稱してこれを少年團にあつてはパトロールと稱するのであるが、その名稱を用ゐると否とは問ふ所ではない。これは班と稱するもよい。支會又は支團或は分團と稱するものがあるが、多くはこれよりも多人數であつて、又斯かる本會があつてその分れに過ぎないと云ふ様な名稱よりは簡易であると云ふ意味から云つて、組又は團の字を用ゆるのが適當であらう。無論その團なる名稱もそ

の字義から云へば、支會、分團等と異ならないが、一つの基礎團體と見做すと云ふ點に於て近い言葉である。而して此の一團にあつては彼等各々が相互ひに切磋琢磨して總ての行動はこれを單位として行ふのである。吾人が屢々見る所であるが、青年團や或は少年團や乃至は處女會等の大會に臨んだ場合には一部分のものは大に活動をするが、大多數のものは殆んど指を啣へて傍見すると云ふ様なものが常例である。それは團體を十把一束として取扱つたと云ふ點から來た結果であつて、遂に彼等中何等の仕事をも爲さない者は會に出席する事をも嫌ふ様になつたのである。それで或は會員の集會を多からしめんが爲に福引を爲すとか或は娛樂を供すとか或は帳簿を作るとか或は手帳を持たせるとか、或は罰金を徴すると云つた様な種々な方法が講ぜられたが、これは殆んど益がなかつたのである。然るに此の一つの單位なるもの一つの組なるものが如何に共同して働く事にするか、或は大會とか或は運動會とか或は各種の會合があつた時には必ずこの會の中から代表者を出したり或は共同して一つの仕事をすると云ふ様な風にすれば強制的の方法を講ぜずとも彼等は喜んでこれに出席するに至るのである。これ等の團體が三つ四つ乃至はそれ以上幾つか集つて故に一つの又團體が出来る。これは今日の町村の現状から云へば大字とかと云ふ様なものに相當するものであらうと思ふ。それで假に分會とか支會とか名づくるも可なりであつて、それには一人の小學校教



師とか乃至は一種特別の教養を得た所の指導者が附いて居つて、さうして行動を共にすると云ふ事に仕度い。理想から云へば、この支會とか分會には一つの會館を有して多くの團體訓練がそこに於て行はれ、或は圖書館が設けられ或は娯樂趣味の中心がそこに於て設けられると云ふやうにす可きである。而して一町村としては此の團體が幾つか集つてそこに一つの青年團又は少年團なるものが生れて來るのである。けれどもこの一市町村に於ける青年團、少年團なるものは、常に訓練の基礎を危ふからしめない所の方針を授けるとか乃至は統一を計ると云ふ様な以外には、餘りに劃一的の指導なり經營法を採らない方がよろしいのである。二百三百の多數の團員を集めてこれに一つの行動を執らしめんとする場合には餘程の基礎的訓練を要するのである。訓練の無い團員が相集つて只これに命令を傳へたり、或は同一の動作を爲さしめたりしても、それは殆んど益の無い事であつて或は彼等に眞の團體としての精神を十分に把持せしめ難いやうな事があるかも知らない。それ等にこれ等には、一年に一回か二回か特別の大會を開くと云ふ様な以外にあつては同一の行動を取らしめて、徒らに劃一的の訓練を爲さしめたり時間を空費せしめたりするやうな事がないやうにしたものである。併しながら前に述べた各種階級の團體訓練が進んで來た場合に於ては、遂には茲に又一町村を中心とした一つの青年會館なるものがあつて、さうして之を以て修養なり或は社交

の機關たらしめると云ふ事は望ましい。

これ等の一團を成せる青少年團の上に更に幾つかの系統的組織の必要なる事は第三十章に於て詳しく述べるであらう。

## 第二十八章 特殊なる組織

青年團又は少年團と稱するもの以外に各種のこれに類する組織が現在に於ても存在して居る。例へば前にも述べた如く一工場を以て組織する工場青年團であるとか、或は一會社を以て組織する一會社の青年團であるとか、乃至は同業者によつて組織する各種の同業青年團であるとか、或は少年團にあつては一會社又は商店を以て組織せるものの如きである。松竹少年團と稱するが如きは全く演藝株式會社の小役が集つて一つの松竹少年團を拵へて居るのである。大阪の大丸呉服店の如きは少年店員を以て大丸少年團を組織してゐる。かくの如く種々の組織がそこに存在して居るのは云ふまでもない。或はまた之を地區的に區別して海岸の少年團からなる海岸少年團と稱するものがあり或は山林少年團と稱するものがある。かやうに種々の區別があるのである。これ等は尙別に述べる



事として、本邦に於ては一般的修養を目的とする青少年團以外にも又特別なる目的を有するものが尠くないのである。それは宗教に關する團體であるとか或は軍事教育を目的とする團體であるとか或は體育を目的とする團體であるとか或は音樂美術を目的とする所の團體であるとか種々様々である。又は特に同志の青年のみを以て組織せる精神的の團體も尠くない。例へば基督教青年會や修養團と稱するものがこれである。

## 第二十九章 名 稱

青少年團の名稱はこれを從來の歴史的關係から云つて一括して青年團と稱しこれに少年部と青年部を設くるのが適切であるかも知れない。併しながら相應しい事から云へば前に述べた階級的訓練に於けるが如く十六歳以下の少年の團體はこれは少年團と稱し、それ以上二十歳までの者を以て組織するものを青年團と稱するのが穩當である。而してその名稱はこれに地名を冠し、何々少年團と稱するを以て普通とする。所が割合に日本人は無頓着であつて此の名稱は至つて不明であつて眞の名稱と矛盾する様なことがある。極端なる場合を云へば青年團員が自己の團の眞の名稱をさへ知らな

いものが尠くない。屢々文部省で選奨を行ふ場合に遭遇する事實であつて、團の名稱は果して何々縣何々郡何々村青年團であるか、或は郡名までは單に地方を現すに過ぎなくつて、眞の名前は何々村青年團であるかと云ふ事を瞭かにしないものが多い。又その村を有する何々村青年團であるか或は村なる文字が缺いて居るかと云ふ事も明かにしない。時には團であるか會であるかを明かにしないものもある。これ等は法人組織たる所の團體にあつては嚴格に區分されるのであるが、然らざるものにあつては殆んどその度毎に變つて來るのである。それ故に若しも同一とするならば、郡名まではこれを冠せない事にして只その所在を明かにすると云ふ場合に於てはこれを肩書きとして、團名は何々村青年團或は村の字を省いて何々青年團と稱するを可なりとする。但し特別なる歴史若くは山緒を有し或は郷土の觀念を強からしむる爲に郷土に因める特別なる名稱を用ゆる事があつてもそれは是非する所ではない。

## 第三十章 青少年團の聯盟機關

青年團と少年團とは町村によつては二つの團體を成立するも可なりとするが、それは別個のもでは



無くして只指導訓練上の便宜から出でたものとするを可なりとする。即ち小學校にあつては尋常科高等科の別があるが如く青少年團としてその中に青年團、少年團ありと見做すのが至當であつて、これ等の役員も指導者も皆一つの同一連繫のもとに起たなければならぬ。而してこれ等の團體は一個の團體として假に青年團、少年團を別個のものとするも、その連絡統一の上より將又眞の人道的倫理運動としての體形を作るためには聯合の機關を有せなければならぬ。青少年團が一郡にあつては郡の連合青少年團となり更に道府縣にあつては道府縣聯合の團體となり、全國にあつては全國的連盟機關とならなければならぬ。

然るに今日に於てはこの聯盟機關が、青年團、少年團と分れて居る爲に、青年團にも、一つの全國的團體が設けられんとして居り、又少年團にあつては別個の聯盟機關が既に成立し、青年團の聯合機關も今日では道府縣の團體にまで及んで殆んど道府縣の半数までは成立して居る。さうして大正十年頃よりして全國的聯合の機關を作らうとして既に三回に及んで決議をなして居る。所が一方に於て令旨下賜を記念として出來た所の財團法人日本青年館なるものがあり、當路者は之をして全國青年團の指導連絡の機關たらしめんとして居る。然るに民間に於てはこれに對して幾多の批難を成すに至つて同館は一つの建物に過ぎないものであつて團體に基礎を置いたものでないから全國の青年團

の指導連絡をなす可き團體は別に選ばなければならない。と云ふやうな輿論が多きを示して居つて尙兩者の間に圓滿なる解決を見ないのである。而して一方には殆んど之と無關係に少年團を連絡統一す可き一つの機關としての少年團日本聯盟なるものが既に成立した。さうして着々その歩を進めて居る。余輩は前者の日本青年館に對しても又關係を有して居り、公人としても勿論これに幾分の關係を有する。而して少年團日本聯盟に對しては常任理事であるが、この間の問題に就ては少からず苦心して居るのである。けれどもこれは近き將來に於て當然合同さるべきものであつて、日本青年館は一つの全國青少年團の聯合機關の重要な中心とならなければならぬと云ふ事は明かなる事實である。さうして青年團も少年團も茲に打つて一丸としたる一大聯合機關を組織して一方この青年館を利用して全國の青少年團の發達普及のために必要な設備をなさしめなければならぬと云ふ事は當然の歸結である。今次に財團法人日本青年館の目的並に大日本聯合青年團及び少年團日本聯盟に關する定款、規約等を掲げよう。併しながらこれ等は近き將來に於て一案の内に包含される定款となり又は規約となつて現はれる事を欲するものである。

○財團日本青年館  
法人



第一章 名稱

第一條 本財團ハ財團法人日本青年館ト稱ス

第二章 目的

第二條 本財團ハ大正九年十一月廿二日 皇太子殿下ヨリ令旨ヲ賜ハリタルコトヲ記念セムカ爲ニ  
日本青年館ヲ建設シ之ガ維持及管理ヲ爲シ併セテ全國青年團ノ發達ヲ助長スルヲ以テ目的トス  
日本青年館ハ全國青年團員宿舍、講演會場其ノ他青年修養ニ關スル施設ニ充ツルモノトス

第三章 事務所

第三條 本財團ハ事務所ヲ東京市四谷區霞ケ丘町十一番地ニ置ク

第四條 本財團ノ資産ハ左ニ掲グルモノトス

- 一、全國青年團員ノ醸出金
- 二、本財團ノ目的ヲ贊助スル者ヨリ受ケ入レタル寄附金
- 三、其ノ他ノ收入

本財團設立ノ日ニ於ケル資産ハ金百四拾五萬五千五拾壹圓トス

第五條 前條資産ノ管理方法ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第六條 本財團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月卅一日ニ終ル

第七條 本財團ノ經費ハ資産ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 本財團ノ豫算ハ每會計年度開始前評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム但シ臨時急施ヲ要シ評議員會招集ノ暇ナキトキハ理事ノ意見ヲ聽キ理事長之ヲ定ムルコトヲ得  
決算ハ其終了後評議員會ノ認定ヲ經ルモノトス

第五章 役員及職員

第九條 本財團ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、理事 若干名
- 二、監事 若干名
- 三、評議員 若干名
- 四、參與 若干名
- 五、顧問 若干名

第十條 理事及監事ハ評議員中ヨリ理事長之ヲ選任ス

第十一條 理事中ヨリ理事長一名ヲ互選ス理事長ハ本財團ヲ代表シ事務ヲ統轄ス



理事長故障アルトキハ理事長ノ指名シタル理事共ノ職員ヲ代理ス

第十二條 評議員ハ理事ノ意見ヲ聽キ理事之ヲ囑託ス

第十三條 役員ノ任期ハ四年トス但シ再任ヲ妨ゲズ

第十四條 補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十五條 役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就任スル迄仍前任者ニ於テ其職務ヲ行フ

第十六條 參與ハ理事ノ意見ヲ聽キ理事長之ヲ囑託ス參與ハ本財團ノ事業執行ニ關シ理事長ノ諮問ニ應ジ又ハ自ラ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 顧問ハ理事ノ意見ヲ聽キ理事長之ヲ委囑ス顧問ハ本財團ノ事業ノ執行ニ關シ理事長ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十八條 本財團ニ事務員若干名ヲ置キ理事長之ヲ任免ス

#### 第六章 評議員會

第十九條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ理事長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ召集スルコトヲ得

第二十條 評議員會ノ議長ハ理事長之ニ當ル理事長故障アルトキハ理事長ノ指名シタル理事之ニ當

ル

第二十一條 評議員會ハ評議員五分ノ一以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ但シ同一議事

ニ關シ再度招集シタルトキハ此ノ限ニアラズ

第二十二條 評議員會ノ議事ハ出席評議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十三條 評議會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

一、資産ノ管理ニ關スル事項

二、豫算ニ關スル事項

三、其他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項

#### 第七章 補 則

第二十四條 本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十五條 本寄附行爲ノ條項ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得且主務官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得



○大日本聯合青年團規約

第一章 總 則

第一條 本團ハ全國青年團相互ノ連絡ヲ圖リ且其進歩發達ヲ助成スルヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ大日本聯合青年團ト稱シ本部ヲ……………ニ置ク

第二章 組 織

第三條 本團ハ本團ニ加盟セル左記青年團ヲ以テ組織ス

一、道廳府縣及朝鮮、臺灣、關東州、樺太ニ於ケル聯合青年團

二、前號ノ組織ナキ地方ニ於ケル郡又ハ市聯合青年團

三、特別ノ事情アル郡市又ハ之ニ準ジベキ青年團

第三章 事 業

第四條 本團ハ第一條ノ目的ヲ達成センガ爲メ青年團ニ關スル調査研究並ニ各般ノ施設ヲ行フ

第四章 役員及職員

第五條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長 一 名

理事 若干名

但シ内二名ヲ常任理事トス

地方委員 若干名

主 事 一 名

第六條 理事ハ總會ニ於テ選舉シ其任期ヲ二ケ年トス

理事長ハ理事ノ互選トシ本團ヲ代表シ團務ヲ總理ス

理事ハ本團ノ事務ヲ掌理ス

常任理事ハ理事長之ヲ依囑シ常務ニ從事ス

地方委員ハ總會ニ於テ選舉シ其任期ヲ一ケ年トシ地方事務ニ從事ス

主事ハ理事長之ヲ命シ有給トナスコトヲ得

主事ハ理事ヲ補佐シ本團ノ事務ニ當ル

第七條 役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ必要ニ應ジ補缺選舉ヲ行フ補缺役員ノ任期ハ前任者ノ殘期トス

第八條 理事長ハ書記、囑託、雇員ヲ置クコトヲ得



第九條 給與其他ニ關スル規程ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事長之ヲ定ム

第五章 會 議

第十條 本團ハ毎年一回總會ヲ開ク

但必要ニ應ジ理事會ノ決議ヲ經テ臨時總會ヲ開催スルコトアルベシ

總會出席者ハ本團役員及加盟團代議員トス代議員ノ員數ハ其都度總會開催地加盟團ニ於テ適宜之ヲ定ム

第十一條 總會ニハ議長一名、副議長二名ヲ置ク

議長ハ總會開催地加盟團ノ代表者ヲ推薦ス

副議長ハ議長之ヲ依囑ス

副議長ハ議長ヲ補佐シ議長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第十二條 總會ニ於テ行フベキ事項左ノ如シ

一、庶務ノ報告

二、豫算決算ノ承認

三、役員ノ選舉

四、議 事

五、其他議長及理事長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十三條 總會ノ費用ハ開催地加盟團ノ負擔トス但シ其一部ヲ本團ニ於テ補助スルコトアルベシ

第六章 經 費

第十四條 本團ノ經費ハ各加盟團ノ釀出金及補助金並寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第七章 附 則

第十五條 本規約ノ變更ハ總會ノ決議ニヨルモノトス

○青少年團日本聯盟規約

第一條 本聯盟ハ日本全國並ニ殖民地ノ少年團ヲ以テ組織シ少年團日本聯盟ト稱ス

少年團ト稱セザルモ專業ノ性質少年團ニ準ズルモノハ少年團ト見做ス

少年團ノ地方聯盟ハ別ニ一個ノ少年團ト見做ス

第二條 本聯盟ハ少年團相互ノ聯絡ヲ保チ其ノ發達ヲ助長シ共同ノ事務ヲ處理スルヲ以テ目的トス

第三條 本聯盟ノ事務所ハ當分文部省内ニ置ク



第四條 本聯盟ニ理事長一名副理事長及理事若干名ヲ置ク

第五條 理事長ハ大會ニ於テ少年團關係者ヨリ之ヲ選舉シ任期ハ二ケ年トス

副理事長及理事ハ理事長ノ指命トシ理事中ヨリ常務理事若干名ヲ互選ス其任期ハ各二ケ年トス

第六條 本聯盟ニ總裁副總裁監事及顧問ヲ置ク

第七條 理事長ハ隔年一回大會ヲ召集スルモノトス

但シ必要ニ應ジ臨時大會ヲ召集スルコトアルベシ

第八條 本聯盟ハ機關雜誌ヲ發行ス

第九條 本聯盟ノ經費ハ當分一團體一ケ年金貳圓宛ヲ釀出シテ之ヲ支辨ス

第十條 本規約ハ大會ノ決議ニアラザレハ變更スルコトヲ得ズ

第十一條 本規約ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

○東京市聯合青年團規約

第一章 總 則

第一條 本團ハ東京市各區青年團相互ノ連絡統一ヲ圖リ且其進歩發達ヲ助成スルヲ以テ目的トス

第二條 本團ヲ東京市聯合青年團ト稱ス

第三條 本團ノ事務所ハ東京市役所内ニ置ク

第二章 組 織

第四條 本團ハ各區青年團ヲ聯合シテ之ヲ組織ス

第三章 事 業

第五條 本團ノ事業ハ概ネ左ノ如シ

一、各區青年團相互ノ連絡ヲ圖ルコト

二、各區青年團ノ事業ヲ援助又ハ指導スルコト

三、各區青年團ノ聯合事業ヲ主催スルコト

四、青年團ニ關シ功績アリタル者及團員ニシテ篤行アリタル者ヲ表彰スルコト

五、都市青年ノ指導教養ニ關スル研究調査ヲナスコト

第四章 役 員

第六條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團 長 一 名



副團長 二名

理事 若干名

評議員 若干名

顧問 若干名

第七條 團長ニハ東京市長ヲ推薦ス

團長ハ本團ヲ代表シ本團ノ事務ヲ總理ス

第八條 副團長ハ團長之ヲ推薦ス

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第九條 理事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉シ其任期ヲ二ケ年トス

理事ハ團長ノ命ヲ受ケ本團ノ事務ヲ處理ス

第十條 評議員ハ其半數ハ總會ニ於テ選舉シ半數ハ團長之ヲ推薦シ其任期ハ二ケ年トス

評議員ハ本團ノ重要事項ヲ協議ス

第十一條 顧問ハ評議員會ノ同意ヲ經テ團長之ヲ推薦ス

第十二條 本團ニ指導員並賛助員若干名ヲ置キ團長之ヲ依囑ス

指導員ハ各區青年團ノ指導ヲナシ賛助員ハ本團ノ事業ヲ援助スルモノトス

第十三條 團長ハ本團ノ事務ヲ處理スル爲書記ヲ置クコトヲ得

第五章 會 議

第十四條 總會ハ毎年一回之ヲ開ク

總會ニハ本團役員各團青年團長副團長及理事出席ス

第十五條 總會ノ議長ハ團長之ニ當リ團長事故アルトキハ副團長之ニ當ル

第十六條 評議員會ハ毎年二回之ヲ開ク但必要ニ應シ臨時開會スルコトアルベシ

評議員會ニ於テ協議スヘキ事項左ノ如シ

一、財ノ管理並處分ニ關スル事項

二、豫算並決算ニ關スル事項

三、重要事業ニ關スル事項

四、其他團長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十七條 評議員會ノ議長ハ評議員會ニ於テ之ヲ互選ス

第六章 經 費

第三十章 青少年團の聯合機關



第十八條 本團ノ經費ハ寄附金及市獎勵金ヲ以テ之ニ充ツ

第七章 附 則

本規約ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス

○各區青年團規約(東京市)

條一章 總 則

第一條 本團ハ本區居住ノ青年ヲ糾合シ本市聯合青年團綱領ノ趣旨ヲ體シ其知徳ノ修養身體ノ鍛鍊ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ何區青年團ト稱ス

第三條 本團ノ事務所ハ各區役所内ニ置ク

第二章 團員及組織

第四條 團員ハ本區内ニ居住スルモノニシテ義務教育修了後滿二十歳マデノ男子トス但二十歳以上ノ者ト雖モ團員タルコトヲ得

第五條 本團ハ本區内ニ於ケル左ノ諸團體ヲ以テ其分團トス

- 一、各小學校ヲ中心トシテ組織セル團體
- 二、各補習學校ヲ中心トシテ組織セル團體
- 三、官公衙、會社、工場、商店及同業組合等ニ於テ組織セル團體
- 四、其他ノ諸團體

第三章 事業

第六條 本團ハ本區内各分團ノ事業ヲ援助又ハ指導シ相互ノ連絡ヲ圖リ聯合事業ヲ主催ス

各分團ノ事業概ネ左ノ如シ

- 一、三大節ニ於テ遙拜式ノ舉行
- 二、實際生活ニ適切ナル普通學科又ハ實業學科ノ補習教育
- 三、道德又ハ職業等ニ關スル講習並講演會ノ開催
- 四、簡易圖書館又ハ巡回文庫ノ設置
- 五、體操、擊劍、柔道、水泳其他各種ノ競技運動ノ練習
- 六、社會的公共的施設特ニ愛市の事業ノ援助協力
- 七、其他青年團ノ目的ヲ達スルニ適當ナル事業



第四章 役員

第七條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

- 團長 一名
- 副團長 二名
- 理事 若干名
- 評議員 若干名
- 顧問 若干名

第八條 團長ニハ當該區長又ハ其區ノ名望家ヲ推薦ス

團長ハ本團ヲ代表シ本團ノ事務ヲ總理ス

第九條 副團長ハ團長之ヲ推薦ス

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十條 理事ハ當該區内分團長之ヲ選舉シ其任期ヲ二ケ年トス

理事ハ團長ノ命ヲ受ケ本團ノ事務ヲ處理ス

第十一條 評議員ハ其半數ハ總會ニ於テ選舉シ半數ハ團長之ヲ推薦シ其任期ヲ二ケ年トス

評議員ハ本團ノ重要事項ヲ協議ス

第十二條 顧問ハ評議員會ノ同意ヲ稱テ團長之ヲ推薦ス

第十三條 本團ニ指導員並贊助員若干名ヲ置キ團長之ヲ依囑ス

指導員ハ本團員ノ指導ヲナシ贊助員ハ本團ノ事業ヲ援助スルモノトス

第十四條 團長ハ本團ノ事務ヲ處理スル爲書記ヲ置クコトヲ得

第五章 會議

第十五條 總會ハ毎年一回之ヲ開ク

第十六條 總會ノ議長ハ團長之ニ當リ團長事故アルトキハ副團長之ニ當ル

第十七條 評議員會ハ毎年二回之ヲ開ク但必要ニ應ジテ臨時開會スルコトアルベシ

第十八條 評議員會ニ於テ協議スベキ事項左ノ如シ

- 一、財産ノ管理並處分ニ關スル事項
- 二、豫算並決算ニ關スル事項
- 三、重要事業ニ關スル事項
- 四、其他團長ニ於テ必要ト認ムル事項



第十九條 評議員會ノ議長ハ評議員會ニ於テ之ヲ互選ス

第六章 經 費

第二十條 本團ノ經費ハ其團員ノ贖金寄附金並市區獎勵金ヲ以テ之ニ充ツ

第七章 附 則

本規約ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス

## 第六編 青少年團の訓練施設

青少年團が純然たる修養團體でなければならぬと云ふ事は今更ら喋々を要しない所である。又我が國の青年團の從來の歴史がこれを證して餘りある。併しながら前にも屢々述べた如く修養なるものを欲する者が餘りに少なくなつて、さうして徒らに事業にのみ没頭するものが今尙少なからざる状況である。修養なるものに就きても専ら之を功利的に考へ、國家や社會の爲めに直接に貢獻せしむると云ふ事のみを以て青年團の目的なるかの如くに考へて居る者も尠くない。又修養と云ふ事をこれを狹義に解釋して單に精神上の鍛練をなすとか、或は道德上の所謂修養書を讀んだり或は徳性の涵養をすると云ふ位に考へて居るものも多く、一般的の修養には多くの考へを及ぼさないと云ふものが尠くない有様である。前來屢々述べた如く青少年團は純然たる修養機關なるが故に、その修養なるものも亦一方に偏する事を許さないのである。即ちこれを平たく云へば、智、徳、體の三方面に亘つて圓滿なる發達を圖らなければならない。併しながら又一方にあつては個人の社會的方面や或は公民としての方面、國家に對する方面と云ふ事を考へて、この智、徳、體三方面の修養をなし



その境遇に適應せしむる爲に一體系の修養が加へられなければならないと云ふ事になるのである。それ故に便宜上余は修養訓練の施設の重なるものを本章の如く分類したのであるが、これは多くは便利上に出でたるものであつて、其の要は個人と云ふ完全な人格を作り品性の陶冶をなし健全なる身體を保たしむるにあるのである。而して社會や國家や世界人類の一員として完全なるものを作ると云ふのが修養の根本義でなければならない。

青少年團の修養なるものも、これを二つに分ける事が出来る。その一は彼等團員の自らの力によつて開發し乃至は彼等團員相互の連繫によつて開發さる可き方面と、その一は一方より彼等の性能を抽き出して、彼等の境遇に適應するやうな輔導を加へることである。此二によつてその目的が達成せらるゝものである。今日の青年諸子が云ふが如く、全く指導者を有しないと云ふ事は青年それ自身に於て圓滿なる發達を遂げしむると云ふ前提の下に成立つものであつて、これは到底今日の實際上よりも許す可からざる事である。青年の矢張未完成である事は事實であつてそれが立派な一人前となるには少くも何等かの輔導が加へられなければならない。併しながらその輔導たるや、全く無より有を生むと云ふ様なものではなく、又粘土細工の如く勝手に作ると云ふ様なものではなくて、只彼等の性能の中に萌せる神祕なる能力を啓發して而して安全なる捷徑を選ばしめ、邪道に入らしめな

いと云ふ様な所謂導きが與へられなければならないのは云ふ迄もない事である。假に嬰兒や幼児を見るも瞭らかである。彼等の中に貯へられて居る力は到底人の想像する事も出来ないもので又これを矯めさす事の出来ない偉大なるものなると同時に、これに庇護が加へられなかつたならば、その結果は思ひ知る可きである。少年と青年は嬰兒や幼児よりも發達して居ると雖も尙完全なるものではない。然らばこれに何等かの輔導が加へられなければならないと云ふ事は云ふまでもない事であつて或意味に於て青年、少年ばかりでなく、それ以上の成年や老年に於ても常に何等かの輔導なるものが加へられると云ふ事は必要なるもので、今日世上喧しく云はれて居る所の成人教育に見るも明らかなる事である。

併しながら今後は從來の如き青年團の指導を以て吾人は満足するのではない。青年團指導者の中には全く青年の心理や生理をも考へないで而して獨斷的のお節介とも見る可き指導が與へられて居る。これ等は誠に思はざるの甚だしきものであつて、寧ろ學校教育などに較べると云ふと、この輔導の方面なるものに於ては餘程形式なり内容を變へなければならぬと云ふ事は火を踏るよりも明らかである。それ故に一方には前に述べた如き輔導が加へられると同時に、團體の本質より見れば青少年の間に於ける各自の修養訓練なるものが大切である。又彼等相互に於ける組織によつて又は或意



味に於て團體の勢力によつて彼等の自己又は自己訓練修養が行はれなければならぬ。訓練と云ふ言葉は從來動もすれば、教師より生徒に向つて行ふ場合長上より下に向つて行ふ場合と解して居つたのであるが、自らの訓練、自己訓練なるものは非常に大切なる事で、寧ろ今日以後に於ては、この語は自己訓練の意味に於て用ゐる方が穩當であると思はれる。斯の如く自ら進んで、心身の修養をなし自己の鍛練を行ふと云ふ事は誠に必要なる事であつて、凡ての施設なるものはこの意義から生れなければならぬ。言ひ換へれば如何なる點まで自己修養、自己訓練によつてなす可きか、如何なる點は輔導に俟たなければならぬかと云ふ事を明らかにする必要がある。

### 第三十一章 智的教養

#### 智的教養

今日の文明は物質文明であると稱して居るが、その物質文明の根源は科學の發達に置かれたのである。即ち十八世紀に於ける科學の大勢は今迄曾つて想像する事の出来なかつた各種の文明を産んで就中吾人の生活上に於て物質的の満足なるものが容易に得られるやうになつたのである。それに伴つて一方には、哲學的の進歩があつたと雖も、寧ろ後者の方はこの間に只從來發

達し來つた所の學問に一つの體系を附けたと云ふに過ぎなくて、科學の發達に比すれば殆んど同日の比ではなかつた。

それ故に今日の世界に生きるためには如何にしてもこの科學的智識の教養なるものが大切であつて、科學を度外しては我々は一日も其の生活をなす事ができない。或は文化を語る事ができないと云ふやうな状態になつて居るのである。

顧みるに、我が國の教育なるものは餘程の進歩をして國民の智的教養は相當に高上をなしたと雖も、未だこの學理と實際との關係には密接なるものが無く、國民は科學と實際とを全く別物の如くに取扱つて居るやうな状態である。即ち學理は學理としても恰も實物の如く取扱つて居る。而して實際上に於てはこれを利用すると云ふ事を試みるといふ事が尠なく、寧ろ實際上に於てこの科學的智識を利用せんとするものがあれば、その迂遠なるを譏ると云ふ状況である。これは屢々見る所の實例であつて、殊に農業の方面などに於てはその例が著るしいものである。併しながら年數を経てこの兩者の關係も段々と密接ならんとする傾がある。即ち電氣學の如き或は各種の工學の如き或は其の他化學の如きは學問と實際とが殆んど一致の境界に進んで居るのである。

青少年團員に對する智的教養の目的は勿論この大方針のもとに進まなければならぬのであるが、



學校教育とは異なつて彼等自身をして自ら學ばしめ、自ら習はしむる所の組織を取らなければならぬ。さうして又一方にこれ等の團體員は學校教育を受けて居ないもので一定の職業なるものに從事して居る關係からその教養の方式も亦職業の餘暇を利用すると云ふ風にならなければならぬ。出來得る限り彼等をしてこの教養の機會を作らしめその機會を利用せしめて彼等の要求する智識即ち最も必要な智識を手取り早く知らしめると同時に、又これを行はしめると云ふのでなくてはならない。單に學理の教授に止まつてはならない。學理を教へると同時に實際と適合せしめる。否實際に出發して而して學理的根據を與へると云ふのでなくてはならない。即ち團員が日常屬する事物に對して何等かの疑問を有するとせんか、或はその疑問は自らの詮索的態度によつて起したものでも宜いが、その疑問に對して適切なる所の研究なり調査なり實驗なりが加へられて行かなければならぬ。與ふ可からずして探らしめねばならぬ。學校教育の如き丁寧なる教授案を作り而して教師が自ら質問をするのとは反對であつて、その案なるものも亦團員自身によつて組まれると云ふのが本體でなくてはならない。併しながら智識の開發なるものは只單に疑問の生ずる儘に放擲して置くならば彼等は曾て人類が過去十數萬年に亘つて經驗し來つた所の經路を履んで現代迄到達しなければならぬと云ふ不便がある。或場合に於てはその疑問の起きることを誘發すると云ふ事も非常に必要

である。而もその誘發が却つて彼等の嫌厭を買ふやうな拙ないものであつてはならない。

智的教育の目的は種々に分れて來るが、先づ彼等をして科學の智識を得せしめると云ふ事が第一である。次には實際的の智識技能を習得せしめる事である。而して第三にはその習得したる智識を實際に應用して能率を増進せしめると云ふ點に存するのである。科學智識は即ち最高最近のものでなくては何等の用を爲さないものである。即ち昨の眞理も今の眞理ではない、と云ふ事が示されてゐる如く、所謂最も手近い智識でなければならぬ。而して最高の智識もその儘では何の用にも立たない、又これを順序を逐ふて知らしめると云ふ事は大學教育に於ても容易な事ではないのである。然るに青少年團の大部分は中等程度の學校の生徒にも相當し兼ねると云ふ様なものを目標とするものである。果して此の最高智識が與へられるか何うかと云ふ事は頗る疑問とする所である。科學智識の殿堂は多くは巧老なる學者によつて築き上げられるものであるが、これを開かしめる事は割合に容易であると云ふ事は最近稱へられるやうになつた。即ち大學擴張の如きものがこれであつて最高科學もこれを傳達する方法によつては能く普通一般の人に對しても之を了解せしめ、而してこれを應用せしめると云ふ事は何んの困難も伴はないと云ふ事が瞭かになつて來たのである。もとよりその順序あり系統なる智識を知らしめると云ふ事は困難であるかも知れないが、最高最近の學



理を通俗化してこれを了解せしめると云ふ事は必ずしも無理なる企でないといふ事が明らかになつて來たのである。青少年團殊に青年團に對する智的教養は少くも茲まで進まなければならぬ。從來の通俗教育に於けるが如く小學校に於ける補習や復習を以て満足する事の出來ないのはこれである。また智的教養の第二の目的である所の實際的の知識を興へると云ふのは甚だ肝要なる事であつて、前に述べた如く實際から出發して學理に進んで行くと云ふのが本旨でなければならぬ。實際と云つても無意義に手當り次第に選ばれたるものではなくて、一定の計畫のもとに選ばれたる實際的知識でなければならぬ。眼や手に觸るゝもの總てを取扱つてこれに通俗的の解釋を興へたからと云つて満足さる可きものではない。

智的教養の最後の目的は、能力を養ひ而してこれを實際に現はして能率を増進せしむるにある。我が國民の智的教養は必ずしも低いとは云はぬ、併しながらこれが實際に結びつかかなかつた爲か、或は系統的でなかつたが爲に、その學理を實際に應用することが組織立つて居ず、故に所謂能率なるものは他の文明諸國人と較べて餘程低かつたのである。我が國人は總ての點に於てこの組織と云ふ問題には冷淡であり又拙劣であつたと稱されて居る。これは今後の國民教育の上にも、また團體教育の上にも餘程考慮を要す可き問題であらうと思ふ。

智的教養の施設

青少年團體を通じて如何なる智的教養の施設が講ぜられなければならないかと云ふ事は團體の訓練上極めて必要なる事に屬するのであつて、その施設の如何によつて能く目的を達するか否かが分れる。従來は徒に各種の施設を羅列するに止まつて居ると云ふ弊害があつて、その實際に當つては頗る徹底を缺いた恨みがあつたのである。然りと雖も又その施設の項目なるものも徒に一部分に止まると云ふ事を欲せないのである。寧ろ時と處とに應じて適當なる施設が順序よく而かも各方面に亘つて行はれる事を必要とするのであるが、それも亦薄ッペラなものであつてはならない。それ故に寧ろ智的教養の施設の上にあつては幾つかの大項目を決めて而してそれに附隨して關係のある事項が遂行されると云ふ事が最も宜しいのであらうと思ふ。今青少年團として最も必要な智的教養の施設を擧げて見ると次の様である。

一、補習教育

二、講習會、講話會

三、圖畫教育

四、通信教育、揭示教育

五、學力檢定制度



前項の補習教育と稱するものは別に章を設けて述べるが、この意味は廣い意味に取り度いと思ふ。單に補習學校規程によるもの以外の各種の學力補習的施設をもこれに含めたい。例へば補習學校以外に行ふ所の壯丁教育であるとか、或は校外教育であるとか、或は月夜教授であるとか、或は朝學であるとか或は共勵會であるとかその他之に類するものをもこれに含めるのである。併しながら補習學校による補習教育も亦廣い意味に於てこれ等の附帶的の施設をも包含すると云ふ事は別に不都合があるのではなく、寧ろこれも補習教育上必要なる施設と見る事が出来るのである。

### 第一節 講習會講話會

#### 講習會の目的

短期間に於て或特種の智識なり技能を授けてその實習を積ましむる所の教育的施設を講習會又は講話會と稱する。講習會と講話會との區別は嚴格なるものがないが、講話の方は前者に較べてその期間が短い。又その組織も簡單なるを通常とする。或は一日以上に亘る講話會なるものがないとは云へないが、多くは一回數時間を以て完結するものを指すのである。併しながら兩者の區別は只便宜上より出でたものであつて、稍組織的に行はれても、これが極めて一般的で通俗的なものであつた場合に於ては講話會と稱し、多少組織あり科學的のものであつた場合に於ては

これを講習會と名づける、と云ふ様な區別がある。けれども兩者を一樣にするも何等の差支を生ずる事はない。

ともにその組織の上に於ては講師なるものと、司會者なるものと、それから聽講者として講習設備なるものが必要になつて來るのである。而して又その社會教育の目的より見る場合にあつては、彼の教員の講習會の如きや或は特別な範圍のものを限つて集めた講習會又は講話會とするものものはこれを取扱はぬのが普通である。併しながら之は只從來の發達が講習會と云へば教員を主とする所のものが主であつたと云ふ様な點から來るものであつて、必ずしもそれ等をも一般社會教育の目的から別に見ると云ふ必要は生じないのである。併しながら大體に於て講習會や講話會は廣い意味にとつて見る方が宜しい。

青年團又は少年團等に於て行ふ可き講習會は其の科目は勿論講師や或は目的等に就ても多少の特色がなければならぬ。従來行はれ來つた青年團の講習會なるものは青年團が主催となつて廣く一般の人を集めると云ふ事を目的としたものが多かつたのである。それ故に團員の修養と云ふ點から考へて見ると非常に縁遠いものもあつた。中には又團員は全く講習會乃至講話會の開催に對する準備を爲したり斡旋をすると云ふに止まつて、大部分の役員は講習會場又は講話會場にも出席しない



と云ふものが尠くない。これは殊に都市の青年團に於て能く見る所であつて、講習會を開催したる場合に大部分の團員は集會に當つて受付やら或は下足番やら或は各種の斡旋を爲して居る。而もそれが必要以上に行はれて居るのであつて、寧ろ皮肉なる觀察をすれば、彼等團員は講話又は講習を聴くよりもその斡旋の方に興味を有つて居ると云ふものが尠くないのである。斯かる事も必ずしも悪いとは云へないが修養時代にある青少年に對して斯かる社會的の事業を行はしめなければならぬと云ふ事は、茲に一考を要する事であつて、寧ろ彼等自身の爲に加へられる所の各種訓練が必要ではあるまいかと思はれる節も尠くない。農村にあつては前の如き例も餘りに多くはないがその幹部とも稱せらるゝ所のものにあつては、これに類する所の行動が尠くない。自ら共に勉強を爲ようと云ふ様な態度を現はさないで、彼等自身は既に百も承知の事柄であると云ふ様な顔をして而して一般團員にのみ講習や講話を受けしめようとする態度がある。これは最も忌む可き事である。若しも自己の學力や技術が講習に於ける以上に進んで居るとするならば、そはその講習會の助手をするなり或は或技術に就ては自ら率先して講師と共に教授の任に當る様な風にならなければならぬ。殊に年少の團員を率ゐて行く場合にあつては自己の位置や材能を以て彼等を導いて行くと云ふ事の方に努めなければならぬ。

斯かる意味に於て青少年團が講習會を開催する場合に於ける注意を以下項を分ちて述べて見度いと思ふ。

**科目**

科目の選定なるものは特に必要なるものであつて、これは云ふまでもなくその地方の狀況や産業の關係や或は對象とする所の講習生の種類によつて自ら異ならざるを得ないのである。一般的の題目を選ぶ場合にあつてはもとよりであるが、又極めて特種の項目を選ぶと云ふ事に就ても考へなければならぬ。殊に農村にあつては團員が農村の振興の上で處し貢獻せんとし又現在青少年の立場に於てもその町村の爲に盡さなければならぬと云ふ様な責任の上から農業の改良或は自治の振興に關する題目を選ばなければならぬ事はもとよりである。然れども屢々述べたるが如く、全く産業の改善の如き問題も、現在の利益を増加するとして考へてはならない。能く地方の狀況に應じて彼等團員が將來一人前の人となつての後の事情も考へて適切なる科目を選びさうして將來産業の發達の基礎を養ふと云ふ事が最も大切な事である。

都會にあつては又職業に關する所の科目は最も多く選ばなければならぬ事は云ふまでもない所であつて、農村と異なつてその職業科目の選擇と云ふことも勢ひ専門に亙つて來るのである。例へば理髮業者に對しては理髮業に對する科目或は衛生に關する科目と云ふものを選ぶが如きその他各種



の業務に就て一々適當なものを選んで行かなければならぬ。孰れにしてもその科目は多くを選んで而して團員の好みや或は境遇に従つて選擇せしめると云ふ事が理想であるが、講師を得る事や或はその他の點に困難なる事情がありとすれば、その中最も緊切缺く可からざるものを二三選擇する事に心掛けなければならぬ。従來の講習會の科目は總てのものに對して課せようとするものを選んで爲に、何等の要求もなく又何等の必要をも感ぜざるものに對してこれを強ひたかの傾きがあつたのである。従つて高級なるものに對しては興味を惹かない許りでなく、その實績を擧げる事が出来なかつたのである。而して各科目の間にあつては相互に一定の連繋があり、而して或年限を経過すれば一定の系統が立つと云ふ事が出来れば更に結構である。又一の科目は或期間の後に於て再び繰返へされると云ふ様な事も望ましい事である。尙講習科目の選擇に就ては従來動もすれば職業的の方面に走せて居つた傾きがあつた。これは出来得れば各種の方面に亘つて選擇して人格修養や或は品性陶冶の上に於て貢獻する所がなくてはならぬ。彼の成人教育に於て或は哲學や宗教や藝術や或は高尚なる現代科學の梗概を選ぶ、或は趣味に關するものや音楽それから美術等に關する所のものを選ぶが如きはこの理由からであつて、勞働者に對しても尙斯かる必要を感ずるのである。

それ故に徒に實務的の學科のみを選ばないで特にこれ等の學科をも選び、或はこれ等實務的の學科に附帶して實習をなさしめると云ふ事は最もその當を得たものである。

**講師**

講師の選擇と云ふ事は最も必要な條件であつて、出来得ればこれは府縣とか或は郡市に於て一定の計畫を立て、さうして巡迴せしめると云ふのが最も適當である。従來各種の講習會を行ふ場合に最も多額の經費を要するものは講師に對するものであつて、少なくとも五日間なり一週間これを聘せんとする場合にあつては、如何なる者であつても、これに數百金を投じなければならぬ。その上に遠方より雇ひ入るゝ場合に於ては旅費や日常をも支出しなければならぬ。それに關する所の雜費も必要になつて来る。講習會の經費の大部分はこれに費される。併しながら講師如何によつて殆ど講習の使命と云ふものを左右するのであるからこれに對する經費の多いと云ふ事は已むを得ないのであるが、これは一面から云へば講師を一郡市や一町村に於て雇ひ入るゝよりは數郡市、數町村が連合して雇入れ巡回的に之れを利用するのが甚だ都合のよい方法である。講師の適當なるものを得れば殆んど講習會なり講話會の目的を達したと稱するも可なりである。併しながらそれは從來の様に單に講演の巧みなものによつて多數の聽講者を喜ばしめたならばそれで目的が達したと思つて居つた時代に於ては割合に單純に講師の選擇をもなす事が出来るが、それでは我々の要求する眞の意味の講習會乃至講話會と稱することが出来ない。勿論講師が講話に巧みであると云ふ事は必



要であるが、これは單に數時間以内の講話會に於てのみのことであつて眞にその講習講話の目的を達せんとする場合にあつては講話に巧みと云ふよりも寧ろ實績を擧げる點に於て大なる考慮を拂はなければならぬ。講習會や講話會の發達の最初にあつては講師の巧みなる講話なるものが必要でもあらうが、段々進歩して眞の講習や講話によつて何もかを得んとする風が現はれて來たならば、必ずしも講話に巧みなるものを招聘する必要がない。講話が巧みな者でなくとも特種の技術を持ち學力や或は人格の高きものを選ぶと云ふやうにしなければならぬ。只徒に講演に巧みなる所謂講習屋を招聘する事に努めて居ると、遂にはこれを以て何等かの娛樂乃至慰安位に考へるやうになつて眞の目的を達する事が出來ない。特に一般人に對しては左程でもないが、青年や少年に對する場合に於ては然りとする。講師は必ずしもこれを選方より招くと云ふ所の必要は存せないのである。尙後にも述べる事であるが、青少年の訓練の上に於て一定の課程なるものが編成されて見れば如何なる人と雖も相當の學力を有し、經驗を有し或はその道に對して修養を積んだものであれば講師となり得るものであつて、特に熱心なるその地方の小學校の教師であるとか、乃至は隱遁せる所の學者とか軍人かと云ふもの、又は近時各官廳等に於ても技術者とか乃至は教育者、學者等が尠くないのでこれ等の中から選擇すると云ふ風にせなければならぬ。

講習の進歩して居ない所の地方にあつては、講師を東京から招くと云ふ事を以て非常なる成功の如くに考へたり又それによつて講習の價値を上げようと力めて居るものが尠くない。而して自分の手近にある所の大學や乃至専門學校等には優秀なる學者が居り研究者が居るにも拘らず、これ等を招聘する事をも快よしとしない、只虚名を銜ふ所の人即ち東京の先生を招聘すると云ふ事を以て誇りとするかの如き傾きがないでもなかつた。併しながらこの講習會なるものに對する一般の見解が進むに従つてそれ等は段々實質的になつて來て出來得る限り經費を少くして而して手近に在る講師を招聘すると云ふやうに力めて來るのである。これは多くの場合に適用する事であつて青年や處女に對する講習會に於ても亦然りとするのである。青年に對しては東京には幾多の修養専門の人であるとか或は青年の講習屋と稱するものがあつて、彼等は餘りに學識をも有せない、將た又農村の實狀をも解せない、只虚名を博したに過ぎないが辯説が巧みであつたり、或は何等か宗教めいた様な修養法を説いたり、或は一寸我々の耳には新しい様な説や議論を吐いてさうして新聞とか雜誌等に宣傳をせしめたりして得意がつて居る者である。さうして天下を睥睨する様な態度を以て多額の報酬と過分な尊敬とをうけて青年講習をして居る。これ等は將來大に考ふ可き事である。

**幹部講習**

青年團に於ける所の中堅者の養成と云ふ事を目的として彼是十年以前から各地に幹



部講習なるものが行はれて居るのである。その名稱は或は青年團幹部講習會、或は中堅青年養成講習會と稱し郡の團體から生れたものが多かつたのである。例へば静岡の如き或は山口の如きその他二三の府縣に於て逸早く一郡を單位として行はれたものであつたが、その効果が相當に認められて段々と普及したのである。今日に於ては殆んど郡に於てこれに類する講習會を開かないものがないと云つても良い位な状態になつて居る。而して二三年前よりは更にこれが進んで一府縣を單位として催うされるやうになつて來たのである。その幹部講習は各地共多少の相違があるが、多くは五日間なり一週間なりの期間を以て一定の場所に集まつて其處で寢食を共にし、而して各種の講話會、修養談を聴き或は體操を爲したり或は靜座法をやつたり或は討論會を催うしたり或は協議會を開いたり、或は各種の運動體育等を行ひてその間に中堅青年諸子の覺悟を得さしめようと努めて居るのである。もとよりこの短期間に於ける講習は左程の効果のあるべき筈はないが、此處に集まつたものが既に多くは青年團の中に於ても優秀なる團員であり、又相當の興味をも有してゐるものであるからして、その結果は表面には左程に現はれないのであるが、青年團をして如何なる方面に活動せしめなければならぬかと云ふ様な點は相當この場合に於て彼等の頭に入つて行くやうである。併し中にはこの講習會に於ても會員をして心身共に大なる改造を試みようとするると云つた愨張つた考

へから徒に形式的な鍛造りの鍛練法を施したり、乃至は感激主義の訓話をなしたり或は無理強ひの社會奉仕を爲さしめるやうな事が往々あつたのである。青年の中にはこれ等の幹部講習を以て殆んど兒戯に類するやうである様な感を懷いて居る者も尠くないのである。もとよりこの幹部講習なるものをして不仕駄良なものに終らしめる事の不可なることは云ふ迄も無い事であるが、徒に形式張つた鍛練主義の會合なるものは吾人の贊する事能はざるものであつて、寧ろ青年をして自由なる空氣のもとに互ひに相愛し、手を携へて相語り、自己の思ふ所を述べ、相互心置きなく交らしめて行く事が本來のこの講習の目的でなければならぬと云ふ事が認められて來た。これは最近余輩等の試みた所であつて、各方面にその價値なるものを相當に認められるやうになつた。

全國青年團幹部養成施設狀況

全國に於ける青年團幹部講習は年一年其の實施の上に改善を加へられつゝあるが今大正十年度中に於て行はれたる一郡市範圍以上で此種の會合とし行はれたる講習會並に見學の狀況を文部省普通學務局調査に基きて掲げよう。なほ參考として講習會なるもの如何なるものであるかを知るためその實例を添へることとした。

○全國青年團幹部養成施設概況



一、講習會

(一) 名稱及び主催者

本調査は郡市を範圍として行はれたもののみであるから町村又は數ヶ町村聯合開催のもの之を知ることが出来ないが、青年團の幹部養成施設を其の主催者より見れば全國を通じて郡市經營のもの最も多く、其の他教育會、宗教聯合會、學校、文化協會、修養團地方支部等が主催者となつて其の經營指導に任じて居るものもある、而して其の多くは中堅青年講習會、青年團幹部講習會、青年團指導者講習會等の名稱の下に開催されて居るのである。一般に斯の種の施設は青年團事業振興上極めて緊要なるものと認められ、近時各地各團體とも益々隆にならうとする傾向がある。

(二) 場所

斯の種の精神修養的並身體鍛練的の講習會等に於ける場所の選定は頗る重要な關係を有するものであつて、從來多くは學校或は公會堂の如きを使用したのであるが、時に比較的心身修養に適當と認むべき山嶺等に位する大伽藍或は社殿等を使用するものも多いやうである。其の他雄大の氣を涵ひ豪壯の心を練るに適すべき湖畔、海邊、林野等も選ばれてゐる。

併しながらかゝる適當なる場所を有しないものは尙主催區域の中心に屬する學校、會館、議事堂、

役所内等を使用して居るものもある。往々劇場等を用ふる如きは窮餘の策とは謂へ不適當と謂はなければならぬ。

(三) 開催時期

青年團體の幹部たるべきものも養成施設であつて、當該者は何れも家庭では重大なる人物であるから、農繁其の他地方主要職業の繁忙の時期に於ては到底開催し得ないのである。故に各府縣共此の時期を避けて居る。而して何れも期したやうに、一般には盛夏の八月及び嚴冬の十二月から一月頃が最も多く、稀には四五月頃やその他のものもあるが極めて少い。

開催期間は概ね五日間であるが中には七日間或は長きは十日位のものもあり短きは三日位のものもある。殊に北海道札幌外四郡聯合青年團の施設の如く連續三ヶ月間に亘れる長期講習會を實施して居るものもある。

近來漸次隆んざらんとしつゝあるものに、一日講習或は一夜講習と稱し、比較的業閑期に於て知名の士の來會を機として之を開催せるものであるが、之は頗る善い企であり、又相當効果のある様にも思はれる。

(四) 會員



講習員としては郡設のものでは一町村より二名乃至三名を選出し、一回の會員數は六十名乃至八十名を普通として居る。稀には新潟縣岩船郡の如き一回二百名を算し或は神奈川縣橋樹郡の如き一町村十餘名とし全數百九十餘名を收容せる所もあつて、全國の平均は八七・八八となつて居る。

縣主催としては一郡市より通常五六名の標準で市町村青年團の幹部又は正團員中成績優良にして將來團の幹部として活動し得るものより選び、總數百名内外を最も普通とする。斯かる講習會に於ては講習員が多數なるよりも可成少數なるがよいやうに思はれる。中堅的人物の養成を本旨とする斯の種の施設に於てはそれが當然である。

(五) 經費及び其の支出狀況

經費支出の狀況に就ては一府縣によつて其の狀況を異にし一様では無いが、一回の經費としては通常二百圓乃至三百圓が最も多い。全國の平均は二一九圓餘である。中には北海道札幌外四郡聯合青年團主催の如き一、一八〇圓の多きあり、或は岩手縣紫波郡青年團の一七圓の如き少額を以て經營して居る所もある。併し其の經費中には會員各自の支出金を合算してゐるものもあり、又會員に對し補助をなしてゐるものもあつて、必ずしも經費の多寡を以て俄かに其の適否を判別し難い事情がある。

(六) 寄宿通學に關する狀況

此種施設に就ては可成會員一同起臥を共にし統一的鍛練修養の機會を多からしめるを以て最も有效とし、其の多くは寄宿制度を採用してゐるが開催地及び開催時期の關係上適當の箇所なきもの並近時流行の一夜講習の如き或は一日間二日間等極めて短期の講習の開催には通學制を採用してゐるものもある。併しながら通學制度を採用するものは極めて少く四九二回中九〇回である。寄宿制のものは三七〇回で、其の宿舍に使用しつゝあるものは多くは寺院であつて中には會堂の如きもあり。學校休暇中等に於ては寄宿舎を利用して居る向もある。尙ほ通學、寄宿を共に許してゐるものは三二回であつて、これは概ね講習期間も短いものが多い。

(七) 開催回数

青年團體の指導啓發上、青年幹部の養成は極めて重要な事項なるが故に、近時各地競つて中堅青年養成の施設に力を加へてゐる。今回の調査は郡市以上を範圍とするものを目標とし、それ以下のものを含まないが、大正十年度に於ける斯種講習會の開催數は郡市主催にかゝるもの四八一回の多きに達し、縣主催にかゝるものは一一回に過ぎないで未だ十分ではないが漸次隆ならんとしてゐる。地方行政の實際より見るときは郡市主催を以て範圍とするもの最も適切にして且つ徹底的であ



ると認める。

(八) 講演題目講師等の狀況

青年團幹部養成施設として一府縣で實施して居る講習會の講演題目は期したやうに次のやうな項目を擧げて居る。青年團の經營、農村と青年、青年團指導、地方自治、國防と青年、青年の修養、公民教育、思想問題、海外事情、國民道德、精神修養、運動競技、國際問題、太平洋會議、青年團と補習教育等がそれである。尤も此の他に多種多様の演題を選んで居るが、結局は精神修養に関するもの、農事に關するもの、或は自治に關するもの、産業に關するもの、又は日常生活に關するもの或は勤儉貯蓄に關するものが多いやうである。

而して講師としては府縣社會教育主事、中等學校職員、府縣理事官、郡市長、府縣技師、縣郡視學等が最も多いが、其の他學者、名士等を含んでゐる。近時各府縣社會教育專任吏員の設置以來、社會教育事業は其の面目を一新し青年指導の如き専ら其の手に握られて居るが、なほ各府縣共青年指導のため適切な講師を得るには相當考慮して居るやうである。

而して今日青年指導上に於て特に緊要と認むべきは一般抽象的の修養談よりも極めて、實際的指導をなす事が歡ばれる様な傾向がある。これは甚だ喜ぶべきことである。

二、見學等

青年幹部講習施設に關聯したる附帶施設として見學、視察、體育並に武術練習、競技、辯論、談話、協議、農産物品評會、手藝品展覽會等を開催してゐるものが多く、また土地の狀況により諸種の施設を加へて居るが何れも區々である。

附帶事業以外、獨立して行ふ所の見學團の組織も近時各地に之を企てつゝあつて、大正十年度に於ては合計一三二回に上つてゐる。實行上の成績に徴するも其の効果が多いうである。唯時期と經費とに就て最も考慮を要する事と思ふ。

青年と體育との問題は今日益々其の聲が高くなつたが之は誠に喜ばしい現象と謂はなければならぬ。殊に近時府縣主催の青年體育大會の如き漸次隆ならんとし、具體的の施設として見るべきものが多からんとして居る。殊に中堅青年養成施設に於ては理論的の説話許りでなく實際的の指導をすることが頗る肝要なりと信ずる。



○青年團幹部講習會狀況調

道府縣	回數	延日數	平均日數	受講者總數	平均受講者數	經費總額	平均經費	通學寄宿	通學寄宿ノ別
北海道	一三	二七八	二二・二	七七一	五〇・九	七、〇三九	五八五・七五	一	九
東京	八	二七	三・一	四六六	五八・三	二、二四八	二八一・〇〇	四	四
京都	一九	八四	四・四	三、一二二	一六四・三	四、四三六	二二二・九五	八	一
大阪	五	一五	三・〇	七六一	一五三・二	一、六二七	三二五・二〇	二	三
大	八	三〇	三・八	八三三	一〇三・八	七九六	九九・五〇	五	二
神奈川	二四	一〇九	四・五	二、三六〇	九八・三	五、三八五	二二四・三八	三	三
兵庫	七	二六	三・六	四三八	六一・一	七六一	一〇八・七一	五	二
長崎	七	二五	三・六	六五五	九三・六	一、六五三	三三六・〇〇	一	四
新潟	一五	五〇	三・三	一、二八六	八五・七	一、二七一	八四・七三	一	三
埼玉	一四	七七	五・一	七六〇	五三・三	二、二一〇	一六〇・七	三	二
群馬	一	一	一	一	一	一	一	一	一

千葉	一一	五六	四・七	八八一	七三・四	二、四三二	二〇一・八三	一	二
茨城	一一	五六	五・一	六三七	五七・〇	二、三七六	二一六・〇〇	一	二
栃木	八	三六	四・六	四四四	五五・五	一、四〇〇	一七五・〇〇	一	七
奈良	四	二六	七・八	三八七	九六・八	二、一六五	五四一・二五	二	二
三重	八	三一	三・九	七八〇	九七・五	一、七六九	二二一・一三	二	六
愛知	一八	八八	四・九	八五三	四七・三	四、七七六	二六五・三三	二	一六
静岡	一〇	四七	四・七	七八一	七八・一	二、八三五	二八三・五〇	一	九
山梨	六	二七	四・五	四三二	七三・三	一、二二九	二〇四・八三	二	二
滋賀	一一	四二	三・九	一、八四三	一六七・五	二、七七二	二五二・九一	四	六
岐阜	一六	八二	五・一	七七五	四八・四	四、九三三	二〇八・三一	一	一六
長野	一〇	四八	四・八	六一〇	六一・〇	三、二九一	三二九・一〇	三	七
宮城	一六	一三四	八・〇	七七一	四八・三	二、三五四	一四七・一三	六	四
福島	一一	四五	四・一	二、四五二	三三・八	二、六一四	二三七・六四	一	八



岩手	四二二	五〇八	二〇六	五一五	五六〇	一四〇〇	一	一	四
青森	七二六	三〇七	七五三	一〇七四	八九九	一三八四	二	四	一
山形	一〇六〇	六〇〇	三二六	三二六	一九八	一九八	一〇	一	一
秋田	一四七	三三九	八八七	七三九	三、一八二	二六五	三	九	一
福井	一三二	四四五	三八八	八九〇	七四二	三、三六五	二八〇	四二	一〇
石川	一〇五五	五五五	四八三	四八三	二、二八三	二三八	三〇	一〇	一
富山	七三七	五三三	五四一	七七三	一、二八四	一八三	四七	一	六
鳥取	七四二	六〇〇	一、四七五	二二一	一、〇六五	一五三	一四	三	三
島根	六二八	四七七	二五三	四二二	一、二六五	二二〇	六二	一	六
岡山	一四六	四二二	七四八	六八〇	三、〇六五	二七八	六四	二	七
広島	一七六八	四〇〇	一、二九八	六七四	三、二七三	一九三	四一	一	七
山口	一五八七	五〇八	七〇八	四七二	二、〇七一	一三八	〇七	一	四
和歌山	一四四	四〇七	二二三	七七七	七四〇	二四六	六七	一	二

徳島	九三六	四〇〇	四九六	五五一	二、二三七	二四八	七一	一	八
香川	八三九	四〇九	四三五	五三一	二、〇一三	三五一	六二	一	八
愛媛	一七七二	四〇二	八四七	四九六	三、〇四八	一七九	二九	二	一五
高知	六二二	三〇一	一、四三一	二〇四五	八二六	一一八	〇〇	一	二
福岡	一六四五	二二八	二、二七五	一四二二	二、四三五	一五三	三一	三	一三
大分	五二二	四〇四	四九七	九九〇	一、三七一	二七四	二〇	一	五
佐賀	六三三	五〇三	四二七	七二八	二、〇八四	二四七	三三	一	六
熊本	一六八二	五〇一	九五九	五九九	二、〇五〇	一三八	一三	一	一六
宮崎	一〇三八	三〇八	六五一	六五一	六三四	六二	四〇	三	一
鹿兒島	一一〇	九〇二	二、九二六	二四三八	一、三三四	一一一	一七	一	一一
沖縄	五三三	六〇六	四五〇	九〇〇	二、三七三	四七四	五〇	一	五
總計	四九二二	五五二二	五二四三	一九一	八七〇八	一〇七	八二七	二一九	一六
						九〇	三七〇		三三



◎青年團幹部養成施設概況調の一

道府縣	講習會回数			見學回数		
	道府縣主催	郡市主催	計	縣主催	郡市主催	市主催
北海道	一	九	一二			
東京都	一	八	九			
大阪府	一	八	九			
神奈川県	一	七	八			
兵庫県	二	四	六			
新潟県	七	七	一四			
埼玉県	一	五	六			
群馬県	一	四	五			
千葉県	一	二	三			
計	一	五	六	一	二	三

道府縣	講習會回数			見學回数		
	道府縣主催	郡市主催	計	縣主催	郡市主催	市主催
茨城県	一	〇	一			
栃木県	一	八	九			
奈良県	一	四	五			
三重県	一	八	九			
愛知県	一	八	九			
静岡県	一	〇	一			
山梨県	一	六	七			
滋賀県	一	一	二			
岐阜県	一	六	七			
長野県	一	〇	一			
宮城県	一	六	七			
福島県	一	一	二			
巖手県	一	四	五			
青森県	一	七	八			
計	一	五	六	一	二	三



山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛
一八	一一	一一	一〇	七	六	六	一七	一一	一四	三	九	八	一六
一〇	一一	一一	一〇	七	七	六	一七	一一	一五	三	九	九	一六
二	三	三	三	一	六	一	一	一	一	一	一	一	八
二	四	四	三	一	六	一	一	一	一	一	一	一	八

高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	總計
一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一五	四	六	一六	一〇	一一	四	四八一
五	一六	五	六	一六	一〇	一一	五	四九二
三	一	一	一	一	一	一	一	三
一	一	一	二	二	二	二	二	一一三
一	一	一	二	二	二	二	二	八
一	一	一	二	二	二	二	二	一三四

◎青年團幹部養成施設概況調ノ二(見學旅行等)

道府縣	開催回数	参加者總數	一回平均員數	總經費	一回平均經費	日數計	一回平均日數	備考
京都	八	四二八人	五三人	一、二五	一三九	三二日	二〇七日	
大阪	三	九三二	三一一人	一、三三三	四二〇	一八日	六〇日	



神奈川	三	一二二	四〇	五九〇	一九六	四	一〇〇	
兵庫	六	一八七	三一	一、六四九	二七四	一九	三〇一	
新潟	五	八〇	一六	六六三	二二一	一九	三〇八	中間経費不詳
埼玉	六	一七五	二九	一、〇六五	一七七	一七	二〇八	
千葉	五	三三四	六四	二、一七九	四三五	二二	四〇四	
茨城	三	一、九四八	六四九	二、三九六	七九八	一〇	三〇一	宮城拜観團一八八一 人の大團修あり
栃木	六	五八五	九四	四、九七五	八二八	一八	三〇〇	外に明治神宮春耕團 一
三重	三	三五八	一一九	一、九三六	六四五	二二	七〇六	
愛知	五	二三二	四六	八二一	一六四	二五	五〇〇	外に體育に關するも の二
静岡	二	一五九	七九	三、一五七	一、五七八	七	五〇五	外に神宮奉仕團一修 養會一
山梨	二	一〇〇	五〇	六〇	六〇	三	一〇五	中間経費不明
滋賀	五	三八四	七六	一、三九八	二七九	一六	三〇二	外に體育大會講習會 三
岐阜	六	六〇四	一〇〇	六五六	一〇九	二二	三〇六	

長野	六	二九〇	四八	三、二九九	五四九	一八	三〇〇	
宮城	五	一七二	三六	四二二	八四	二七	五〇四	中二團経費不明外に 劍道大會一
福島	二	七〇	三五	六〇〇	三〇〇	八	四〇〇	
岩手	一	一七八	一七八	二〇〇	二〇〇	八	八〇〇	
青森	三	五九	一九	三三八	一〇九	二〇	六〇一	
山形	二	二八	一四	三八五	一九二	一三	六〇五	
福井	四	一五五	三七	三、七二四	九三一	二二	五〇五	
石川	三	九五	三一	二、二四九	七四九	一七	五〇六	
富山	一	六〇	六〇	五五	五五	三	三〇〇	
鳥取	六	二九四	四九	一、二一八	二〇三	二六	四〇三	外に教育點呼一
岡山	一一	三三〇	三〇	一、三〇三	一一八	三〇	二〇七	
広島	一	四一	四一	五二七	五二七	五	五〇〇	
山口	一	二〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	八	八〇〇	



和歌山	一	四八	四八	二九二	四八	三	三〇
徳島	一	三〇	三〇	一	一	一	一〇〇
香川	三	六三	二一	二、一六四	七二一	三	一〇〇
愛媛	八	三四三	四三	二、五二二	三二四	五二	八・五
高知	一	八	八	三七	三七	七	七〇
福岡	一	五三	五三	一〇〇	一〇〇	二	二〇〇
大分	一	一六	一六	六五	六五	四	四〇〇
鹿兒島	二	五六	二八	七〇〇	三五〇	一三	六・五
總計	一三三	九、一〇八	六九	四四、三六〇	三三六	五三五	四・五

外に大會を都市に於て開く  
外に縣青年大會、青年競作會等

○青森縣主催中堅青年養成夏期講習會狀況

一、指導者

本縣學務課長自ら陣頭に立ち講演實習訓練の總指揮に當り社會教育主事縣視學縣屬を引き具して指導に當れり。

講師

- 文部省囑託 一
- 中學校長 一
- 農學校長 一

二、會場

地位は十和田湖畔休屋にして宿舍及び講演會場は本縣が特に講習會場として建築せしものなり。

三、講習會時間表(別紙)

四、指導の實況

學務課長以下一同講師は講習生と起居寢食を同じし身を以て範を示し教養指導に當れり行事の概略を記するに

毎日午前四時起床教程の順序により正確に豫定の講習行事を進行す、洗面の後一同外庭に出で縣視學指導のもとに深呼吸を行ふ、時に東天漸く紅く涼風湖面を吹て快云ふ可らず、次に一同裸體となりて内海理事官先導となり湖水に入り齋戒沐浴をなす。水清澄心身の汚染一掃され心氣頓に新なり。



り直ちに上陸し衣を改めて遙拜式を行ふ、視學官中央に立ち先づ伊勢の大廟を拜し次に皇居に向て禮拜し最後に皇太子殿下の御渡歐中の平安を祈念し奉る、地は十和田の靈場なり、時は將に日出の曙光を浴びんとす、一同心澄み氣收まり敬虔の念自ら湧く、五時半縣視學指導のもとに靜座三十分を行ひ朝食となる、食事は禪堂の道場に於けると同型にして食器は各自に洗滌す、食後居室を整理し小憩し後七時講演を開始し八時半に終る、縣視學指導のもとに庭前に於て裸體體操を行ふ、十時半に終る、十時半より正午迄講演あり正午に晝食を喫し午後二時迄午睡をなさしむ。

午後二時より講演を開始し三時半より本日の講演及び實科其の他の訓練に對し自己反省をなさしめ講演中の材料を整理し記録せしめ、午後四時より一時間縣視學指導のものに水泳を行ふ、終つて入浴に移り午後六時夕食を終る、食後視學官指導のもとに詩吟を行ふ、午後八時より團員の發表に移る、各自思ふ所を開陳して歡興湧くが如し、午後八時四十分當日の日記を認め午後九時就寢。

五、効 果

本講習の効果は講演體育等により講習生の修得せる實質的の陶冶の効果大なるは言を俟たざる所なれどもこれに優るものは、實に視學官以下講師が赤裸々となつて、青年と相接觸し起居を共にする間に講習生が感得する人格的感化を以て、本講習の特色と認むるものなり、數字上効果を列舉す

可き材料を有せざるも一度講習を受けたる青年は悉く歸郷後自覺を高め青年團の幹部を以て自ら任じ或は實業補習教育の獎勵に或は風紀の改善に自ら進む可き道を求めて青年向上の爲めに盡せり、尙附記す可きは講習終了の後受講生たる地方青年と學務課との間に隔意なく常に交通の絶えざることなり。

六、會員の感想は其の後の往復文書によりこれを綜合するに何れも、十和田湖の仙境と講習の嚴格なる内に講師との親みありて深き印象を刻み、自覺を高め發奮の氣を振起したりとあり。

○講習會時間表

時 間	種 別	八月十一日	八月十二日	八月十三日	八月十四日	八月十五日
午前四時	起床整理 洗面 深呼吸 服裝整理 居室掃除	同	同	同	同	同
午前四時半	齋戒沐浴 皇居遙拜 殿下平安 祈禱	同	同	同	同	同







六、目的及指導方針 本會は本部内各町村青年團の幹部又は將來幹部たるべき青年を召集して其の自覺を促し其の生活を改造充實せしめ清新なる氣分を以て青年團經營の任に當らしむるを以て目的とす

會期中本部青年團長たる郡長以下幹部は會員と起臥を共にし別に主任講師を依囑す主任講師は各講師間の連絡統一を圖り兼て町村青年團の實際的施設に就きて講演指導をなし又努めて個人的に指導をなす各講師は徒に概論的抽象的事項を述ぶるを避け努めて實績を擧ぐるに必要な事項を選択し着實なる講演をなすこととす特に青年修養に對し公平なる批判力を與へん爲め女流教育家の講演を加ふ又會員をして自主自治的に凡ての行事を遂行せしむるを以て本旨とし係員及主任講師に於ては出來得る限り命令干渉に出づるを避け理性に懇へ意志の發動に俟ち靜思斷行せしむるを以て指導の方針とす

二 講演

七、講演題目及講師氏名

青年及青年團

文部省囑託 片岡重助氏

✓かに育つか(自己と社會との進化の問題) 東京府社會教育主事 松原一彦氏  
 婦人より見たる現代青年 女子大學教授 吉田敏子女史  
 心理的に青年を觀る 文部省囑託 淺山尙氏  
 大きな力 女子高等師範學校教諭 堀七藏氏  
 民衆娛樂に就て 東京博物館學藝官 中田俊造氏  
 體育の理論と實演 東京府視學員 杉木正信氏

三 講演以外の施設

八、毎日行ふべきもの

- 1、遙拜 2、靜思 3、朗誦(教育勸語)
- 4、體操 5、自強術 6、自由研究 7、記錄

九、各一回行ふべきもの

- 第二日(六日) 發表會
- 第三日(七日) 討論會
- 第四日(八日) 懇談會



一〇、日々行事表

時間割		行事
自五時	至六時	起床、整理
自六時	至六時三十分	遙拜、靜思、朗誦
自六時三十分	至七時三十分	體操
自七時三十分	至八時	朝食
自八時	至八時四十分	第一講
自八時四十分	至九時四十分	小憩
自九時四十分	至十時	第二講
自十時	至十一時	晝食
自十一時	至十二時	午睡
自十二時	至三時三十分	第三講

日課表

午後		
自三時三十分	至五時	體操
自五時	至六時	自由
自六時	至七時	入浴、夕食
自七時	至七時十分	發表會、討論會、自彊術
自七時十分	至七時二十分	懇談會、點呼、日誌記入
自七時二十分	至十時	就眠

一一、講演豫定表

月時	第一講	第二講	第三講
五日 (水曜日)	開會式	婦人より見たる現代青年	青年及青年團
六日 (木曜日)	いかに育つか(自己と社會との進化の問題)	心理的に青年を観る	同前
七日 (金曜日)	同前	大きな力	同前
第三十一章 智的教養	片岡講師	堀講師	松原講師
			二五五



八日	同前	民衆娛樂に就て	同前
(土曜日)	松原講師	中田講師	片岡講師
九日	同前		
(日曜日)	片岡講師	閉會式	

開會式次第

- 一、開式宣告
- 二、君が代
- 三、御令旨捧讀
- 四、諭告(國歌合唱)
- 五、講師紹介
- 六、宣誓
- 七、編成
- 八、閉式

解散式次第

- 一、開式宣告
- 二、君が代
- 三、御令旨捧讀
- 四、終了證書授與
- 五、諭告(國歌合唱)
- 六、答辭
- 七、萬歲三唱
- 八、閉式

講習員心得

開會前的心得

- 1、九月四日午後五時までに會場に到着し係員の指揮を受け所定の班に入ること
- 2、會費は(金參圓)九月四日會場に於て係員に納入のこと
- 3、準備品  
手帳 鉛筆(又は萬年筆) 寢衣 運動用シャツ ツボン 足袋(又は運動靴)及洋傘
- 4、服装 隨『但可成着袴又は洋服のこと
- 5、各町村青年團一覽を一町村一枚持参のこと

會期中的心得

- 1、講習會の三大信條  
靜かに考へませう  
清く交はり心ゆくまで語りませう  
先づ自己を思へ自己を思へ
- 2、青年の純眞を傷つけぬこと



- 3、遠慮なく意見を述ぶること
  - 4、大國民的の態度を忘れぬこと
  - 5、最後の一秒間を重んずること
  - 6、會員相互に敬意を拂ふこと
  - 7、日誌、研究録、講演筆記等の整理は其の日中になすこと
- 閉會後の心得

- 1、講習に得たる感念を以て一事にても其の町村青年團に於て實行する様努力すること
- 2、感想録を本會及主任講師に差出すこと

## 第二節 圖書教育

圖書の必要なるは論ずるの要なき所である。圖書は文明のパロメーターであると同時に文明は之に依つてその進歩を見るものである。口より耳に傳ふる直接の傳達よりもその數の上に於ては幾十倍の傳達力を有するか知れないものは圖書による教化である。またその効果を千載に傳ふることも圖書の使命である。文字があつて文明が進歩したと云ふことは圖書あつて文明が進歩したと云

ふことゝ殆んど同一の内容を有するものである。

圖書を読むと云ふこと即ち讀書と人生との關係は既に先人の文に口に論述し盡された所である。然るに我國人の讀書に對する現状を見るに殆んど道樂か職業従事者が直接パンに關係あるものを仕方なしに讀むと云ふ以外には出でてゐないやうである。之は多年の訓練を受けなかつたことにもよるのであるが一面圖書館の發達しなかつたことや人々に相應はしき圖書の出版がなかつたからでもある。

### 我國の圖書館

我國に於ける圖書館は近時その發達の著しきものあるに至つたがまだ海外諸國に比すれば霄壤の差がある。即ち本邦に於ては人口千人に對して圖書館藏書冊數は八十冊に過ぎないが、米國では四百二十四冊と云ふことになつてゐる。なほ今回の震災で唯一の大圖書たる東京帝國大學圖書館が全焼したので更に此率を減じた譯である。大圖書館の多いと云ふことは必ずしも一般讀書界の幸福であるとは云へない。寧ろ小圖書館や乃至は巡回文庫の如きが一町村には少くも一箇はあると云ふ風にならなければ駄目である。今日我國に於て公私立の圖書館又は文庫と稱せらるゝものはその數が未だ千七百有餘に上つてゐるに過ぎない現況であつて就中圖書館らしき圖書彼は府縣立以上のものや數箇の私立のものを除いては殆んど存しない有様である。今左に參考として



各國に於ける圖書の現状を表記して我國に於ける地位を明にしよう。

○各圖書館數表

國名	十萬冊 至廿萬冊	二〇萬	三〇萬	四〇萬	五〇萬	一〇〇萬	一〇〇萬 以上	計
米	四三	一六	五	三	四	二		七二
獨	二六	二二	九	二	七	二		六八
佛	二五	一二	二	二	三	一		四二
伊	一八	九	四	三	一	一		三五
英	一七	七	二	一	二	一		二九
露	四	六	一	一	二	一		一五
澳	三	三	一	一	一	一		八
日	三	二	一	一	一	一		七
瑞	四	二	一	一	一	一		七
前表中日の五〇一〇〇冊の一は今回焼失せる東京帝國大學圖書館なり								

圖書館の利用

圖書館は決して藏書數の多い許りが誇りではない。その利用の程度が併行して進まなければならぬ。殊に一般民衆を相手とする圖書館にあつては寧ろこの方が主體とならなければならぬ。館自らが進んで民衆に對して讀書を中心とする各種の社會教育を行ふ必要あるは素よりの事である。なほ又一般民衆に於ても之を利用するは勿論民衆を社會的に教化せんとする各種の團體や施設の指揮者に在つても圖書館と連絡を保つて之を利用し一般民衆の讀書心を旺盛ならしめなければならぬ。

青年團や少年團が修養の根本義を忘れてお祭騒ぎをなすことが非なりと悟つた時、最も修養の方便として必要なりと認むべきものは讀書の教育であると云ふことは誰しも疑はぬ所であらう。而して既設の圖書館を利用するに於て最も多くの便宜あるは勿論の事に屬する。町村圖書館や學校圖書館があれば尙更結構な事であるが府縣立圖書館でも少しく此方面に力を費すならば巡回文庫や貸出の方法によつて一管内に普く所藏圖書を普及せしめることは困難ではない。尤も貸出の方法をとると藏書の散逸を免れないが之も注意さへすれば大したものでもなくまた多少の弊害はあつても其の本來の目的を達成する上の損失と見れば全部が損失ではない。

青少年團文庫

圖書館の利用さへ十分に行はれるならば特に青年團や少年團に於て文庫を設け



る必要もないが、圖書館發達の最初に於ては時に其の必要を感じる事もあらうし、又圖書館の利用が十分なりとしても別箇に自己の力によつて文庫を造るに何の不可があらう。之に依つて更に既設の圖書館を利用すると云ふ事にすればよいのである。而してそこには特色ある藏書が購入されて必要なるものは巡回文庫や他からの借入と異つて常に所藏されてゐるから青少年は自由に讀むことが出来ること云ふ便宜がある。また多くの場合青少年團文庫は青少年館内に設けられるから修養上に於ても不可欠の設備となるのである。

青少年團文庫の經營上困難なことは何と云つても其の創設に當つて建物を造ること、圖書を購入することであらう。或は之は何かの機會や一氣呵成にやつて出来るとしても其の後の新刊圖書の購入の困難なことや管理の六ツカシイ事は各地の此種文庫が等しく嘗め來つた苦き經驗である。少年文庫の爲めは學校の卒業生に對して一人一冊五〇錢乃至一圓の新刊書を購入せしめ其の一ケ年間は夫等の少年に巡回利用せしめ其の後は文庫に備付けしめると云ふ事もあるが、さうすれば常に程度の低い圖書のみが新に購入されると云ふ結果になつて、稍年齢や學識の進んだものには適切なる書と與へることが困難になつて來る。姑息な手段よりも公費を支出するに限る問題である。産業の奨励費や土木の費用と同様に支出さるべき費目であることを忘れてはならぬ。併し或る場合には町村

教育會の事業や又は青少年團自らに於ても其の經費として圖書費に大部分をとると云ふことにせねばならぬ。また富める家庭の青少年や或は遊學の青少年は少しの資を割いて郷土の青少年團の爲めに圖書を寄贈すべきである。

#### 圖書の選擇

近時坊間に出版さるゝ圖書や雑誌は其の賣行の好からんことを冀ふの餘り徒に時流に投ぜんことを之れ努め其の結果國民思想の上にも悪影響と及すことが少くない。之れ社會教育上看過し難きことである。故に理想より云へば凡ての圖書や雑誌は勿論新聞の如きも今日内務省が行へる發行禁止發賣禁止より積極的に良否認定の制度まで進むべきであるが之は到底行ひ難いものであるから茲に勢ひ比較的容易な方法として文部省では數年以來通俗圖書の認定や推薦制度を行つて來たのである。而し之も大々的の仕事でないから時代の要求に應ずる迄には至つてゐない。また之と同時に圖書館標準目錄なるものを毎年度最近刊行の著書中につきて造つてゐる。之等の仕事は將來大いに擴張發達せしめなければならぬものと信ずる。

今左に五拾圓又は百圓位で出来る青年團及び處女會文庫として推薦せる圖書を左に掲げて參考に供さう。本調査は大正十二年一月のものであるが今次の震災で目錄中の圖書で發賣不能のものも多々あるであらうから單に參考たるに留まるものである。



○五十圓又は百圓位で出来る青年團及び處女會の文庫

□五十圓位で出来る青年團文庫(順序不同)□

圖書名	著者名	發行所	價格
社會奉仕の仕方	西川光次郎	丁未出版社	二、〇〇
思想善導の基準	増田義一	實業之日本社	一、五〇
懺悔の生活	西田天香	春秋社	二、五〇
陸上競技の研究	寺田瑛	日本評論社	一、八〇
口語文用例集	文部省	大日本圖書會社	、六〇
進化と遺傳	山内繁雄	隆文館	二、〇〇
アンドルーカーネギー自叙傳	小畑久五郎	富山房	四、〇〇
日本集詩(九二三版)	詩話會	新潮社	一、六〇
星座の親しみ	山本一清	警醒社書店	一、〇〇
山の科學	原田三夫	新光社	二、〇〇
海の科學	原田三夫	新光社	二、〇〇

兵營の三百六十五日	荒城猛郎	磯部甲陽堂	、九〇
現代の商業及商人	福田徳三	大鏡閣	一、九〇
無盡藏	忽滑谷快天	至文堂	一、七〇
名人物語語	歌川飛鳥	丙午出版社	一、五〇
國民西洋歴史	柴田親雄	富山房	三、三〇
日本全國パノラマ地圖(東海道)	清水吉康	金尾文淵堂	一、五〇
平易なる皇室論	永田秀次郎	敬文館	一、五〇
現代人の生活	寺田精一	景文館	二、八〇
生活の改善	天岡直嘉	丁未出版社	二、五〇
最新水上競技法	熊田、加藤	報知新聞社出版部	、七五
私の西洋見物	眞田幸憲	目黒書店	一、五〇
大正新立志傳	爲藤五郎	大日本雄辯會	一、五〇
詳解漢和大辭典	服部、小柳	富山房	三、五〇
每日年鑑	毎日新聞社	毎日新聞社	一、〇〇



大正十二年度

□百圓位で出来る青年團文庫(順序不同)□

(五拾圓位で出来るものに更に左のものを加へる)

圖書名	著者	發行所	價格
明治勳臣、近世偉人百話	田中萬逸	國民書院	一、八〇
都に憧れて	天野藤男	親豐社	一、三〇
歴史と自然と人	大類伸	右文館	一、四〇
歐米名士の印象	鶴見祐輔	實業之日本社	三、五〇
世界を煙で捲いて	齋藤松濤	日本書院	一、六〇
敗殘の國々を辿りて	久留義郷	日本評論社	二、五〇
三都見物	生方敏郎	日本書院	三、〇〇
新しい修養心の掃除	前田、加藤	先進堂	一、七〇
報徳修養訓話	花田仲之助	光照館	一、五〇
天に口なし	中村進午	弘學館	二、五〇

潮の華	川村庄助	星鳳堂	一、九〇
新しい發明及發見	赤澤義人	人明堂	一、三〇
余の漫畫帖から	伊藤忠太	實業之日本社	二、〇〇
體育運動誌上展覽會	内外教育資料調査會	南光社	二、五〇
新知識の庫	三上於菟吉	實業之日本社	一、五〇
聖貧禮讚	宮崎安右衛門	磯部甲陽堂	一、五〇
わたり鳥の記	上原敬二	新光社	二、〇〇
地に跡を印した人々	別所梅之助	警醒社書店	三、〇〇
戯曲、新しき村を造るまで	石田傳吉	帝國地方行政學會	一、〇〇
口語文範	帝國教育會	寶文館	一、〇〇
恩讐の彼方へ	菊池寬	春陽堂	一、五〇
貌の舌	内田魯庵	春秋社	二、五〇
明治神宮、意義ある參拜	木場貞長	博文館	一、二〇
國文學歴代選(現代篇)	芳賀矢一	文會堂	三、五〇



辭

林

金澤庄三郎

三

省

堂

三、二〇

□五拾圓位で出来る處女會文庫(順序不同)□

圖 書 名	著 者	發 行 所	價 格
これからの處女の爲に(上)	處女會中央部	日比書院	一、三〇
若き婦人の思想生活	沼田藤次	洛陽堂	一、三〇
處女より主婦となるまで	山脇房子	日比書院	二、三〇
女心と世の中	高島平三郎	磯部甲陽堂	二、〇〇
家庭生活の改造	嘉悦孝子	日新閣	一、三〇
趣味と實益の室内遊びいろく	廣瀬夏樹	昇文館	一、二〇
心のあはれ	三宅やす	實業之日本社	一、八〇
女の人の爲に	武者小路實篤	曠野社	一、〇〇
女學校時代	沼田藤次	洛陽堂	一、七〇
懺悔の生活	西田天香	春秋社	二、五〇
靜思	倉田百三	曠野社	一、二〇

名人物語

日本全景パノラマ地圖(東海道)

西洋見物、お土産話

大正婦人立志傳

靜なる旅を行きつゝ

海の科學

山の科學

都に憧れて

和歌の話

婦人の使命

學校家庭女子の衛生

家庭科學 日常飲食物の知識

家事覺書、主婦より

日用品の使いひ方

歌川飛鳥

清水吉康

眞田幸憲

澤田撫松

若山牧水

原田三夫

原田三夫

天野藤男

佐々木信綱

下田次郎

岡田道一

島田慶一

三宅やす

家事改良會

丙午出版社

金尾文淵堂

目黒書店

大日本雄辯會

アールス

新光社

新光社

親光社

東盛堂

實業之日本社

同

同

同

家事經濟社

一、五〇

一、五〇

一、一〇

二、五〇

二、五〇

二、〇〇

二、〇〇

一、三〇

一、五〇

一、八〇

一、二〇

二、〇〇

一、二〇

一、〇〇



上は國母より	秋山專三	興國社	三、五〇
日本文學讀本	與謝野晶子	文化學院	一、五〇
愛及女性を中心として	石井滿	三田書房	一、九〇
辭	林金澤庄三郎	三省堂	三、二〇

□百圓位で出来る處女會文庫(順序不同)□

(五拾圓位で出来るものに更に左のものを加へる)

圖書名	著者	發行所	價格
これからの處女の爲に(上)	處女會中央部	日比書院	一、三〇
愛、理性及勇氣	與謝野晶子	アールス	二、五〇
私の西洋見物	眞田幸憲	目黒書店	一、五〇
星の科學	原田三夫	新光社	二、〇〇
婦人生活の創造(三角錫子遺稿)	小野秀雄	實業之日本社	一、七〇
恩讐の彼方へ	菊池寬	春陽社	、五〇
地と人	早坂一郎	大日本圖書會社	一、五〇

女性醫學	大塚診三	朝香屋書店	一、〇〇
聖貧禮讚	宮崎安右衛門	磯部甲陽堂	一、五〇
口語文範	帝國教育會	寶文館	一、〇〇
地に跡を印した人々	別斯梅之助	警醒社書店	三、〇〇
社會奉仕の仕方	西川光次郎	丁未出版社	二、〇〇
名人物語	歌川飛鳥	丙午出版社	一、五〇
生活の改善	天岡直嘉	丁未出版社	二、五〇
家庭音樂講話	田邊尙雄	啓文社	一、八〇
現代小説選集	島村藤村	新潮社	三、八〇
フロレンス、ナイチンゲール嬢傳	村田勤	警醒社書店	二、三〇
面白くて爲になる家庭の遊戲	石橋寺岡	廣文堂	一、二〇
現代婦人詩歌選集	茅野雅子	婦女界社	二、五〇
新しい修養、心の掃除	前田加藤	先進堂	一、七〇
國文學歷代選(現代篇)	芳賀矢一	文會堂	三、五〇



婦 人 の 爲 に	高島平三郎	至 誠 堂	一、三〇
家庭夜話、女として母として	高峰 博	文 教 書 院	二、〇〇
親 愛 なる 處 女 へ	天野藤男	天 眞 閣	一、八〇
詳解漢和大辭典	服部、小柳	富 山 房	三、五〇
毎日年鑑(大正十二年度)	毎日新聞社	毎日新聞社	一、〇〇

青年團處女會文庫についての注意二つ三つ(「は青年團處女會文庫の末尾に記せるものなり」)

「文庫の經費」と云つても、主たるものは圖書費だが、は少くとも創設費百圓以上、經常費年額五拾圓以上といふことであり度い。然もそれだけのものを一度に支出することなく適宜幾回にも分割して使用するがよい。一時に購入する冊数を少くするも購入備付の回数を成る可く多くすることが必要である。

要するに青年團處女會の文庫もそれが年々歳々生長して行くやうな組織になつて居なければいけない、でないと殆んど意味をなさないものとなる惧れがあると思ふ。圖書館とか文庫とか云ふものは之を譬へて見れば丁度樹木のやうなもので毎年新芽を吹き出さないでは枯木も同然である。圖書館といひ文庫と云ふ山では枯木は一向賑ひとはならない。否、却つて邪魔物になるので、どうして

も芽も吹き葉も繁り花も咲き實も結ぶのではなくては頼母敷くない。

文庫の主要なる財産は圖書であつて藏書は貯金に似て居るが、此の貯金、据置ばかりではいかぬ。「年掛」にもし「月掛」にもして鋭意増殖すべきである。そして其の貯金——財産をば絶えず運轉利用しなければならぬ。この貯金を死藏せず寝かせて置かず、大いに活動させると云ふ點が、圖書館の單なる守錢奴的貯蓄家と違ふところで寧ろ頗る活動的な銀行家に似て居る所以である。」

少年團に於ても少年團文庫なるものを備へる必要のあることは少年團指導者の唱へる所であるが實際には野外の訓練だとか救急法だとか敬禮法や遊戯の方面にのみ力を入れて、此の方面には觸れようとしなないものが少くない。少年文庫に備ふべき圖書として次に日比谷圖書館長今澤慈海氏の編せる少年讀物及び文部省大正十年發行人圖書標準目録中の少年書類を次に掲げる。

□少年讀物

これは主として日比谷圖書館長今澤慈海氏が少年讀物として推賞されたものである。

一、辭書類

書 名	著 者 名	冊 數	價 格	發 行 所
自習漢和辭典	芳賀剛太郎	一	三、〇〇	誠文堂



新式自習辭典 寶文館 一、五〇 寶文館

二、修身道德

逸話 讀本 藤川淡水 六各、四五 敬文館

お伽一日一善 同 一、七〇 麗文堂

課外讀本 葛原 幽 四八各、二八 博文館

母を慕ひて 野邊地天馬 一、一五〇 丁末出版社

三、國語

課外讀物 友納稻垣 四各、二五 目黒書店

小學讀物 廣文堂 一〇各、二八 廣文堂

大正少年傑作集 葛原 幽 七各、四五 目黒書店

大正少女傑作集 同 二各、四五 正文堂

兒童文集 岸田牧童 五各、六五 同文館

綴り方十二月 盧田惠之助 一二各、二二 育英書院

四、歷史傳記

偉人の逸話 小學兒童人物研究會 二各、三〇 下村書店

偉人の少年時代 渡邊霞亭 一、八〇 霞亭會

面白い日本歴史の話 中村徳五郎 五各、八五 文陽堂

國史美談 北垣恭次郎 三各、一〇 實業之日本社

古事記 澁川玄耳 一、二二〇 誠文堂

少年美談 熊田葦城 一、二二〇 實業之日本社

少女美談 同 一、一五〇 同

日本歴史畫 木村小舟 一、二二〇 誠文堂

歴史の庫 少年通俗教育會 四、二一〇 博文館

少年日本歴史讀本 萩野由之 一八各、四二 同

會我物語 盧田湘雨 一〇各、八〇 中華堂

五、地理

お伽旅行 藤川淡水 三各、〇〇 敬文館

世界一週お伽旅行 盧谷盧村 一、二二〇 寶學館



日本名所見物	白井島田	一	、六〇	博文館
趣味の地理	同	六各	、六〇	同
正式の算術	中村八郎	一	、六五	實業之日本社
空中の自然	堀七藏	一	、二〇五	東京中文館
子供の聞きたがる話	山田枯柳	一	、二〇	東京誠文堂
子供の喜ぶ新知識	中村孤月	一	、五〇	天佑社
少年の理科用語	堀七藏	一	、一〇〇	敬文館
なぜですか	小林巴都子	一	、一〇〇	同
日常の化學	堀七藏	一	、四〇	同
發明と文明	同	一	、二七〇	同
人の身體	同	一	、九〇	同
理科叢話	同	一	、一〇〇	同

理科 智 藝 同 一、四〇 同 文 館

八、圖畫手工

面白い家庭の遊戯	中村八郎	一	、六〇	實業之日本社
繪畫の手ほどき	板倉替治	一	、一五〇	南海書院
キリヌキ	鈴木江南	三	、二〇	長久社
キリヌキ集	上田憲司	五	、二〇	大阪文陽堂
子供の畫手本	鍋井克之	一	、七〇	中西屋
新案畫手本	湯淺条策	一	、四五	東京春江堂
圖案の考へ方	堀孝雄	一	、三五	東京目黒書店
圖案標準成績	阿部七三吉	一	、八〇	東京日比書院
書方標準成績	岸高丈夫	一	、八〇	東京日比書院

九、童話

あわて木兎	大井冷光	一	、一〇〇	至文社
イソツプお伽噺	巖谷小波	一	、一三〇	宋榮堂



おぢさんお伽噺	巖谷小波	一	一、〇〇	修文館
お伽おもちゃ箱	同	一	、九〇	忠文堂
お伽花壇	久留島武彦 小柴博	一	一、三〇	南北社
お伽學校	少年文學研究會	一	一、〇〇	敬文館
お伽十八番	巖谷小波	一	一、〇〇	修文館
お伽圖書館	鹿島鳴秋 太田三郎	一	一、〇〇	中西屋
お伽文庫	敬文館	一二	各、五五	東京敬文館
お伽夜話	藤川淡水	一	、六〇	盛林
教訓日本お伽噺	藤川淡水	一	一、五〇	慶文館
教訓お伽噺	巖谷小波	二	五、二〇	東京博文館
グリム物語	少年通俗教育會	一	一、五〇	同
趣味讀本	白鳩會	一	一、二〇	文教書院
小學お伽噺	奥野庄太郎	一	一、八〇	大日本文華株式會社
世界童話集	鈴木三重吉	一八	各、八五	春陽堂

日本昔噺	巖谷小波	一	一、二〇	東京博文館
不知の鐘	アンデルセン 諸星絲遊譯	一	、八五	泰山房
佛様お伽噺	藤川淡水	一	一、五〇	新光社
迷ひ子の家鴨	鈴木善太郎 初山滋	一	一、九〇	文泉堂
模範家庭文庫	富山房	九	三、八〇	東京富山房

十、對話

子供の對話	小柴哲博	一	一、一〇	中西屋
ジャンケン國	澁澤青花	一	、九五	實業之日本社
小女對話集	江口千代子	一	一、六〇	竹内書店
ふくろと子供	久保田萬太郎	一	一、二〇	赤い鳥社
べルルの音	澁澤青花	一	、八〇	實業之日本社

十一、詩歌

「赤い鳥」童謡	鈴木三重吉	四	各、六〇	東京赤い鳥社
兎の電報	北原白秋 初山滋	一	一、九〇	東京アルス



鷓鴣と時計	西條八十	一	赤い鳥社
少年唱歌	葛原 松原 小松 梁田 貞	四	各、二〇 目黒書店
幼年唱歌	同	一二	各、二〇 同
十二、幼年もの繪本類			
オトギウタエ	巖谷小波	二	各、七五 中西屋
子供ハクラン會	岡田三郎 細木原 鍋井 克之 畫	一	、九〇 同
幼年ボンチ	木村小舟	二〇	各、三八 博文館

□少年書類

これは大正十年度發刊にかゝるもので文部省圖書館標準目錄に載録せるものである。

書名	著者名	發行地	版數	冊數	表裝	發行所	價格		
蝶のお國	長田秀雄	東京	一	中ノ小	洋	實業之日本社	一、七〇		
新しい童話	久米正雄 小島政二郎	東京	六	中ノ小	洋	春陽堂	各、八五		
第一編	龍のほりもの	第二編	支那船	第三編	リキ・チツキ・テビー	第四編	大勇士	第五編	

編 空とぶ船 第六編 船のりシンドバット  
 赤い鳥の本 東京 四 中ノ小 洋 赤い鳥社 四、六〇

第四冊三人兄弟 菊地 寛  
 第五冊ふくろと小供 久保田 萬太郎  
 第六冊石の猿 小山内 薫  
 第八冊苺の國 楠山 正雄  
 童話の日本史 吉田 助治 東京 四 中ノ小 洋 文 陽 堂 各一、〇〇  
 第二 寶の圖 第三 難波の堀江 第四 奈良の都 第五 平安の都  
 童話 新集 初島順三郎 東京 一 中ノ小 洋 中村書店 各、五〇  
 第一編 狐の恩返し 第二編 小狸大盡 第四編 鶏の時計 第五編 山羊のお母さん 第六編 蛙の王様 第七編 猿の醫者様 第八編 鴉のお詫び 第九編 お鶴の九官鳥 第十編 小雀三羽 不思議な恋(童話集) 西條 八十 東京 三 一 小 洋 尙 文 堂 一、八〇  
 銀の魚 中條辰夫 東京 一 中ノ小 同 聚 英 閣 一、六〇  
 海國童話 軍艦の話 海軍話會 東京 一 小ノ中 同 海軍協會 九〇  
 第三十一章 智的教養 二八一



母と子文庫 創文社編 東京

六小ノ中同創文社各一、五〇

第一編 たんほゝの家 鈴木券太郎

第二編 森の祈り 沖野岩三郎

第三編 黄金の星 福田正夫

第四編 日の出づるまで 茅野雅子

第五編 美しき國へ 盧谷重常

第六編 愛の歌 野口雨情

腹つゞみ 澁澤青花 東京

一 小ノ中 洋實業之日本社 一、四〇

冷光童話集鳩のお家 大井冷光 東京

一 小ノ中 同 富山房 三、〇〇

東の子供へ (童話) 秋田雨雀 東京

一 小 同 日本評論社 二、〇〇

標準 於伽文庫 森林太郎(鷗外) 東京

三 中ノ小 同 培風館 各一、八〇

日本傳説(下卷) 日本神話(上下卷)

愛國美談 一太郎やあい野崎迂文 東京

一 中 同 高文館 一、五〇

お伽選集 犬と猿 巖谷季雄(小波) 東京

一 中ノ小 同 九段書店 一、五〇

偉人の幼年時代 自第一編至第三編

波邊勝 (碧琉璃園) 東京 三 小 同 大 鐙閣 各、八〇

佛蘭西お伽噺

いたづらつ子 ソツヒイさん 本野久子 東京 一 中ノ小 同 北 隆館 一、六〇

小學課外 自習の友

巖谷季雄(小波) 東京 一 小 同 成 象堂 一、六〇

實演お話集(第一卷)

大塚講話會編 東京 一 中ノ小 同 隆 文館 二、八〇

(尋常五六年向上卷)

兒童源平盛衰記 奥野庄太郎 東京 一 中ノ小 同 集 成社 二、〇〇

蟹の子

鈴木三重吉 東京 一 中ノ小 同 春 陽堂 一、八五

世界童話集第十八編

最新知識子供の聞き 原田三夫 東京 一 小 同 誠 文館 一、五〇

たがる話 (生理衛生の卷)

一日二十分宛 三百六十五日 子供に聞せる話 海老名一雄 東京 一 中ノ小 同 洋 同 一、八〇

子供に聞せる話

宇野名翠 東京 一 中ノ小 同 東 亞堂 一、二〇

子供に聞せる話

鈴木啞鈴子 東京 五 中ノ小 同 太 陽堂 各、五五

教訓童話集

赤い風船 第二編 森の白猫 第三編 王女とお友達 第四編 はたらき鬼 第五編

のんきな影法師

第三七一章 智的教養



- 水の赤ン坊 英キングスレー 横山有策譯 東京 一 中ノ小 洋同人社 一、八〇
- 椋鳥の夢 濱田廣介 東京 一 中ノ小 洋新生社 二、〇〇
- お伽小箱 宇野名翠 東京 一 中ノ小 同東亞堂 一、二〇
- 童話選集お伽の日本 竹貫直人 東京 一 中ノ小 同博文館 三、〇〇
- 一日一益 お伽論語 渡平民譯編 東京 一 小 同日本評論社 二、三〇
- 理科物語叢書 兒童讀物研究會 東京 六 中ノ小 同大鐙閣 各、六五
- 第七編 體內旅行 第八編 御空の星 第九編 活動天國 第十編 水雷太郎 第十一編 海底旅行 第十二編 電氣少年
- 小波お伽大全(第一) 巖谷季雄(小波) 東京 一 小 洋東亞堂 三、〇〇
- 世界童話名作集 東京 三 中ノ小 同精華書院 各一、三〇
- 第三編 軽い王女 矢口達
- 第四編 變な家鴨 中島弧島
- 第五編 黄金の河 保高德藏

- 世界お伽噺(第七集) 巖谷季雄(小波) 東京 一 小 洋博文館 二、二〇
- 白い鳩をたづねて 吉田絃二郎 東京 一 中ノ小 同日本評論社出版部 二、〇〇
- 少女美談 熊田葦城 東京 一 小 洋實業之日本社 一、五〇
- 少年美談 東京 一 小 同同 二、〇〇
- 小學お伽選 奥野庄太郎編 東京 二 中ノ小 同大日本文華株式會社 各一、三〇
- 神話傳説の卷、歴史物語の卷
- 少年科學小話 廣田鐵五郎 東京 二 中ノ小 同敬文館 各、一三〇
- (天地の卷、自然の卷)
- 少年少女對話六人集 實業之日本社 東京 一 中ノ小 同實業之日本社 一、二〇
- 太陽と花園(童話) 秋田雨雀 東京 一 小 同精華書院 一、二〇
- 太郎の化學 松山思水 東京 一 中ノ小 同實業之日本社 一、〇〇
- 少年少女の爲めの 東宮御外遊記 鷲尾浩 東京 一 中ノ小 同冬夏社 二、二〇

青少年と雜誌

雜誌の中には非常に俗悪なものもあつて一般成人に對しても悪影響あるものが



多い許りでなく、殊に青少年に對しては教育上弊害の大なるものが少くない。學生に對しては學校に於て相當の注意も拂はれてゐるであらうが、一般青少年に對しては家庭の權威が彼等の讀書までに及んでゐない結果、手當り次第に讀まれてゐる傾向があるやうである。殊に如何はしい思想宣傳のパンフレットが農村の隅にまでも流布されてゐることは寔に遺憾に堪へない次第である。なほ性に關する卑俗な讀物や社會問題を捉へて極端な論議を加へたるものが、比較的青少年の爲に喜ばれるやうである。

青年團員向の雜誌としては東京に於ても數十種を數へるが就中財團法人日本青年館の發行に係る青年が出色のものであらう。其の他は殆んど大同小異であるが比較的他の雜誌類に比べて穩健なものゝ多いのは奇異なる現象である。青年團雜誌記者を以て組織せる青年團研究會の如きが比較的眞面目に研究を遂げつゝあるを見ても之を證することが出来る。余の記憶に存する所では青年團員を専ら其の愛讀者とする雜誌の主なるものは次の通りである。

- 愛國青年
- 青年タイムス
- 日本青年

青年及青年團

新青年

文部省に於て大正十一年調査に係る中等學校生徒の雜誌に對する調査によれば次の如き結果になつてゐる。

○中等學校生徒購讀雜誌一覽表(大正十二年五月文部省發表)

區分	最モ廣ク購讀サル、雜誌名(府縣單位)		最モ多ク購讀サル、雜誌名(府縣單位)	
	種數	購讀者數	種數	購讀者數
全府縣	四十府縣以上	三十府縣以上	四十府縣以上	三十府縣以上
青少年雜誌	250			
中學世界	少年世界	飛行少年	野球少年	中學世界
中學生向	上	一二年の	少年	中學生
日本少年	譚	海	海國少年	新日本少年
新青年			世界少年	青年
少年俱樂部			新國民	奮闘
雄辯部			寸鐵	良友



- 婦人雜誌 100
- 主婦の友 女學生界 少女畫報 女性 ○ ○
- 婦人公論 婦女界 少女世界 婦人畫報 婦女界 婦人公論
- 少女の友 婦人世界 少女界 少女の友 女學生
- 女學生 淑女畫報 婦人俱樂部 主婦の友 婦人世界
- 少女 婦人の友 良婦の友 少女畫報 少女世界
- 令女界 女性日本 婦人界 女學世界
- 母の友 少女の國
- 趣味の婦人
- 學修雜誌 200 A B C 中等英語 英語研究 復習と受 ○ 受驗と學 A B C 中等英語
- 英語 100 受驗の學 初等英語 英學生の 受驗燈
- 數學 50 考へ方 英文作文雜誌
- 理科學 50

受驗 20  
準備 0  
其他

新英語  
科學雜誌  
理學界  
受驗界

文學藝術 200  
雜誌 100  
文章俱樂部 ○

新潮學 早稻田文 文章俱樂部 ○ ○ ○

文學 100  
藝術 90  
詩歌 60  
謠樂

明星  
秀才文壇  
日本詩人  
中央美術

娛樂雜誌 100 ○  
講談類 90  
活動寫真類 50

武俠世界 講談雜誌 文藝俱樂部 ○ ○ ○ ○  
講談俱樂部 講談界  
ポケットカメラ  
新趣味



冒險探險談類

面白俱樂部  
冒險世界

童話章誦類雜誌 100  
赤い鳥 ○

櫻の實金の船 ○  
く伸びて行 白鳩 ○

赤い鳥

政治經濟思想雜誌 90 ○

太陽解放表

日本及日

中央公論

改造 中央公論

現代

思想

現代

實業雜誌 70 ○

農業世界

農業世界

農業 50

實業の日

實業の日

其他 20

體育運動雜誌 70  
野球界 ○

運動界

アスレチック

野球界

一般運動 20

體育と競

野球 20

相撲 10

其他 20

教育雜誌 (0) ○

明日の教育

○

小學校

宗教雜誌 60 ○

雲の柱 ○

○

佛教 30

キリスト教 2)

其他 10

學術雜誌 60 ○

乃木望式 ○

○

○

修養雜誌 20 ○

希乃木望式 ○

○

希望 ○



性慾雜誌	20	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭雜誌	20	○	○	○	○	○	○	○	○
料理の友	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新家庭	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人と人	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭雜誌	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	1.720	○	○	○	○	○	○	○	○
(十六部)									
中學世界	少年世界	飛行少年	野球少年	中學世界	受驗と學	日本少年	一二年の		
中學生	向	上	中學生	少年俱樂部	部	少年俱樂部	少年世界		
日本少年	女學世界	海國少年	新日本少年	文章俱樂部	(二種)	新青年	向		
新青年	婦女界	世界少年	青年	(三種)		婦女界	少女世界		
少年俱樂部	少女の友	新國民	奮	閩		少女の友	婦人世界		
雄辯	女學生	寸	鐵	良		主婦の友	婦人公論		
主婦の友	少女	少女畫報	女	性		少女畫報	女學生		
婦人公論	令女界	少女世界	婦人畫報			女學世界	中等英語		
A B C	中等英語	婦人世界	少女界			A B C	農業世界		
受驗と學	初等英語	淑女畫報	婦人俱樂部			譚	海		

(一〇種)

- 赤い鳥
- 野球界
- 中央公論
- 現代
- 希望

(一五種)

- 文章俱樂部
- 考へ方
- 婦人の友
- 良婦の友
- 赤い鳥
- 武俠世界
- 女性日本
- 婦人界
- 野球界
- 譚
- 海
- 英語研究
- 少女の國
- (一三種)
- 太陽
- 英學生の
- 母の友
- 改造
- 友
- 英文雜
- 趣味の婦
- 希望
- 誌
- 人
- 復習と受
- 中央公論
- 少年タイ
- 受驗燈
- 現代
- 科學雜誌
- 早稻田文
- 乃木式
- 理學界
- 新小説
- (一九種)
- 受驗界
- 明星
- 農業世界
- 秀才文壇
- 實業の日
- 日本詩人
- 講談雜誌
- 中央美術
- 講談俱樂部
- 文藝俱樂部



- ホケット 講談界
- 新趣味 カメラ
- 樗の實 冒險世界
- 仲びて行 金の船
- 面白俱樂部 白鳩
- 運動界 かなりや
- 解放童話
- 新潮 金の星
- 料理の友表 現
- 家庭雜誌 日本及日本人
- (三) 思想
- (四) アスレチ
- ツクス
- 體育と競
- 明日の教育

- 小學校
- 雲の柱
- 新家庭
- 人と人
- (四) 二種

備考 種類は概數なり

青少年と新聞 新聞を青少年に讀ましむべきか否かの問題は十數年以前の教育界に於ては多少論議せられし所であつたが今日に於ては最早之を論議する餘地はない。新聞紙の素質も向上した、また青少年に對する教育上の見解も異なつて來た。そうして時代は社會と教育なるものを密接なるものとならしめた結果は、新聞の使命に重きを加へたのと同様に其の利用の程度も増進して來たことは云ふまでもない所である。

五六年以前に於ては何々新聞を何々青年團が教科書に使用したと云ふ記事が、更に新聞面の記事として表はれたものであるが、今日ではそれ位は當然の事として誰しも願みないやうになつた。然らば青年團がよく新聞紙を扱つてゐるか云ふと左程でもなく寧ろ今日では放任の有様である。新



聞紙が何等の注意なくして讀まれると云ふのが危険であるとか、又は三面記事は讀んではならぬとか云ふやうな事から離れて、積極的に之を有効に利用せしめる上から記事の讀み方を練習せしめるとか、新聞の出来るまでの経過を知らしめるとか、更に進んでは其の使命を諒解せしめると云ふ事は社會實習としても甚だ肝要である。新聞科なるものが圖書科と共に公民的教養の上に必要なものも此點である。

新聞の讀まるべき年齢は十六七歳の青年期以後である。それ迄の少年と雖も一部分は讀むであらうが必らずしも奨勵を加へてまでも之を讀ますにも及ばない。併し勢ひ家庭や團體や學校に在つては長者に見習つて讀むものも出来るであらう。其の際はよく指導を與ふるの要がある。若しも青年期に達しても新聞紙を讀まないやうなものがあるならばそれは寧ろ奨勵を加ふべきである。

青年團に在つては揭示所や文庫や事務所に新聞を備へて閱覽に供してゐるものが少なくない。併し之は各戸に一種位は購讀するやうにしたいものである。余が時々地方の青年團講習會に臨んで新聞紙を講讀せるものを調べて見て餘りに其の數の少ないのにビツクリする事がある。極端な場合には一村五六百戸の村で十戸前後の所もある。多くとも農村では二〇%を出でないやうである。

青少年團の見學の場合などには新聞社を其の一として選ぶ必要がある。大阪や東京の大新聞社に

於ては之を歡迎して快く説明や實驗の勞をとられてゐる。新聞社の見學から青年が新聞を購讀するやうになつたと云ふ實例はしばしば青年の口よりも聞く所である。

#### 讀書會

青年團に於ても少年團に於ても讀書の趣味を涵養せしめんとするには、個々の讀書心を養ふと共に讀書會なるものを設けて團體行事として相互に相競ひ相勵まし以て讀書の習慣を養はしむるを可とする。讀書會とは要するに會員なるものが一定の規約を設けて毎月五十頁なり百頁の讀書をする。その結果は一月に一回なり二回相集まつて發表なり質問なり又は輪講を行ふのである。而して圖書は文庫のを利用する場合もあらうし、又資力ある場合には各自に購入して其の圖書の相互交換を行ふもよい。規約は餘りに愆張つて作つてはならない。出來得る範圍に於て定め漸時程度を高めることゝしたい。

#### 座右圖書

圖書の中には一回の讀過によつて用のないものもあるが、また數回之を讀む必要のものもあらうし、また一生の間座右より離したくないと云ふものもあらう。座右圖書と云ふのは此意味のものである。多くは精神修養とか文學に關するものであらうが、職業従事者が持つ各種の表即ちテーブルの如きものもこれである。いづれにせよ斯かるものが煙草入れや爛徳利の代りに之からさきの人にはなくてはならぬ必須品である。古の偉人や大學者が常に何等かの座右書を有して殆ん



ど行住座臥之を身邊より離さなかつたと云ふ事には例外がない様である。また多くの外國人はバイブルをポケットに入れてゐないものはないと云ふ事であるが、さて現代の日本人には之に代はるべき何物もないと云ふのは心細い限りではないか。

○讀書の一般的傾向（文部省調査に依る）

讀書の一般的傾向は如何と見るに、登館する者、都會に於ては學生比較的多く、實務家等も漸次増加する傾向がある、地方町村に於ては青年及び兒童多く一般成人は少い様である。都會と町村とを論ぜず婦人の閱覽者少きは甚だ遺憾である。

閱覽圖書の傾向は一般的に言へばやはり文學書最多數であつて、それ以外は土地によりて差があり、或は學生の受験用の各種圖書が歡迎せらるゝもあれば歴史傳記が多く讀まれるもあり、又娛樂的に讀まれる種類のものもある。

大體に就て言へば都會程高尚なるものが閲讀せられ農村程低級なるものが歡迎せられる。之は當然の事であらうが、農村に於ても可成その進歩を圖るやうにありたい。

今二三具體的例を挙げると次の如くである。

甲、農村圖書館

- 1、閱覽圖書は低級のものにて専門の物には向はず。
- 2、利用の程度幼稚にして閱覽者の範圍狭く其の數も亦少し。
- 3、文藝、思想、哲學、宗教、修養、傳記(偉人傑士等)、少年讀物等割合に多し。
- 4、多く娛樂的、實業的のものを要求す。修養に關するも漸次要求する様になれり。
- 5、本圖書館閱覽者が主として青年團小學校兒童にして、一般公衆の閱覽者僅少なるを遺憾とす。青年兒童の閱覽者は態度頗る眞摯、よく館則に遵ひ靜肅なり。最も多く讀まるゝは歴史傳記物なりとす。

6、登館するもの兒童最多にして、一般漁民は割合少なきことを遺憾とす。

7、(イ) 讀書趣味漸次向上せるも、未だ低級なる文學書多く讀まる。

(ロ) 巡回文庫多し。産業的方面の書籍を希望する者次第に増加す。

(ハ) 有志者中に圖書館事業を援助せんとて、書籍の寄贈を申込むものなり。

8 現時我地方の農民の一般は一日孜孜として働き、夜になれば直ちに寝ると云ふ有様にて、慰安としては村芝居、村角力、鎮守祭位に過ぎず。而も之等は季節に限られたる極めて貧弱なる娛樂に過ぎず。此の點よりして圖書館は品格を高尚ならしめ精神を養ひ、見解を廣くし智を磨き、生



を養ひ志を遠大ならしむるに、最もよき機關なるも、低級の農民は肉體的の欲を求めて、心靈を慰安する利を悟らず。偶々圖書館に入るものも。主として講談小説御伽的のものを讀むに過ぎず。(香川縣綾歌郡高熊村立圖書館)

9、傾向。偉年最も盛にして壯年、婦女、老年之に次ぐ。部類上より見れば地理歴史最も愛讀せられ理科、文學、法制經濟、雜書、修身、農業之に次ぐ。

設立當時は好奇に驅られ閱覽者多かりしも、其の後發展向上の機運に向はざるを遺憾とす。偉年は新刊物をあせる氣味あり。老壯年は講談物を愛讀する風あり。

村の經濟上新刊物を購入する能はず。一般に満足を與へんとせば新刊物購入にありと思ふ。一は館員の盡力足らざる點もあらん。館員は小學校教員の兼務を廢し、専務館員を常置せば更に好結果を見るならんも、未だ其の運びに至らず。(山口縣美彌郡秋吉圖書館)

#### 乙、都市圖書館

以上は農村小圖書館に於けるものであるが、更に都會の大圖書館に就いて見るに次の如くである。

#### 東京市日比谷圖書館

イ、一般閱覽人は概ね感謝的態度を執る。

ロ、一般公衆の中には無關心的態度を執る者も亦不尠。

一、公衆の態度  
ハ、稀には智識階級にありては基督教會に對するが如き忌避若くは敬遠の態度を執るものあり。

(社會教化の中心として活動する際には特にこゝに留意するを要す)

イ、近時研究的批判的の傾向著しく現る。

ロ、要求せらるゝ圖書は逐年高級のものとなり其趣味も亦頗る高尚となれり。

二、閱覽傾向  
ハ、閱覽回数最も多き部類は依然として文藝物なり、受驗物之に次ぎ實用向の圖書も亦漸く増加せり、此種の圖書は近時官公衛諸會社等より使用人を出張調査せしむる傾向著しく加はれるに依るものゝ如し、信仰及思想に關するものも亦需要者尠からず、最後に最も利用少きものは家庭向のものとする。

#### ○巡回文庫

巡回文庫は之を分ちて圖書館藏書の一部を之にあて、圖書館の事業の一となすもの、圖書館附屬の巡回文庫及び全然獨立せる巡回文庫である。巡回文庫に關する報告にはこの區別を明にせざる



もの多く、中には附屬巡回文庫は之を除いて居るものもあれば、又中には之を加へたるものもある様に見受けられる。又全然之なき旨報告したる縣もある。然し其の多くは獨立せるものである。

其の數は

公設	三四七
私設	一、三三四
計	一、六八一

であつて、略公私立圖書館數と同一である。其の設立者別より見るときは圖書館と反對に、私設大部分である。設立者の中公設と雖も、必ずしも認可を受けたるものでなく、唯何々村、何々町、何々市のうちの何々町が之を設けて居ると云ふに過ぎない。私設のうち其の多くは、青年團であつて教育會、處女會、婦人會等の夫は少ない。又一私人のものも多くはない。其の經費及藏書冊數は之を公私に合して次表の如く

經費	一一一、九八〇圓	一館平均	六六圓
藏書冊數	九四九、一七一冊	一館平均	五六四冊

であつて極めて規模が小なるものである。

其の編成法は其の多くは其の廻付先の數に應じて八個とか十個とかに編成し、二十冊三十冊等を一纏とし、之を箱に納めて運送に便にするもの多し。又中には柳行李、ヅツクの袋の如きものに收納することもある。

廻付先は小學校、青年團集會所、青年團支部長宅、各字會議所、床屋、會員個人宅、俱樂部、處女會本支部、氏子總代宅等種々あつて一定しない。

廻付方法は廻付先、廻付期間等を記載したる一定の表を作つて置いて、この順に従つて、或は小學校兒童上級生に依頼するとか、順々に各廻付先より廻付するとか、又廻付に費用を要するときは本部より支給するものもあれば、廻付先の負擔とするものもあつて、之亦一定しない。要するに編成法、廻付先並廻付方法は、何れも土地の状況に最も適せる方法を探ることを必要とし、又現在其の方法を探りつゝある様である。

閱覽人員は圖書館の如く明白に出来ない點がある爲に之を記載しないものもあり、又表面にあらはれたる數以上にあるものと思はれる。故に之は總數を擧げることが略した。

交換期限は十日とか、二十日とか成は一ヶ月又は三四月もあり、長いになると六ヶ月月に互るものもあつて一定しない。この期限の如きも其の廻付先の數、編成法、圖書冊數等によりて交換期限



の長短を定めることとなるのであらう。

巡回文庫に専門的に従事せるもの少く、其の多くは青年團幹部、總代會員中有志のもの等である。其の他官吏、教員、役場吏員等も亦相當之に力を致して居る文庫もある。又之を明に記入しないものも頗る多く、全體の數を知ることは出来ない。

全國巡回文庫

道一縣	館		經費	藏書冊數
	公設	私設		
北海道	—	—	—	—
東京都	—	—	—	—
大阪府	—	—	—	—
神奈川県	—	—	—	—
兵庫縣	—	—	—	—
長崎縣	—	—	—	—
計	—	—	—	—

新	崎	群	千	茨	栃	奈	三	愛	靜	山	滋	岐
湯	玉	馬	葉	城	木	良	重	知	岡	梨	賀	阜
九	二	一	七	一三	一	四	八	二	六	一	六	五
一	三	二	七	七	五	二	八	一	三	三	四	九
二	四〇	二五	三四	八五	五	一六	九六	二九	四九	三一	九〇	九五
一、五八七	五二八	一、四七八	一、二一四	四、二四二	一六〇	一、〇九四	三、四三七	三、六〇八	二、四八七	一、〇三七	二、四四一	三、六七九
四八、〇五九	一二、三五八	一一、五五二	一一、八〇一	四〇、四一九	二、三三〇	一六、五五一	四四、四一三	一六、〇三一	一一、三七六	五、二〇〇	一一、三七六	二八、三九五

第三十一章 智的教養



長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山
一〇	二七	九	一	六	四	八	一	一	一	一	一	一
七	五	一〇五	四〇	四	一	一	三二	三	三	三	三	三
八	三	一四	四〇	一〇	四	九	三	三	三	三	三	三
五、二〇〇	一、五三九	二、九四六	四八〇	四九六	三三二	六九七	七二〇	八、九七五	二、三九七	一、八八五	一〇八	三、三二〇
六七、三七二	二〇、六九一	三二、七八九	八、〇一八	三、四〇八	三、九七一	一五、三八三	一九、八二二	三二、五八一	四一、六一一	一〇、二一八	二四、五五二	四八、〇六七

廣島	山口	山形	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島
二	五六	六	三	三	一	三	三	三	一	三	一〇	三	一〇
六五	一八	二五	一六	一四	一	六	一六	二八	二五	二〇	一	一	五
六七	七四	三一	一九	四八	一	九	五二	二八	二八	三〇	三	三	六
四、二九八	七、五六六	一、八八五	一〇八	三、三二〇	二〇	一、九四六	四、二七五	一、二六五	三、〇五九	四、四二一	一、七四六	三、三九六	一、七四六
四八、〇六七	一三五、七〇九	一四、三〇七	一〇、二一八	二四、五五二	四九九	八、一四三	二八、三三五	八、二一〇	一八、六〇九	一三、四八三	一一、四九八	一六、六五六	一六、六五六



沖 繩

總 計

三四七

一、三三四

一、六一

一一、九〇

九四九、一七三

### 第三節 揭示教育及通信教育

揭示教育とは揭示板を利用したり又はポスターを利用して目より入つて一般民衆を教化せんとする社會教育的施設である。茲には之を青少年團に於て之を如何に利用すべきかと云ふことを研究すれば足りるのである。

通信教育とは文書に依つて教授又は質問應答をなし、召集の時間と努力とを省かんとする企である。之も廣く一般社會教育的施設として行はれてゐるのであるが、前同様青少年團の場合の利用方法を研究するの要がある。

#### 揭示教育の注意

青少年團に對する揭示材料は青少年の智力や境遇に相應したものでなくてはならぬことは云ふ迄もない。また郷土の良風美俗に反するものを選んでならないのは勿論であつても平易にして上品なる文章で書かれねばならぬ。ポスターであつても揭示板であつても文字許りでなく出來得れば繪畫を用ふることが大切である。繪畫は理解を容易ならしめる許りでなく、文

章よりも濫かい柔かな感じを與へるものである。

揭示事項は一週一度位は取換ふべきものである。地方を視察して見ると一年も前の揭示が風雨に暴されて残存してゐることもあり、また視察者があると云ふので其の道筋の揭示板だけに手入をしてゐる所もある。そして視察者の感じをよくしようとてか過褒な文句を以て視察者の來るを報じてゐるものもある。揭示板は決して視察者の爲でなく、團員相互の爲であるから本末を顛倒せぬことが大切である。

また揭示板は或る場合には其の一部を提供して停車場に見るやうな、旅人の利用に委するもよい。落書の處がないではないが、そこに人情美が表はれて何んとも云へぬ情趣があるであらう。

揭示板を擔當するものは團員中の能書家か畫家かであるが、其の他の團員と雖其の努力を提供するの要がある。而して出來得れば民家の附近に設けて常に管理し得るの便宜を供するを可とする。印刷物を貼布する場合には其の字形の大きさと云ふことにも特に注意を要する。

#### 通信教育の注意

機關雜誌も通信教育の手段であるが茲に云ふものは之以外の方法である。即ち召集の困難なる時とか處とかに於ては、通信教授に代へるに印刷物や又は質問用紙等を用ひて或は教材を與へたり或は質問に應答する方法である。出稼者の多い地方では出稼の團員に對して之



を行ふ場合もある。此法は最初は單に安否を問合はす通信であつたものが漸く發達して教育の上にも之を應用するに至つたのである。中學校の通信教授や講義録とは大部性質も違つて、青年團に在つては特定の人々の間に對してのみ行はれ、其の人々は面識があると云ふ點が特色である。

通信教育に利用されるものは謄寫版である。また質問用紙である。謄寫版印刷の通信は既に團員の手保存されてゐる教科書とか参考書とか辭書類と關係を有するものとすれば更に効果が上り易い。また質問用紙を利用して團員よりは盛に質問を發する。之を本部に於ては整理して指導者又は其の道の人に送つて其の答解を質問者に返附して遣ると云ふことにする。但し質問の方法など云ふ事は召集した場合に充分に説示しておく必要がある。然らざれば只必要もないのに徒な質問をなしたり、又不得要領の質問を試むるからである。

山村僻邑の地では補習學校などへも容易に通學し難い所が多い。斯かる地方では二里も三里も學校に通はしめるより、通信教育の方法をとつて而して時々指導者が出張すると云ふことにすればよいと思ふ。彼の中學講義録などによつて獨學せるものも少くないのであるから、指導の方法如何によつては秀才をして其の天賦の能力を發揮せしむることも不可能ではない。

通信教育で必要なのは補習學校の立場からは一定の教科書や参考書であり、青少年團の立場から

云へば其の教範である。之等のものがなくして行はれた通信教育は只其の通信材料のみによつて振來し得る範圍を出でないものである。

#### 揭示通信教育の記録

揭示教育や通信教育に利用された記事や其の効果は記録として後の参考に供しなければならぬ。さすれば其の材料も年と共に精選されるに至るであらうし、また組織立つたものとなり得る。殊に通信教育に在つては其の印刷物の全部が順序よく纏まるやうに表紙なり目次なりが與へられて、各自が大切に保存し得るやうに計劃されるべきである。處によつては之を立派に印刷に附した表装を豫め與へるとか、又は一定の課程を終へたる後與へることにしてゐる。

### 第四節 學力檢定制

資格なるものが謂なくして幾種にも分れると云ふことは望ましい事ではない。殊に學校教育を受けたものは容易に得られる資格が其の卒業生よりも優に學力も操行も秀でた而も實際にも通じてゐると云ふものも容易に試験に合格せぬ爲に常に世の中に立ち下位に居らねばならぬと云ふのは不合理である。殊に今日官吏となるものゝ間にも高等官と判任官の別があり其の資格が高等官の場合に於ては法制知識の一點張で決せられると云ふその不合理なるは云ふ迄もない、法律政治の學問を



修めたり又は其の科の考課に登第したものは如何なる官にも就くことが出來、又所謂樞機にも參與することを得るが、其の他の者は才能や學力の如何を問はず特別任用令の官吏以外にはなれぬ許りでなく、よしや高等官となつても樞機に干與することを得ないと云ふのは、我國の制度が歐洲諸國に學んでゐる所が多いとは云へ、之のみは支那の影響をうけた時代遅れのものである。

多くの場合に於て學校卒業生は優遇され過ぎてゐる。中學の教育を受けないものが獨學をして高等學校に入學するには高等學校入學の資格試験があり、また専門學校に入學せんとするものゝ爲めには専門學校入學資格検定制度が布かれてゐるが、之も學校卒業生よりも非常に苛酷なる検査をうけなければならぬ。夫れでもなほ合格しようとするものゝ爲には年々二三回でも行ふ様にすればよいが、一府縣一校に限り年一回と云ふので到底間に合はぬ。今少しく可憐なる檢定制を設けられたものである。自學したものや夜學によつて修業したものには寧ろ獎勵の意味で簡單なる考試法を採用するとか、又は科目別に試験を行つて其の合格點を得たものには爾後試験を除くとか、或は全科日中の幾科目を合格すれば他の科目は試験法により大體諒解せることを確むれば足ると云ふ位にしたものである。試験の如きも課題を多く出して其の中の二分の一を選択して答案を作らしめるとか云ふ風にして苦學生の勤勉をねぎらふ必要はないか。

青年團と學力檢定制

青年團員が補習教育を受けたり、又は圖書教育、講習會、自學自習等に依つて得たる智識技能は夫れ自體に於て價値の存するものであつて、文官の資格を得るとか教員の免許狀を得るとか云ふことは別箇の問題であるが、よしや官吏たり教師たるの考はなくとも自己の學力が何程であるかを確かむる爲には之等の試験に應ずるもよい。併し文官試験や教員檢定には無駄な形式と餘り偏したる目的があるため一般修養の結果を判定する上には適しないものである。そうかと云つて専門學校入學資格檢定や高等學校入學資格試験も度々は行はれない。以上の試験や檢定の行はれる所は多く地方廳所在地に限られてゐるので只自己の學力を知れば足ると云ふ場合には不適當である。茲に於て余は數年來青年團員に對する學力檢定制なるものを提唱したのである。此制度たるや一郡市を範圍として行ふものであつて而も其の方法は集合試験制でなく寧ろ平常の儘に於て一町村に於て行ひ其の結果によつて判定するもよし、また時に必要あらば一郡市又は一郡市を數區に分つて集合試験を行ふもよい。今其の試験を行ふに當り注意すべき點を列舉せん。

一、程度は中學卒業を以て第一級とし中學三年修了を以て第二級とす。第二級は高等小學校卒業生に在りては一箇年間補習教育をうけたるものに對しては無試験にて與ふること。但し特に數學漢文等に對しては簡單なる考試を行ふもよい。



- 一、第一級の試験を受けんとするものに對して豫め課程表を與へて學習せしめ其の學習の状態をも日記として提出せしむ。
  - 二、第一級の學科は國語、數學、物理、化學、地理、歴史、英語等として程度は中學校課程による。
  - 三、各科は別々に採點し五〇點を以て滿點とす。
  - 四、試験は町村青年團に於て推選したる者に對し之を行ふこと。
  - 五、課題は多く提出し其の二分の一に答へまた教科書を持ちて答辯せしむること。
  - 六、試験の成績不良なるもたほ今一回試みんとするものに對しては更に數週間後に於て之を行ふこと。
  - 七、筆答成績が及第に近き落第者に對しては口頭試問を行ふこと。
  - 八、一定の標準課程を定むること。
- 以上の如き注意の下に年少なくとも二回之を行ふことゝすれば、之に應ずるものも少なくないであらう。また之によりて青年團員の好學心を進むることも甚大なものがあるであらう。

### 第三十二章 徳性涵養

人類の禽獸と異なるは其の身體的方面のみでなく寧ろ道德的方面に存する。然り其の道德的方面に於ても模倣や形式の儀禮ではなくまた義理や人情と云ふ相對的のものゝみではなく至上至高なる善より來るものでなくてはならぬ。青少年は其の品性も成就せず思想も圓滿ならざる時代であると云へ其の未だ浮世の情理に泥まざる時代であつて其の崇高至純なる點に於て人生中意義深き時代である。最も得難き天恵のステーチをして意義あらしむるには先づ其の生活を眞純ならしめねばならぬ。道德的修養と稱するも決して一人前の成人が行ふ様な實世間的の道を歩まなければならぬ作法や行儀に馴れなければならぬと云ふものではない。先づ自己を充實し純化し善化し其の餘力を以れ他人に及ぶべきものである。固より自己の充實と云ふことは個人的の考から見た意義ではなく廣い意味の自己を發見した上の事である。唯我獨尊の己ではなくて社會の一部分としての完全なる己でなくてはならぬ。日本人は凡てを大きな目的から見たり又は立派な名目から見たがる。例へば少年が鐵砲をかついで教練をしたと云へばそれと云つて忠君愛國に結びつける。又神社を參拜すればそ



れと云つて祖先崇拜に結びつけたがつてゐる。何をするにも大義名分論が先に立つて個人と云ふことは深く注意されぬ。自己を見詰めると云ふことがなくて外部に價値を見出さうとすることは凡ての國民性に表はれてゐるやうである。夫れ故何か事のある場合には自己の本分を忘れて輕舉盲動する。流言飛語に迷はされる。深くも信じないが其の眞偽を確むるの餘裕をも有しない。

國民性の改造と云ふことは根本的には困難なる事であるが、併しまた其の流れに従つて都合のよい方向に轉せしめることは絶対に不可能と云ふものではない。天災や地變や大戰亂に依つて社會の秩序や風習が改造を餘儀なくされた場合に於ては割合に容易に其の國民の變化を見るものである。鉛細工や繪畫を畫くやうなものではないが、偉人や大政治家の實現に伴つて幾多の國民性の上に變化を來した例も少なくない。又斯かる天災時變に因つて一國內に於ても民族の移動が行はれたり、又國民が大なる衝戟を受けたりして、其の國民の氣風を一變せしむることはあり得るのである。

青少年の訓練が國民性の改造上大なる力あるは云ふを俟たない所であつて、其の殆んど白紙に似たるが如き時代に於ける修練なるものは五年十年の短期間に於ても其の影響は表はれ一郷一邑の風習を改善したるの例は乏しくない。漁村の如き人情風俗の野卑粗暴なる所に於ても其の教育に依つて少年乃至青年の氣風が一變さるれば遂に其の父兄や近隣にまでも及んで行く。かくして全國的に

それが行はれやた星霜を積み重ねば遂に國民性の上にも改善を見るであらう。之を簡單なる例に徴して見るも我々の如き山家生れのもの如何に教育をうけてもまた社會の生活に馴れても食物の嗜好や信仰心と云ふ方面は田舎丸出しであるが、自分の子女の如き生來多くは都市生活や徒食の生活に育つたものは既に自分の如き田舎の色彩はなくなつてゐる。之は思想の上にも同様の決論を得られることであらう。

徳性涵養の問題は青少年團として論ずる許りでなく、寧ろ全般的に考察するを可とするものであるが、只青少年團と云ふ一種の團體訓練より見て次に其の要旨や施設を略述する。併しかゝる要旨や施設によつて青少年乃至は青少年團員の徳性全體が涵養されるものと思つてはならない。少なくとも斯かる點に注意を要するものであると云ふことのヒントを與へるに過ぎない。

#### 青少年訓練の主要徳目

徳目とは便宜上に出た徳の分類である。徳は一體のものであつて之を切々のものとして分つことは出来ないが其一面と之に對する關係によつて便宜分類することが出来ると云ふ迄である。青少年に對しても凡ての徳目を必要とするのであるが、或時代の青少年又は青少年時代の心理や境遇に適應する徳なるものに、多少の選擇を加へることは別に不可なりとはしない。例へば成人に對しても或時或處の一般成人が誠實の徳に於て大なる缺陷があるとしたならば其



の時代の人々に對しては誠實なるものが他の徳に對して優れたる地位を以て望み其の涵養に努むるの要あるは勿論である。かくして便宜上より出でたる道德的修鍊も遂には渾一せる人格の完成となり徳性の涵養となるべきである。

青少年には如何なる徳目を選ぶべきか、少年團に在りては各國とも殆んど大同小異の三大綱領を掲げて次にまた十數目の徳を掲げてゐる。即ち左の通りである。

少年團の綱領及規約

英國少年團の綱領及規約

- 一、神及國王を尊崇すること。
- 二、他人を助けること。
- 三、義勇團の規則に服従すること。

米國少年團の綱領及規約

- 一、神及祖國に對して義務を盡し、且つ義勇團の法則に従ふこと。
- 二、常に他人を助くべきこと。

三、自己を肉體的に強く、精神的に覺醒し、道德的に眞直ならしむる爲めに善つて余の最善を盡すべし。

佛蘭西の義勇團の綱領

吾が名譽にかけて左の事項を宣言す

- 一、如何なる場合に處するも、良心ある男子として其の義務に對し忠實勇敢に行動すること。
- 二、祖國を愛し其の戦時と平時とを問はず常に祖國の爲めに忠誠を盡すこと。
- 三、少年團綱領を遵守すること。

今獨逸露西亞等は殊に斯くの如き綱領を掲げてゐる様なことはないが、その根本主義の同一であることは言ふ迄もない。

尙ほ規約に就ても個條の數に於ては多少の相違があるけれども、大體に亘て同様である。其の詳細は茲に述べる餘裕を持たないが簡單に徳目として挙げれば次の如きものである。

眞實、忠義、奉公、親切、叮嚀、友愛、服従、快活、儉約、清潔、勇敢、敬虔

今この中で注意すべき一二點を述べるならば、義勇團の規約に於て團兒の名譽は信用せらるべき



ことを言つてゐる。即ち人は自己を欺いてはならぬ。自他の何れに盡すも良心的にこれを爲し、これを表す用意がなくてはならぬ。この事は英國に於て最も訓練陶冶が行はれてゐる。亦他人に深切を盡すべきことを言つてゐる斯くの如きことは説明する必要もない問題であるが物質文明の餘弊として極端に自己主義に走り、殊に近時社會の階級團體間の和親が漸く圓滿を缺かんとするの時斯くの如き教訓は最も適切であつて亦必要なことである。次に快活なるべきことであるが、英國などでは特に微笑し、口笛を吹くべしといつてゐる。これは甚だ實際的で興味ある教訓であらうと思ふ。尙ほこの外に注意すべきは一日一善の教訓である。その他儉約を教へ、言動の純潔であるべきことなどを説くが如きも、また極めて適當なる教へである。

### 第一節 尊皇愛國

世界大戰の影響により我が國民思想の上にも幾分かの脅威を與へたことは事實である。それは云ふまでもなく戰爭中に擡頭し來つた民主思想より誘引せられたる（嚴密に云へば民主思想とのみに限らないが）思想である。併し此脅威はさほどに根柢の深いものではなく殊に三千年來培ひ來つた我國家の大精神の前には日を経る毎に洗鍊されて善い部分のみが攝取さるゝ様な感を催ほすに至つ

たのは寔に喜ぶべき現象である。前にも述べた如く學生や生徒兒童に對しても只言葉の上や表面の事實に對して淡い影響を與へたに過ぎなくて思想上根強いものとなつてゐるとは考へられぬ。之を要するに我國民は古來幾多の思想的試鍊を享けたが常に外來思想の同化に成功したと同様に今回もまた當に成功しつゝあるものと考へられて心強さを覺える次第である。

云ふ迄もなく我が國は皇室を中心とし皇室と國家とは同一體のものであつて、諸外國に於けるが如き王室は單に統治者であり國家とは別箇のものであつて只統治者として立てる間のみ密接なる關係があると云ふのとは大に趣を異にする。此點が根本的の相異であると共にまた建國以來の歴史が皇室と國家と臣民の間を緊く結び付けてゐるのである。君民同祖と云ふ一大事實からも之を首肯する事を得るが歴代の天皇が民を本とする政治を行はせられた一貫せる大精神と歴史の跡に徴すれば或る意味に於ては我國ほど臣民の自由を有する國はないと云つてもよい。海外諸邦の人民が自由平等を叫んでゐるのは彼の歴史によつて見るも明かなる如く、極めて治者と被治者との間にもまた民族の間にも不平等不自由の點が存在したからであつた。それは恰も我國に於ても變體政治であつた武門政治の封建時代と同様である。今日に於ても歐米各國の資本家の權力なるものは非常なものであつて、地主と稱するものは殆んど大名の如き絶大の權威を有し、小作人の如きは單なる奴隸であ



る。我が國の地主對小作人のやうな關係とは大に異なつてゐる。そこで不當なる壓迫より免れんと  
して民主思想や勞働問題が絶叫される。之は蓋し自然の數であらう。

誤れる國家中心や皇室中心の思想は外來の惡思潮と共に排斥しなければならぬ。即ち排他的や侵略的な國家思想は却つて國家の發達を阻止するものである。軍國主義が多くの場合排他的になり侵略的になり勝ちな爲に近代人に喜ばれないのは理由のないことでない。軍國主義を全然排斥するものにもまた軍國主義でなければ忠君愛國でないと思へるものにも共に思想上の過誤がある。

國家主義は國際主義と相反しなければならぬ。國際關係の上に立ちて人道的精神や共存共榮精神から出發した愛國的精神でなくては動もすれば遂には國家をして孤立無援の地位に置き其の存立をも危ぶましむるやうな境地に陥らしむることになるかも知れない。青少年に對する愛國心の教育は實に以上の見地に立たなければならぬ。愛國心の教育は我日本のみの事ではなく世界いづれの國と雖も自ら祖國を衰亡せしめんと希ふものはない。ただ我國に於ては愛國と共に忠君でなければならぬ點に於て特色があるがそれは愛國心の内容と見るもよい。少年に對しては其の教育の全體が愛國心から出てゐなければならぬが就中特に選ばれたる方法や注意によつても之が目的を達成し得るものである。海外の諸國が如何に非常時とは云へ大戦當時其の青少年に對して愛國的精神の涵養に

百方策を講じたかを想察する時、また彼國の青少年が事實に於て表はしたる愛國的行動の如何に熱烈なりしかを知るの時、忠君愛國の専門引受所の如く自任してゐた我國民の深く慮る所がなくてはならぬであらう。而して彼の愛國的教育は偏頗なるものではなく世界觀人道觀に立脚せる點に於て例へ事實の上に於ては之に副はざるものあるにせよ、實に堂々たる主張である。青少年訓練を論ずるものゝ深く考ふべき點は茲に存する。

#### 國體教育

我が國體が萬邦無比なることを知らしむるは勿論其の國體の尊嚴を永久に傳へ益々

國威を海外に宣揚せしむるには幼時より其の教育上に於て深く諒解せしむる所がなくてはならぬ。それには餘りに偏したる見解を以て望んではならないことは云ふ迄もない所であり、また安價な功利的見地から強要することは禁物である。思想は思想を以て改善しなければならぬと云ふ諺あるが如く不知不識の間に牢として抜く可からざる大精神を醗酵せしめなければならぬ。併しまた各種の方法や施設なるものも度外視するを要しない。例へば現今我國民は國家思想の旺盛なることに於て海外諸國民の比ではないと已惚れてはゐるが、其の行動を見ると少しも國家觀なるものが成立してゐない。彼の國に於ては國旗と云ふものに就いても非常なる權威を認めて其の制規の寸法掲揚法は勿論其の成立の由來に對して學校教育や社會教育に於て十分なる教育が行はれてゐる。然るに我に



在りては大祭祝日に際して之を掲揚するものも學校とか官廳の外には少なく都市に於ては近來之が掲揚をなすの風が盛んになつたがそれは單に御多分に洩れざるお付合や乃至は店飾の積から來たものではあるまいかと思はれる節もないではない。況んや國旗の成立の由來や國旗を通じて國家的觀念を體得し其の前途を祝福せんとする意志の表章と強く信じてゐるものは幾人あるであらうか。

國旗に對する教育の外吾人は青少年に對して其の團體教育上留意すべき諸點を左に列舉しよう。此中既に進歩せる地方の團體に於ては考へられまた實施されてゐるものも少くない。只其の意義を明かならしむの要あるものが少なくないであらう。

一、祝祭日 祝祭日の觀念がまだ農村は勿論都市に於ても明瞭になつてゐないやうである。一月一日、紀元節、天長節の三大祝日に就ては學校に於て學式する爲に今日にては漸く其の意義をも曉められるやうになつたが、なほ國民が擧つて休業して祝意を表する迄には至らない。青少年團に在つては率先して休業し意義ある催しをなし國民全般をも次第に導かねばならぬ。一月一日は業務の關係上新曆によつて正月を祝すると云ふ事が出來得ないにしても國家の認めた祝日であると云ふから全國民が一齊に休業して新年の計を立つるの要があらう。紀元節天長節に在りては特に國家として意義ある日であるからなほ更舉國一致して大いに祝せざるを得ざる日である。地方に在つては

此兩日には運動會を、角力會なり又天長節祝日には芝居でも行ふのも季節の關係上面白からう。尤も學校で式を行ふ場合には寧ろ一町村全體のものが集つて共同に之を行ふことゝしたい。生徒や有志の人々のみが鹿爪らしく集つて校長さんの長談議を聴くと云ふより、町村民の全體（一戸一人以上として）集まつて簡易に而も嚴肅に祝意を表することにした方がいいものである。式後に種々の行事をなすことゝし其の際は老幼男女凡てが集まつて餘興的氣分で一日を暮すもよい。或人は天長節祝日や紀元節には謹慎して賀意を表しなればならぬものであると稱してゐるが、之は餘りに世間離れのした論であると思ふ。

其の他の祭日に於ても休業するか然らずとも適當の催しをなして意義あらしめたいものである講演會や運動會が多く此日に選ばれることが望ましい。また地方的祭日に就いても公定したいものである。五節句や氏神祭禮等の年中行事が定まらないで其の上に個々別々の行動をなし甲の家では五月節句に休んでゐるが乙の家では休むでもなく働くでもないと云つたやうな不統一な退嬰的氣分が農村に於ても往々表はれてゐるのは何れの點より見るも憂ふべきことである。之等は町村の戸主會や主婦會に於ても考慮すべき點であるが、青少年團に於ては率先之に當らなければならぬ。或る青年團に於ては祝祭日には必らず休業して何等かの行事をなすことゝし、國旗は各戸に保存せずして



團に保管し、祝祭日の前日に團員が之を配付し其の掲揚を依頼してゐると云ふのもあり、また祝祭日の表や其の由來を簡単に書いたポスターを各戸に配付し、小學生と共に祝祭日の休業勵行に努めてゐるものもある。今日青少年の間には割合に此種の觀念も強まつて來たが困まつた事には自治當局者の頭にはまだ十分に之が理解されて居ないやうである。かゝる事柄は一町村内に於ける首腦のものが少しく力を入るれば譯もなく行はれるものである。紀州の一山村では六七十の老翁老婆までが天長節祝日には一堂に會して式を挙げまた各種の會合のあるときには君が代を合唱すると云ふ所もある。君が代を唱ふのは學校の生徒と先生で村長さんや村會議員さんはロアングリでゐるか乃至は私語でもしてゐようと云ふ式場などを見ると此山村の美しい光景が眼のあたりに見えるやうである。

二、勅語勅諭詔勅令旨等の御趣旨の徹底等に關しては青少年團に於て特に留意するを要する。其の誦誦、謹寫、奉掲は云ふまでもなく常に之が趣旨を體得して國體教育の目的を達成しなければならぬ。誦誦や奉掲の如きは形式的のやうに思はれるが決してそう云ふものではない。其趣旨の徹底を計る上に於てはこれ位のことには第一の階梯である。決して偶像崇拜の意味ではない。行住座臥之を忘れざらしむるの謂である。余は時々青年幹部の講習會などに於て憲法發布の御勅語を早朝靜思

の後ち合誦せしめる。之によつて我國の憲法發布の由來を諒解せしむる許りでなく神人相通じて天祖の大御心をも體驗する様な感じがすると、青年も飾り氣のない告白をしたことが度々あつた。

青年手牒の中にも勅語や勅諭や令旨は是非加へなければならぬ。また少年團の如きは其の進級の標準中に此の誦誦謹寫を加うるの要がある。勿論各種の儀式に於て此奉讀を行ふべきことは今更云ふを俟たない。

三、國史教育 歴史を離れて國體は存在しない。國體の精華は國史を通じて末代まで其の色彩を映發する。併しながら史實の詮索は史家の業であつて一般國民としては建國の當初から現今に至る時代の垂移とそれを貫通する國家的精神を悟得すれば足るものである。青少年の訓練上に於ける國史教育の本領は之に存在することを告げたい。而して其の要約せられたる國史こそは常に反覆銘記して將來の國運發展に寄與せんことを要するものでなくてはならぬ。

#### 皇室に對する觀念の養成

皇室に對しては我國民の等しく絶大の敬意を表する所であるが、動もすれば其の敬意なるものが表出の形式に於て過れることがある。亦官權の間に於ても從來は餘りに非常識な警戒などが行はれて却つて君民一體の我國體の精華をも考へず、皇室と臣民の間に親しみの情を疎からしめたと云ふ感もないではなかつた。併し今日にては宮内省なども餘程くだけて來



て萬事お手輕に執り行はれるゝ様になつた許りでなく、皇族の御方々の御旅行は勿論 兩陛下の  
行幸啓に至るまで凡ては君民の親しみを疎外せぬ様また警戒なども至つて手薄に行はれるやうにな  
つた。

天皇皇后兩陛下の御事は申すまでもなく、青少年に對しては 攝政宮殿下を初め皇子殿下并に各  
皇族の若宮殿下の御動靜を常に知らしめねばならぬ。また皇室の御事に對しては憲法や皇室典範に  
よつて法理的な知識を與ふると共に歴史的には皇室と臣民の關係に就いて深き諒解を得しめ彌が上  
にも尊皇愛國の心を培はねばならぬ。我國に於ては皇室は實に我大和民族の大宗家であつて天皇は  
其の元首にあらせられるのである。故に國家も皇室も建國以來同一體のものであり従つて其の臣民  
も之から流れ出でたる枝流に過ぎないものである。それ故此の三者を取り離して考へることは絶對  
に出來得ないのみならず、また三千年の歴史がよく此の關係を表章してゐる。かく云ふことを青少  
年の間に於て腦裏にしみ込ませなければならぬ。併しながら餘りに直接法にまた餘りに露骨に而も  
固陋な所から此教育を試みたならば青少年をして反抗的氣分を養はしむるかも知れない。此點は深  
く注意を要する次第である。

天皇皇后兩陛下に對し奉る場合の陛下の敬稱 皇族に對する殿下の敬稱、親王、王、内親王、女

王の敬稱、其の他天皇旗皇太子旗等に就ても少年團員に對し十分に理解せしむるの要がある。また  
奉送迎場合の心得等に就ても訓練を施すことが大切であらう。

愛國心の養成

前述べたるが如く我が國に於ては愛國と尊皇とは同一體のものであるが假りに  
之を取り離して考へて見よう。そうすると愛國心のみは何れの國に於ても必要でありまた現今何れ  
の國に於ても其の熱烈なる點に於て遜色はない。之は日本のみが決して獨占の名譽を荷ひ得ること  
は出來ない。彼の歐洲戰爭當時に於ても幾多の愛國的物語があつた。殊に少年や少女の働きに至つ  
ては大に學ぶ所がなければならぬ。之に比べて我國の少年少女は直接戰爭とか内亂とか云ふ風な大  
變時に逢つたことがないから果して如何なる愛國的精神を有してゐるかまた目醒ましい行動をする  
かは判らないが、併し今回の震災などに徴して見るとそう大した働きもしそうに思はれない。眞の  
愛國的行動は一も表はれなかつたようである。之は其の精神に於ては傳統的に存してゐるかも知れ  
ないが、まさかの場合に役立つやうな訓練が出來てゐないのと少年少女の社會的職分が認められて  
ゐない爲めに彼等自らも確固とした自己の本分と云ふことを發見してゐないからである。

愛國心は只に有事の際許り役立つやうなものであつてはならぬ、由來邦人は先天的に錦の袋に  
も入れた寶物の様な大和魂を持つてゐると己惚れてゐた。それが正氣の歌の文字の面に表はれてゐ



るやうに、事あるの際時に随つて飛び出して來るものと考へてゐる。之が大なる誤りである。神秘的な國であり天佑多き國であるとは云へ我々は遅くまでも個々の實力を養ひ以て國力を増進し國運の發展を計らなければならぬ。その爲めに日常の職分に忠實なることが大なる愛國心の發露でなければならぬ。併し此意味の愛國心は寧ろ理智的なものであつて欲しい。只單に概念的な考や詩的な見方では何等の價値もない。個人は先づ自己の體力、智力、徳力に對する修養訓練が積まんとことを要し、更に其の職業に忠實にして財力に於ても富まんことを要するものである。而して其の結果が國力の總和となるのである。民貧にしては國も富むことを得ない事は云ふ迄もない所であつて國民の體位や知徳が進まなければ眞の國運なるものは發揚しないものである。

以上の如き考を青少年の訓練上に適用するには愛國的資料を以て編纂せる圖書による教育や或る時と處とに適したる彼等の愛國的行動を勸奨せんことを要する。即ち國史の教育は勿論忠臣義士偉人傑士の傳記の精讀や展墓拜も意義のある事である。明治の大忠臣乃木將軍や日本海海戦で皇國の興廢を決したる東郷大將に關する事跡が如何に青少年の訓練上に貢獻せるかは云ふまでもない所である。青年團や少年團の兩京旅行日程中には桃山御陵、明治神宮と乃木邸乃木神社が表はれてゐないものはない位であるが、此教育上の見地が單に偶像的な參拜に終つてはならない事を承知してゐる指導者は幾人あるであらうか。

## 第二節 敬神崇祖

前節にも述べたるが如く我國に於ては君民同祖と云ふ關係から尊皇愛國と云ふことも敬神崇祖と云ふことも其の根本に於ては同一精神の下から生れたものである。即ち敬神と云ふことは天照大御神を初めとして、皇宗の靈を祭れる神、また臣下にして勳功のありしものを祀れる神に對する敬虔の念から出でたものであつて、やがて尊皇愛國の精神と一致するものである。また祖先を尊崇すると云ふことも遡つて考へれば敬神ともなりまた忠君愛國ともなるものである。

敬神崇祖の念を涵養せしむる爲めには青少年團として如何なる施設や注意を要するか、今其の主なるものを左に列擧して説明しよう。併し之は單に條項を擧げたに過ぎないものであつて、決して其の訓練が施設にのみよりて行はれるものと思つてはならない。

### 神社奉仕

神社に對しては其の祭神、由來、社格等を知らしめ、且つ其の奉仕に干與せしめなければならぬ。境内の掃除植樹造園手入管理等は青少年團の役目としてゐる所が少なくない。併しそれが心からの奉仕でなくお役目だからと云ふ態度のものも少なくない。これは團としては行ふが



個人として何等の奉仕をも爲さないと云ふ點から見ても明かな所である。

神社の祭祀を補助することも必要である。祭祀の儀式を司るものは神官や神職であるが之が補助行事としては青少年の盡くすべき範圍が少なくない。近來祭禮の催し物なるものは漸く衰へて來たが古典的なものは保存したいものである。只其の中でも餘りに贅的なものや風俗上面白からぬものは例外として地方的特色のあるものは出來得る限り保存しなければならぬ。なほ之に就ては趣味と娛樂の章に於て述べることにする。

神饌田の設置に就いては拙著「處女會の施設經營」に於ても主張しておいた通りであるが、農村に於ては是非とも町村の郷村社を中心として設けたいものである。而して其の管理は青年及處女の共同に委するを可とする。神饌田は一は青年處女の農業試驗場でありまた町村の採種田であることをその副目的とする。通常米作を主とするものであるが或は麥でも粟でも乃至は蔬菜でもよい。心から神に捧げると云ふ態度を以て之が奉耕に當りたいものである。

神社奉仕に關しては尙ほ幾多の條項もあるが、余の考になる神社を中心とする社會教育の綱領は拙著「社會教化を中心としての學校經營」に掲げた。

青少年團の入團式などは神社の社頭や又は神前に於て行ふもよい。其の際には宣誓には神に誓ふ

意を含めてよい。少年團の宣誓などが外國と異なるのは斯かる點であらう。外國の神とは宗教上の神であるが、我國の神は決して宗教上の神ではない。それで其の祈願なるものも實は現實の人に對する誓約と同様であつて自己の決意と告白とを畏敬する先人の靈に告ぐるの意である。かゝる意味の祈願は青少年の訓練上にも大に用ひなければならぬ。

#### 祖先の祭祀

神を敬すると共に祖先の祭祀を怠つてはならない事は皆人の知る所である。之には宗教上の典禮などが加はつて來ても決して悪くない許りでなく寧ろ宗教心養成の上にも利用されてもよい。家庭にあつては位牌、祭具、家寶等の保存に就きてもまた墳墓の清掃等に就ても相當の注意が與へられなければならぬ。祭祀の如きは其の宗教の如何に拘らず意義ある様に嚴修するを可とする只傳統的で形式的な而も極めて不眞面目な飲食の會では満足することが出來ないまた墳墓なども徒らに高價な石碑を建てたり虚飾を用ひて墓域を造ることは褒めたものでない。それがまた祖先崇拜であつたり親孝行であつたりしては餘りにお安いものである。かゝる考を青少年團などを通じて擴めなければ、何時まで経つても日本の道德なるものは遅くまで偶像化したり模型的になつたり又凝固したものから離脱することが出來ないであらう。町村に在りては葬儀や祭祀の標準とか改善事項を定めてゐる所もある。また青年團に於て共同墓地や寺院等の管理を行へる所もある。また



特に郷村に於ける偉人や恩人の祭祀を行ひ其の事績を編して公にせる所もある。

**偉人祭**

前項に述べたるが如く郷村の偉人を祭り其の靈を慰めるは寔に意義ある企である。郷村に直接關係を有しないまでも特に崇拜する偉人を祭ることもある。例へば乃木祭とか義士祭とか云ふが如き之である。健兒社に於ける義士祭の如きは特に趣きの深い企であつた。偉人祭と稱しても其の祭祀の形式や方法を云爲するを要しない。また單に祭日のみの崇拜であつてはならぬ。只此日を期して思を新にすることによつて、平常にも偉人を崇拜し、其の後繼者としての責務を果さねばならぬ。

**第三節 宗教心の養成**

青少年期の研究に於て述べたるが如く青少年の宗教的信仰心の起るのは十七歳前後である。其の原因や誘因の那邊にやるやは暫く措き、宗教的生活の萌芽が此時代から始まるとすれば、之に相應せる訓練が施されなければならぬことは云ふまでもない所である。廣義の意味の宗教心は敬虔心であつて事物に對して物質や科學以外に何等かの威大なる勢力を認識する意志である。宗教的感情は道德的感情と異なつて神の存在や靈魂の不滅と云ふ宗教上の眞理を前提として起るものであつて、

之を信ずると云ふ態度を養成しなければならぬ。養成しなくとも人類の精神發達の階梯には必らず表はれて來るものであつて、また其の神の如何なるものであるかは別問題として人間生活の上になくてはならぬ感情であり意志である。

信仰心の養成と云ふことは學校教育に於ては困難である。それは學校教育は主として理智的教育でありまた道德的教育であつて宗教心の如き哲學的のものではない。殊に多數の宗教に屬するものが群をなしてゐるクラスに於ては、宗教心と云つても多少の内容や形式が異なるので、其の陶冶は困難である。依つて學校教育と離れて宗教教育を行ふの必要がある。之を行ふ場合は青少年團において外にはないと思ふ。少年團に於ては一宗一派の宗教であつても必らず一つを信ずると云ふ約束をなさしむる要を認める。青年團に在りては大英斷を以て利害や得失が著しき問題となる成年に達したる後ちに於ての訓練は多くは自己本位になり勝のものである。而して青少年の間に在りては彼等の有する純なる名譽心に訴へて之等の諸徳を涵養することが出来るものである。

**第四節 社會道德の養成**

社會生活をなす上に於て必要なるものは社會道德である。個人生活の分野を離れた許りの日本民



族では概念的な國家とか社會とかは存在して居るが未だ眞に社會的精神を以て構成せられたる國家や社會はないと云うてもよい。之は日本國家がないと云ふのではなく、個人の精神中に只概念として日本國と云ふものがあるだけであつて意識的な分解的なものがなく其の國家に奉仕すると云ふ道徳心も弱いと云ふまであり。個人對社會、個人對國家の考が明瞭でないと云ふことである。

吾人は社會や國家の一員であると云ふ以上は個人として十分なる發展をなすと同時に社會や國家の一分子として完全なる分擔を有すことを辨へそれに相應する道徳的生活をなさなければならぬ。斯かる意義に於て余は今日の青少年團員に對して次の如き社會的道徳が養成されなければならぬのと認める。

協同心 獨立自治の精神

献身、犠牲、奉仕的精神

分擔の尊重、人格の尊重の觀念

同情博愛

勞働尊重

社會統制心 公德心

之等の道徳や社會規律の養成は青少年の間に於て極めて其の自由なる境遇や事情の許で行はなければならぬ。又團員の信仰心を養成しなければならぬ。併し信仰心は他より強制されて起るものでなく自己の意志の發動によつて徐々として湧き來るものである。其の信仰心を涵養するの方便として意志の訓練が行はれるまでである。

結社の一である青年團や少年團に在りては宗教の儀禮などを課するに何の差支があらう。今の教育者は餘りに科學に醉はされてゐる。そうして其の爲すことが餘りに遠慮に過ぎる。宗教心などに就きても理窟としては其の養成の必要な事を承知して居ても、自ら之に手を下して眞人を造らうとは心掛けぬ。地震や火災の前には一文の價値もない日常の道徳的教養には深い宗教的信仰の根柢がなかつたと云ふ事に氣づいたならば、團體教育の上に信仰心を養ふことに躊躇する要はない。

### 第五節 徳性涵養の施設

徳性涵養と稱しても其の範圍は廣く、道徳的判斷力の養成や道徳的感情や意志の訓練陶冶にまで進まなければならぬ。其の爲には青年團や少年團としても各種の施設を講じなければならぬ。身體的の鍛鍊と相俟つて意志や感情の陶冶も其の目的を達することを得るものであるが、茲には之等を



論外として扱つて見たいと思ふ。

現今青少年團に於ける徳性涵養上の施設と見るべきものは左の諸項である。

- 一、信條の制定(實行規約、申合等)
- 二、偉人祭、義士祭、先賢祭等
- 三、修養會 會合を行ひて修養に關する協議講演又は實行規約を定め共勵すること
- 四、試膽會
- 五、一日一善運動
- 六、一事貫行運動
- 七、朝起會月夜會等
- 八、修養日誌記載
- 九、座右銘の選定
- 一〇、私淑人物の選定及研究
- 一一、宗教的會合
- 一二、社會奉仕運動

- 一三、名士訪問
  - 一四、團員手帖の制定
  - 一五、表彰及懲戒
  - 一六、修養書の購讀
  - 一七、風俗矯正及美風良俗の助長
  - 一八、自治の精神涵養及公民的訓練
- 以上各項に就きては多くは別に他の章に於て述べることにする。

### 第三十三章 職業指導

人間をして其の性向や能力に相應した職業に従はしめることは必要なるのみならず亦彼等をして所謂適材適所の法則に従つて能率の多き人生を送らしむる所以である。職業の選擇と共に必要なることは指導であつて其の青少年の間に於て其の性能や境遇に鑑みて極めて適當なる職業を發見せしめると云ふこと、其の職業に對する準備を與へること、また一旦或る職業に従事したるものも中途にして其の業を失ふか又は其の業には不適なるかを知つた場合に之を變換せしむることも含まれて



ある。彼の再教育と稱して一旦或る種の職業に従事して居たものが負傷をして最早これに適せぬやうな不具者に對しては新しい職業を與へる所の教育も廣い意味での職業指導である。

之を要するに職業指導とは人をして最も適當したる職業を選択するに科學的知識を以てなすことまた職業に適する様の素地を培養することの二つであつて、其の實際上に於ける職業技術の傳習までは立ち至らぬのである。併し實際上にはこゝまで進んで來なければならぬものである。

職業指導を初むる年齢は小學校なれば高等小學校以上であつて少年團に在りては其の中級以上のものである。少年團に云ふ所の職業指導 (Vocational Guidance) は將來その少年がとるべき職業に對するものでなくて一般的のものである。吾人の云ふ社會生活技能とも稱すべきものである。

**青少年團と産業改良**

數年前までは農村に於ける青年團の主なる事業は産業の改良であつた。農業補習學校も單に農事の改良と云ふことにのみ没頭して其の成績を擧げようとした結果は、學理を十分に諒解して之を實地に適用すると云ふのではなくして、學理は學理として實地は實地として別々に考へ、遮二無二に押し通さうとした傾きがあつた。夫れ故に青年團や補習學校の實習田は或る場合には豊作があり或る場合には草茫茫々として茂ると云ふ有様であつて、却つて農村の青年は農業科なるものを馬鹿にするやうになつた。眞面目な農の研究などが出來ないのは勿論他の職業に移

るのを以て誇りとなし農村に留まることを以て大なる恥辱とすると云ふ風が生じて來た。固より有り餘る農村人口の移住先は植民地か都市でなければならぬ。夫れ故其の職業に對する執着心を捨てて他の業に興味を有するに至れることは自然の傾向なりとは云へ、農業に對する職業的指導がまだ十分ならざりしに其の原因を有するものと見なければならぬ。

青少年團員に對しては彼等に職業指導を與へる計りでなく之を通じて地方の産業改良を計らんとする企がある。之は多少無理なる企の様であるが彼等に對する指導の結果が之に表はれると云ふ程度に於ては是認さるべき事である。併し徒に彼等を驅使して譯もなく地方産業の改良や自治の振興に盡さしめようとする功利的な態度や修養を無視したやり方は考へなければならぬ。

農村にあつては産業に關する講習會や品評會や展覽會や實地指導や競勵會と云ふ風な施設に依つて、農事上の實際的知識や技能を授けることが出来るものである。また商工業地に於ても各種の講習會などが行はれたりまた練習會競技會等が行はれる。併し之等は臨時的のものであつて其の根本的のものは補習教育や實業教育によつて彼等の職業的知識技能を高めると共に教養あるものたらしめることである。併し教育を受くることの自由を有しないものに對しては、勢ひ簡易適切な方法施設に依つて必要な職業技術が與へられなければならぬ。



青少年團の職業指導上必要なる施設項目

今左に青少年團として團員の職業指導上必要なる施設項目を列舉して説明しよう。

一、講習會及講話會

農村に於て青年團や小學校が中心となつて行ふ講習會や講話會の種類は大要次のやうである。

- イ、肥料配合、農産製造、改良米麥作、果樹栽培、養雞、養蠶、林業等に關するもの
- ロ、副業獎勵に關するもの
- ハ、新式農具の試用に關するもの
- ニ、産業組合に關するもの
- ホ、耕地整理に關するもの
- ヘ、農家經濟農政に關するもの

商業地に於てはまだ青年團が中心となつて行へるものと稱すべきものは少ないが、補習學校や小學校乃至中等學校中心で行へるものは左の通りである。

- イ、タイプライチング
- ロ、商業簿記

ハ、珠算講習會

ニ、商品鑑定

ホ、廣告術

ヘ、商店經營法

ト、商用作文

ロ、法制經濟

ト、能率増進

工業地に於ては左の通りである。

- イ、染色
- ロ、洗濯
- ハ、機織
- ニ、工場管理及衛生
- ホ、特別なる工藝品製造法
- ヘ、家庭工作



ト、木工

チ、新機械試用法

以上の如き講習會や講習會には皆實地指導が伴はなければならぬ。殊に青少年の教育上に於ては之が大切である。

二、實地指導見學 試驗場工場模範農家商店等の見學は甚だ必要なる行事であつて之と同時に實地の指導を行ひ得ば更に結構である。地方の農事試驗場などは主として農村青少年の爲めの實地指導の機關であると心掛けて其の設備をなすの要があらう。徒に試験管内の試験や鉢試験の成績を表して之を農業上に應用すると云ふことが能ではない。試験場は必要なる場合には簡單なる試験を地方の青年團に依託するもよい。例へば採種や肥料配合や特種作物の試作が之である。併し之れ等の事も従來の例に徴すれば其の目的はよいが實際に當つては餘り効果がなかつた。それは依託をされた青年團員に農學上の知識技能が乏しかつたと云ふことにもよるが、依託した試験場の指導なるものにも一部の責はあつたと思はれる。

見學には一定の案がなければならぬ。多く旅行の關係や日の關係で一時に何十何百の團員を伴ひて行く事が多いやうである。その場合にも一定の案さへあれば相當纏つた智識を與へ得るものである。等しく同日に訪づれた青年團でも此準備があつたかなかつたかと云ふことによつて其の視察や質問の態度にも自ら表はれるものである。それ故之を行はんとする場合には指導者が豫め調査して見學の方法とか範圍とか目的などを定め團員に對して豫備的知識を與へることを必要とする。

實地指導の爲めには器械や器具の試用は勿論一定期間團員をして其の練習を積みしめなければならぬ。そして實際に應用し得るまでに至らしめなければ何等の價值がない。往々新しい器械や器具の移入された場合之が使用に巧みなる技師によつて練習をなし容易に修得したりとして、さて實際に當りてやつて見ると物にならぬと云ふことが屢々ある。

三、品評會及展覽會 農産物や手藝品を出陳して品評會又は展覽會を開く事は産業の發達の上にも必要なることであり、また團體教化の上にも重要な行事である。青少年團が中心となつて行ふ場合には、其の審査なり陳列なりの事務は指導者の指揮をうけて團員が分擔するを可とする。品評會規程とか審査規程なども豫めよく定めておいて團員がよく之を諒解する必要がある。一郡市を範圍として青少年團の作品を集めて此種の會を開くのはまた意義ある事であつて本邦の各地に於ても此舉がある。又他の團體を聯合して行ふことに別に異論のある筈はない。寧ろ多くの場合には聯合主催の方がよいかも知れないが只青少年團が之に参加すると云ふ以上それ相應の要求がなければ



ならぬ。

養鶏業の盛んな地方では鶏の品評會、園藝の盛んな所では蔬菜果實花卉等の品評會また畜産地方では家畜品評會などが行はれる。殊に少年に對して難を分與し其の飼育の結果を待ち寄りしめて全體の飼育成績を品評するが如きは頗る趣味のあるものである。尙詳しくは拙著社會教化を中心とせる學校經營指針中の品評會の條を参照せられたい。

四、技能認定制 職業指導の結果は之に對して其の技能を検し夫れ相應の標準に照して認定證なり又は技能章を與へなければならぬ。之もボーイスカウトの謂ふ所のものは一般社會生活の上より見たるものであつて職業的見地より見たるものとは少しく異なつてゐる。今日各種の試験制度はあるが技能に對して一定の標準を定め其の資格を認定するものは至つて少ない。其の試験法も多くは學理本位であつて實際的方面には何等徹底した認定法が設けられてゐないのである。

農商工業の各方面に涉つて一の技能に對しては各其の認定標準を定め試験法も前に述べたる學力檢定制の如き法を用ゐて之を行ひ練習の成績を表彰する必要がある。余の著「處女會の經營」に於ては農村處女に對する技能認定標準の私案を示したが青年團員に對してはまだ案がない。各地方によつて必要なるものを選び其の標準を定むべきである。標準と稱しても凡て間に合ふと云ふこと獨り

で出来ること一人前であると云ふことで満足しなければならぬ。今左に實業上の見地より見技能認定の項目を列擧する。

一、農業に關する項目

イ、米麥作 一反以上の米麥作を設計書を作り栽培し相當の成績を擧げる事位を標準とすればよし。

ロ、蔬菜 五種以上の蔬菜栽培 各別に與ふること

ハ、果樹 一種以上の栽培 同前

ニ、農産製造 三種以上 同前

ホ、養蠶

ヘ、養雞

ト、養蜂

チ、林業

リ、測量

ヌ、農家簿記



ル、肥料配合

ヲ、堆肥製造

二、商業上に關する事項

イ、タイプライチング

ロ、商業簿記

ハ、珠算

ニ、商品鑑定

ホ、廣告及意匠

三、工業上に關する事項

各種の工業技術によりて各別に定むること。

**能率の増進**

能率の増進なるものは今日に於て初まつた問題ではない。凡ての事業の上にも亦生活の上にも適用しようとし、又能率増進と云ふ一の方法の下に改善を加へようとするに至つたことは戦後に於ける重要な事實である。人生なるものを深く見つめるものは徒らなる人間生命の消費は勿論人力の消費は無意義であつたことに感づいたのである。奮闘努力を強ひた舊の道德では徒

に筋肉や精神を働かせる事を以て勤勉家であると教へたものである。之を農業上に見るも器械の利による人力の節約はそれが經濟上明に有利であるにしても惰農の業であるとして排斥したかの憾があつた。又農民は生活などに贅澤を云はぬものとして仕事の上に非常なる差異があつても服装などは和服に限るものゝ如く吹聴して古洋服でも着て農耕に従ふものがあれば農民の一大耻辱の如く考へた農業教育者がそこらにウヨウヨする程あつたものである。前にも述べた如く靴の使用の如きがそれである。

能率の増進の目的は要するに勞力に對する功程の比を大ならしむるものであつて、卑近な言葉で云へば可成人が働かないで而も大なる仕事をしようとする事である。之は決して非道德的なものではない。尤も其の増進の方法が定まらない中から働く事を止めるのは非道德的であるかも知れないが、茲に二の方法があり其の兩者の功程は同一であるが甲は乙よりも經濟的にも勞力的にも得である云ふ事が明つたならば斷々手として甲を選ぶべきである。よしや經濟上は多少の損失があつても人間をして過激なる勞働に服せしめないと云ふのが今日の新道德ではないか。少年勞働の如きがそれである。農村に於ける子弟が如何に少年時代に過重の勞働に従事したかと云ふことは其の體格の偏頗なる發達を見れば直ちに首肯される。重い荷物を荷ふ爲に彼等は肩が極度に頑丈に發達す



るそうして前へ屈みの體となるのである。營養不良な上に過度の労働をなす爲めに視神經の衰弱を來たし所謂トリ目に罹るものも少なくない。

農村をして文化の恩恵に浴せしむるには舊來の農民道德なるものをも改善しなければならぬことは前に述べた數例によつて想像されるであらう。實際今迄の農民道德は封建時代に農民を單に食料の生産者であるから、愛撫しなければならぬと云ふ位の政策から、生き過ぎず殺さずの程度で打ち樹て、來たものであつて、今日に於ては時代の垂移に氣のつかぬ農學者か農業教育家が考へてゐる位のものである。それ故少しく教育でも受けた農村の青年はこんな道德律では制せられないと云ふ大なる反感をさへ有するに至つたのである。吾人は此思想にも全然贊するものではないが、少なくとも舊來の農民道德は餘程の改造を要するものと認める。

#### 農村の器械化

農村を過度の筋肉労働から器械化する事は能率増進の第一歩である。今左に農村電化の一例として草したる知友丸茂忠雄氏の研究を次に掲げるであらう。

#### 農村電化

文化的國家生活の向上發展は效力偉大なる機械の應用によつて勞力を節約し、作業能率を増進し、品質優良なる生産物を多額に獲得するにある。近年頗る擡頭した地主對小作人問題は單に一部農村問題として看過すべきものではない。今や國家的の大問題となつて居る。從て爲政

者は固より學者、思想家の焦眉の研究問題となつたのである。是が解決策としては多々あるべきも立法とか思想の善導とか云ふ様な大問題は、學者爲政治家に譲り、吾人國民としては、専ら收穫能率の増進に努むるにありと信ずる。兎角文化の遅れ勝な農村も茲に日醒めて、漸く人力や牛馬の力で専ら營んだ農法より脱して、動力利用の經營に移りつゝあるは、國家の爲め慶賀に堪へない次第であるが、一口に動力と謂うても多種多様である。我邦農村に現今使用されてゐるものは、蒸汽機關、吸入瓦斯機關、石油發動機、電力が主なるものであるが、其の何れが最も經濟的であるかは、土地の狀況によるもので、一概に謂ふ事は出來ぬ。否地方によつては、今尙人力の當然經濟的なる處もあらう。然しながら交通に、運輸に、工業に、その電氣を利用することによつて如何に多くの利便を得、能率を増進しつゝあるかに鑑み、農業も亦電氣化すべきもの、即ち農業電化は勞力の節約に生産能率の増大に、極めて必要な事と思はれる。

大正十二年五、六月の候東京博物館に開催した動力利用展覽會に農商務省を初めとして、農事試驗場、佐賀縣農村電化研究所等より農業電化に關する參考資料が澤山出品されて、案外世人の注意を惹いて居た。茲に農村電化に關する調査や實際例を概略摘記する事にした。

吾人は彼此相研究して、以てその土地に最も有利なる經營法を實施して、國家の大問題たる地主



對小作人問題の解決に一步を進めなくてはならぬ。

一、動力としての電力

農業上動力は如何なる方面に使用するかと謂へば、調製作業即ち脱穀、粃摺、精米、雜作業として肥料の粉碎、即紫雲英とか豆粕の粉碎に専ら使用されるが、近時は耕作方面にも鋤起、耙耕、中耕、畦立、播種、草刈にも利用するに至り、最も大規模には灌漑排水作業に行はれてゐる。さうして如何なる動力が最も經濟であり、便利であるかと謂ふに、次の比較調査表を見ればその大體が知られる。

甲 米麥一石調製費比較表

稻 (麥ノ表略ス)

動力別	脱穀		脱穀精選		計	摘	要
	調製費 圓	諸償却 圓	調製費 圓	諸償却 圓			
普通作業(其一)	1.23	0.13	1.13	0.12	2.38	圓	手用在來農具
普通作業(其二)	0.83	0.12	1.00	0.10	2.12	圓	手用改良農具
平盤齒輪式畜力機	0.53	0.02	0.54	0.02	1.13	圓	畜力中肥牛

公稱二馬力石油機關(其一)	0.10	0.06	0.16	0.09	0.41	圓	動力掛普通農具
公稱二馬力石油機關(其二)	0.00	0.21	0.21	0.11	0.43	圓	動力掛自動式農具
二馬力電動機(其一)	0.12	0.07	0.19	0.09	0.37	圓	動力掛普通農具
二馬力電動機(其二)	0.02	0.22	0.24	0.09	0.55	圓	動力掛自動式農具

備考

一、設備に對する償却年限、均通算

一、手用農具の場合

二〇ケ年

一、畜力利用の場合

二〇ケ年

一、石油機關利用の場合

一五ケ年

一、電力利用の場合

一五ケ年

二、設備費に對する利率

一、年八朱

三、調査標準作付段別

一、手用農具の場合

稻

一町歩



- 一、畜力利用の場合 稻 一〇町歩
- 一、石油機關利用の場合 稻 三〇町歩
- 一、電力利用の場合 稻 三〇町歩

乙 脱穀一時間作業工程比較表

名 稱	動力別	所要 人夫	脱粒量 石	製落後の調 製所要時間 分	摘 要
千齒式稻拔器	人力手扱	一人	〇、四三	一八〇〇	比較標準
廻轉式脱穀機	人力足踏	—	一、一四五	—	比較標準
動力掛一人用脱穀機	畜力	—	〇、九六〇	—	牛一頭
動力掛二人用脱穀機	二馬力電動機	三	一〇、八〇〇	—	—
自動脱穀機	二馬力電動機	二	〇、〇〇〇	—	—

丙 稻摺一時間作業工程比較表

名 稱	所要 人夫	稻摺量 石	玄米量 石	玄米量ニ對 スル碎米量 %	脱穀率 %	白一分間 週轉數	白部 直徑	摘 要
改良扱摺白	二	二、〇二〇	一、〇八八	〇、四三	八八、二	四	一、八	比較標準
動力掛扱摺機(其一)	畜力	一	九、九五〇	五、四四	〇、七	九、五	〇、二	牛一頭
同 (其二)	石油機關二馬力	一	九、四三	四、九六	〇、七	九、七	〇、二	—
同 (其三)	同	一	一〇、九八	三、〇三	〇、七	九、七	〇、二	—
同 (其四)	電動機	一	二、三六	一、一〇一	〇、四	九、七	〇、二	—

丁 動力利用農具設置に要する費用概算

一、畜力機利用の場合

金二百九十三圓也

内譯 一、平盤齒輪畜力機

九十圓也

一、脱穀機(一人用)

八十八圓也

一、扱摺機(徑二尺)

八十五圓也

一、清動裝置費

三十圓也

右は一町歩麥七段歩の作付段別を有する農家十戸内外の共同用にする場合

二、石油機關利用の場合



金一千二百三十圓也

内譯 一、三馬力石油機關

五百圓也

一、自動脫穀機

二百八十圓

一、自動糶摺精選機

四百二十圓也

一、清動裝置費

三十圓也

右は稻一町步麥七段歩の作付段別を有する農家三十戸以上の共用として使用する場合

三、電動機利用の場合

金一千一百十圓也

内譯 一、二馬力電動機

二百圓也

一、自動脫穀機

二百八十圓也

一、自動糶摺精選機

四百二十圓也

一、大豆粕粉碎機

一百八十圓也

一、清動裝置費

三十圓也

右は稻一町步麥七段歩の作付段別を有する農家三十戸内外の共用として使用する場合

に見る如く、電氣を利用するが一番であるから、電氣の容易に得られる地方には、電動機を利用するの有利なるは勿論なれ共、地方により電氣の得られない處では、順次他の動力を利用しなければならぬのは謂ふ迄もない。

一體此等收穫物の調製とか雜作業とかを動力でやる場合に機械の能率は前に述べた通り、一日に幾百俵を扱ふ位故、各農家に取付けて仕事をさせた時には、一二時間の内に全部済んでしまう位の早さであるから、仕事をさせる正味の時間よりも、据附けたり機械を運搬したりする時間の方が多く懸つて、却て不經濟な事になるから、是非共一部落位が共同して是等の作業をする様にしたい。又共同してやる事にすれば、運轉者も同一人にてやれるから、機械の能率を充分發揮させる事が出来る譯である。

二、灌溉排水と電氣

灌溉や排水に機械力を使用する様になつたのは、明治四十年前後である。其後七八年は盛に排水機なり揚水機なりを据附けられる様になつた。是は我國農界に於ける一のエポックをなしたもので誠に文明が農村を賑はした最初のものである。

要するに、機械を使へば、必要な時には田面を乾かし、又必要な時には水を入れるといふ様に、



自由自在にやれるので稻の生育にも都合よく、又肥料をやつた時は、之を流失しない様に水の掛引が適當に出来るので、從來の上田と云はれて居るのに比べて、生育を良く、肥料の節約も出来、多大の利益を見出したのである。斯る状態であるから、大規模に灌漑や排水事業を企てるものが漸く多く、瘠田を變じて良田とした實例も澤山ある。

A、電氣利用の排水事業——其の利益と實例

信濃とか木曾とか、利根川、筑後川とかの大河の下流には低濕な田地が澤山ある。此地方で主として用ひらるゝ排水動力は、從來蒸氣機關が主なるもので、僅に一部の地下に瓦斯機關を用ひて居た。排水作業は多く五月雨の頃から九月頃迄行ふものであるが、此間と雖も毎日運轉する譯ではなくて、天氣の都合で二日に一度、十日目に一週間連續運轉といふ工合で、一ケ年を通じて四五十日位しか運轉しないものである。愛知、岐阜、三重の三縣下の排水機の運轉日数を平均すると年三十六日と云ふ事になつて居る。斯る短期間而不規則な運轉には、蒸氣機關や瓦斯機關は不便且つ運轉費の多額なるは明である。實際調査の結果によると四五十馬力の設備で蒸氣は電氣の二倍の費用がかゝり、四五百馬力になると三四倍の運轉費を要すると云ふことになる。次に瓦斯機關では電力の二倍位、石油發動機で、四五割高くつくことになつて居る。建設費の如きも、電線路の長さによ

つて多少はあるけれ共、實例に徴するに、比較的安價になつて居る。

A、運轉費が廉い爲に電氣に變更した例

奈良縣笠形組合(從來石油發動機)

愛知縣鷺塚組合(從來蒸氣機關)

B、取扱が簡單な爲め電氣に變更した例

奈良縣平田組合(從來石油發動機)

C、双方の意味で變更された例

福岡縣 目安組 朝日組合 三川組合

B、電氣利用の灌漑實例

水利不便の爲めに機械力に依つて灌漑し、又將來に於て機械の設備により良田を得らるゝ土地は澤山あると思ふ。而して之れ迄或る人力により、或は蒸氣機關により灌漑して居る地方は澤山ある。今其適例を示して参考に供しよう。

佐賀縣の中央平坦部は氣候溫和、地味肥沃な土地であるが、水利の便悪しく、夏期の用水には、足踏水車を専ら使用して居るが、其の區域七千二百町で、一反歩當り勞力を要する事七人の割合で



ある。之れを金額に見積ると、一人當り二圓三十錢として、十六圓十錢となり、水車の修繕費等を加へると十七圓三十錢の勘定となる。如何にしても採算不可能と云ふ有様になつた。爰に於いて種研究の結果、人力の代りに機械力を用ふるより外に方法が無いと云ふ事になり、大正十年試験的に瓦斯機關で灌溉を行つて試した所、其結果極めて良好のものであつた。愈々機械設備を施すこととなり、更に研究の結果、動力には電氣が経済的なりとの結論に達し、大正十一年には千五百町歩許り灌溉を行つた。其成績に鑑み、更に大正十二年は、三千町を電化しようと云ふ意氣込である。之が費用としては一反歩當に要した電氣設備費九圓六十錢、此利子消却を見込み、電力料を加へて、一反歩當り三圓九十錢で、足踏車による十七圓と比べて實に雲泥の差がある。之を以て見ても、すべからず電化に務むべきである。

### 三、電氣利用の副業

IA 養鶏 従來人工孵卵に石油ランプを使用したものが、電熱で卵を熱してやる。即ち熱度が一様に行渡り、變化が無い。之れ電熱孵卵の得意な處である。名古屋地方には最近流行し出したが、百個の卵を孵すに電氣代四十錢許である。

又電氣育雛即ち電熱で雛を育てる方法であるが、百羽育てるのに一圓の電氣代ですむ。石油なれば六圓許りかゝると云ふ事である。

B 養蠶 種紙にエックス光線を照して増收を計る方法で之は愛知縣二宮地方で研究された處である。

### C、温室の電化

温室は従來専ら蒸汽煖房で熱を與へてゐるが、大概毎日午後十時頃から明け方迄、即ち一日の中の最も寒い時刻に熱を與へねばならぬ。故に一日やり方が拙いと、數十日の丹精になる作物は一晚で枯らして了ふ様な事になる。然るに電氣を用ひると面白い結果が得らるゝ理由である。愛知縣清洲の農事試験所では、マスクロメンに電熱を應用して見るため、四十キロの電氣を用ひて目下試験中とのことである。

此外電氣精米機籾搥機は、殆ど電化して居る。又害虫の驅除に電燈を用ひて居る。之は大正五年頃から福岡縣下にて實行せられてゐる。初め苗代の殺蟲に使用した處、良好な成績を得たから、最近では稻田に用ひる様になつたとのことである。

秋の收穫、養蠶の多忙な暗夜には、宜しく百燭二百燭の臨時燈で庭前を電化すべしである。之を要するに、電氣萬能の大正の今日、一日も早く農村を電化して、日常の生活に自己の職業に、



利便と經濟を得て、一面能率の増進を圖るは、農村先覺者の特に努むべき當然の責務ではあるまいか。

**出稼者の教育及保護**

地方の青少年は年々歳々都市に集まつて何等かの職を求め。而して其の職業選擇の方法は殆んど全く偶然であつて父兄や乃至は周旋業者の任意に選んだものに對して其の性能や性向には何等の關係なく定まるものである。其の結果は轉職などが頻りに行はれる。都市集中が止むを得ないものとすれば之に適當なる職業指導の方法はないか。せめては小學校や青少年團の指導者に於て他出青少年に或種の干渉と指導とを與ふるの要はないか。また全然都市に生活するを目的として他出するものでなく農閑の季に於て都市又は其の他の地に出稼するものに對しては其の風規上の取締をも考慮して職業上の指導注意を與ふるの要がある。進歩した地方の青年團に於ては出稼をなす場合に於ても可成一團として同一の場所で働くこと云ふことにして其の場所へ一名なり二名の指導者が常在するなりまたは巡回して指導監督をなしてゐる。鹿児島縣下には此の例が多し。また出稼者や他出者に對しては一々小學校長が其の雇主と交渉して連絡をとり或は文書に依り或は訪問に依りて始終其の指導をなすと云ふ所もある。都市には公設の少年職業相談所や紹介所のものがあるから、之等をも利用して適材を適所におくと云ふことが肝要である。

**第三十四章 體位向上**

精神と身體とを全く別物の如くに考へた時代は既に去つてしまつた。又單に身體は精神の宿る器であつて人間の本質は寧ろ精神に存在する、而してその精神の行動を阻害して人たるの道を誤らしめたり、或は各種の肉體的慾望の爲に清淨なる精神を汚すと云ふ様なことから考へて、身體は寧ろ慾望の表徴であるとなし、これに過度の壓迫を加へて行くと云ふことが人間本來の道であるかの如く考へた思想なるものも今日に於ては最早採る可からざる所である。寧ろ旺盛なる身體の力によつて而して健全なる精神を養はしめると云ふこと、或は身體の練磨によつて精神の淨化を計ると云ふことが必要であると認められる様になつたのである。精神の作用を阻害するものは寧ろ肉體ではなくて肉體の不健全より來たる必然的結果が精神作用をして邪路に導くと云ふ事が認められて來たのである。斯の如く考へた場合に吾人は各種の修養の上に於て智徳の啓發を爲す精神作業の必要なると共に、旺盛なる體力を養つて如何なる場合に處しても辟易すると云ふ事なく常に愉快な生き生きした氣分を以て働くことの出來る様な身體を養ひ、具體力ばかりでなく、その身體の機能をして



先づ十分に發達せしめて機敏なる行動を爲し或は沈着剛毅なる精神を涵養せしむる事の出来るやうな身體を作る事が非常に大切であると思ふ。斯かる意味に於て青少年團の訓練に於ても體位の向上を計らなければならぬ、由來我が國民は身體が倭小なるばかりでなく、その體力なるものも到底歐米各國の民族に及ばない。即ち生理學者は一般に本邦人の體力は歐米人のそれに比して三分の一乃至は二分の一であらうと稱して居る。而し機敏にして又手先の利くばかりでなく舉動が活潑であると云ふ様な事は從來考へられて居た所であるが、これも必ずしも眞實であるとは云へない。彼等の工藝や美術に於ても、如何に繊細なる細工が行はれて居るか云ふ事を考へて見たならば容易に解る事である。殊にその體力の持續と云ふ事に就ては殆んど比較にならない、馬車馬の様に働く事も出來或は氣狂ひ地味た様に一時に勢力を出す事は出来るが、永久の力を出してさうして困難事に當つて行くと云ふ忍耐心の薄弱と云ふ事はこの體力の持續力に原因するのである。それで國民體位の如何と云ふものは常にその身體的方面の價值を定むるばかりでなく、延いてこれより各種の精神的能率を評價するに足るものである。

**本邦人の壽命** 國民の體位なるものは、これをいろいろの形式に於て現はすことが出来る。即ちその一つは壽命の長短である。即ち壽命なるものは體位が如何なる點にあるかと云ふことを結果

に於て判定し得るものである。併しながら必ずしも人間の生存と云ふ事と、それから生活と云ふ事とは同じ意味のものではないから、壽命の長い短はその生活期間に於ける所の活動如何と云ふ事を直ちに現はすものではないが、兎に角體位の表徴として有力なる一の現象である。本邦人の生命は殊に最近著しく低下して來た傾きがある、即ち左表に示す通りである。

○我國民の平均命數

	男	女
明治十九年	三九・二三年	三八・九一年
明治三十年	三二・三九	三三・六五
明治四十年	三三・一五	三四・〇九
大正七年	三一・五五	三一・七七

右表に示す如く、明治十九年に於けるものと、大正七年に於けるものとはその差に於て約七八年の相違がある。即ち明治十九年に於ては男子は平均三十九年の命數を有して居つたものが大正七年に於ては三十一二年の命數を有するに過ぎなくなつたのである。それを統計に徴する事は困難であるが、歴史に依つて見るも我が國民の命數は時代と共に段々と下がつて行くやうになつて來たのである、これは要するに、文化が進むに従つて婦人の衛生とかと云ふ保護の方面は進歩して來るが、



人間がその生活の壓迫を受けて所謂暢氣な太古の如き原始的の生活を送る事が出来ないと言ふ點に歸着するのであらうと思ふ。殊に女子の生命が多くの場合に於て男子よりも長いと言ふ事によつて見るも明かである。

また特に歐米各國の例に徴して見ると、左表の如き結果となつて歐米各國の國民は我が日本人よりも少くとも十年乃至十六年の差があると云ふことが明かである。この理由は文化の進歩するに従つて命数が短くなつて來ると云ふ事を裏切るものであつて、これは文化の進歩に伴つて個人の保健衛生の進歩して來た結果であらうと思ふのである。我が國民は今や形式的の文化に眩惑せられて居る時代であつて、未だ眞の文化なるものが建設されてゐない結果として、かゝる現象をあらはしたものである。

**死亡率** 國民の體位を表はす所の今一つの標準は死亡率である、これも亦甚だ遺憾ながら、我が國民は歐米各國人に較べて甚だ低下して居る。また乳兒の死亡率の如きものは甚だしき相違があるのである、それは次の表に示す通りである。

□各國人の死亡率及び乳兒死亡率(一〇〇〇人に對する人數)

死 亡 率	乳兒死亡率 生産百に對する 一歳未満者の死亡	
	大正元年	大正五年
獨逸	一九・九	一五・四
伊 佛	一三・三	七・八
佛 國	一五・三	一〇・五
英 國	一六・五	八・六
蘇 聯	一七・五	七・八
愛 爾 蘭	一八・一	一三・〇
獨 逸	一八・一	一八・七
獨 逸	一五・六	一四・七
獨 逸		一四・八

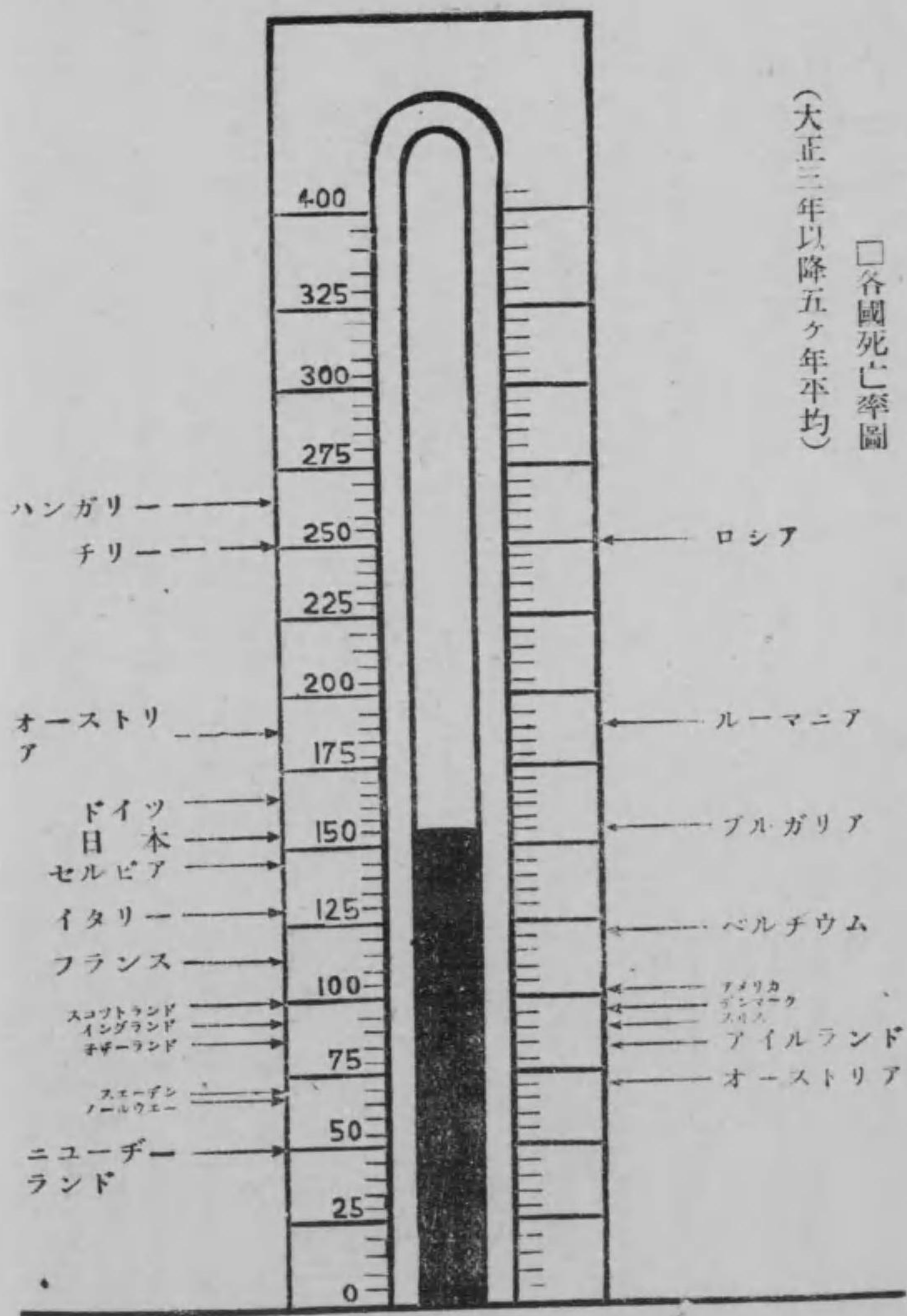
□職業に依る死亡率

職業	男の死亡%		女の死亡%	
	大正元年	大正五年	大正元年	大正五年
農、牧、蠶、林、獵	五七・一	八〇・〇	〇・二	〇・一
金屬の製造業	一四・五	〇・二	〇・一	〇・一
機械器具製造業	五・五	〇・一	〇・一	〇・一
綿、絲織、編物製造業	七・七	三〇・八	〇・一	〇・一
土木建築業	三三・三	一・一	〇・一	〇・一



□ 各國死亡率圖

(大正三年以降五ヶ年平均)



疾病

病の種類は矢張文明人に多い。殊に肺病の如きものも、これは文明病と稱せらるゝ如く、文化の進むに従つて人間の體質は虚弱になる、而して各種の疾病に冒されると云ふことが多くなつて來ると云ふのは又一の眞理である。併しながら又文明の恩澤によつて防壁して豫防する事が出来るものであつて、彼のコレラ病と云ふものは殆んど歐米の先進國にあつては絶無であると稱しても良く、この病氣の流行を見ても僅かに一部分のみに止まつて、蔓延すると云ふ様な事が殆んど無いのである。然るに我が國にあつては、コレラの發すると同時に幾千幾萬の罹病者を出して、ついにその季候の變化によつてその病勢の衰へるのを待つと云ふ様な状態になつて居る。或は赤痢病の如き、窒扶斯病の如きその他幾多の傳染病が流行してゐて、その點から見れば殆んど野蠻國と異ならない程度になつて居る。しかも國民がこれに對する智識や訓練が足らない爲にその蔓延の程度を高めたと云ふ例は尠くない。彼の所在に法律の保護の下に設けられたる避病舎の如きものにあつてはこれを有効に利用すると云ふ事を試みない。その公職にあるものでも傳染病の發生があつても成るべくこれを隠匿してさうして經費の少なからん事を希ふ爲に、却つてその害を大ならしむると云ふ事も尠くない、又傳染病に罹れるものが多いはこれを家庭内に於て内密に治療せんと爲し、或同情の爲や無智なる結果、斯かる病者を見舞つて飲食を共にするとか云ふ様な結果から、遂に



大なる所の害を成さしめると云ふ例が尠なくない。これは特に我が國の農村に於て甚しい例であつて、如何に農民が無智であり又非文化的であるかと云ふ事は其の一例を以ても推し圖る事が出来るのである。

一般の傳染病の外、例へば結核病者の如きこの病率が惜い事には世界各國に於て第一位を占めて居る。それは左表に示すが如くである。

□人口萬に對する結核患者の比例

	大正二年	大正七年	大正二年	大正七年
日	一一・〇	二五・三	佛	一一・二
英	一五・二	一七・八	伊	一四・九
威	一三・五	一七・四	獨	一四・二
蘇	一六・九	一五・八		
愛	一六・八	二二・九		
	二一・四			

癩病患者も又本邦に於ては其の数が尠くないのである。而して癩病院は數府縣の聯合によつて設

けられて居るが、その設備が未だ大ならざるが爲に殆んど云ふに足らない位である。この病者は誠に天刑病と稱せらるゝ如く吾人の同胞より見れば憐む可き境遇におかれてあるものであつて、癩病が遺傳病であるか或は傳染病であるかと云ふ事は學說の岐れる所であるが、孰れにしてもこれに對する我が國民の考へなるものが非常に誤つて居る。縦しや遺傳病であるにしてもこれを精神的に冷遇すると云ふ事は寔に謂はれない事であるが、我が國の習慣として之を劣等なる人であるかの如く蔑んでこれと交際をすると云ふ事を非常に忌んだものである、もとよりそのより恐る可き點から云へば傳染病その他肺結核と異なる所がないのであつて、この病者の健康の如何と云ふものを考へなければならぬ。これは衛生上の問題であつて決して人格的のものではないのである。動もすれば、衛生的の見地から眺めて彼等を人格的に冷遇せんとする事は甚だ惜むべき事である。よしや國家や公共團體がこの天刑病者に對して手厚き保護を加へて行き又この病氣に罹れる患者も別に人格的に激度の自暴自棄的を感ずる事なく、只或は自己の子孫を絶つとか乃至は他人に對しては出來得る限り迷惑をかけないと云ふやうな態度をとつて、さうして療養をうけて行くと云ふのでなくてはならない。かゝる施設に對しては本邦に於ては今尚ほ消極的に屬して居るのである。

青少年の體位

以上述べたる如く、我が國民一般の體位は何れの點より見ても甚だ貧弱なるも



のであつて、今後大に改善を加へて行かなければ一等國としての體面を保つ事が出来ないのである。それ故に學校教育に於ては勿論常にその社會に於て母體の保護や或は妊婦の保護と云ふ事も考へなければならぬと外に幼兒の發育と云ふ迄に於て十分なる施設が行はれなければならぬ。特別の土地などに於ては、空氣の悪いとか、日光の不足とか或は運動場の不備の爲に或は營養の不良なる爲幼兒の體格は到底見るに忍びない様な狀況になつて居るのである。それ故に歐米の先進國に於ては、先づ乳兒に對しては公けの設備によつて或は牛乳の給與をなすとか、或は健康の相談に應ずるとか、或は父母がその日の職業に逐はれて居るものに對しては完全なる托兒所を設けると云ふやうな事をして、専らその保護に努めて居るのである。即ち子供は國家社會の共同責任として養育しなければならぬと云ふやうな考へから手厚い保護が加へられて居る。然るに我邦に於ては斯かる設備の不完全なるは勿論家庭として貧乏な家は云ふまでもなく、富豪にあつても未だ子供を育てる所の方法を理解してゐない。さうして前の表にも示せる如く年々歳々多數の幼者を死亡せしめて居る。之は甚だ遺憾な事である。併しながら我國に於ても近來學校教育の盛んになつて來た結果でもあるが、だん／＼青少年の體位なるものは餘程向上しつゝある傾向が現はれて來た。特にこれを女子の體育に就いて見ると明かに解る事であつて、從來の女子なるものは殆んど活動性を禁止せしめて居つた結

果として、著るしく男子に劣つて居つたのであるが、十數年の間には年若き女子の體格は非常なる進歩をして居ると云ふ事によつても、學校教育の効果なるものを知る事が出来るのである、如何なる状態に青少年の體位があるかと云ふことを知るには、標準體格表に照して見るがよい。之は學生生徒兒童の體格検査に準じて行ふことも出来るしまた、全國壯丁検査の成績なども参考としてその状態を知るに足るであらう。

#### 青少年體位の向上

未だ發達の中途にあつて、殊に身體の鍛鍊を要する時代に於ける少年や青年に於てはこれ等の組織に於ても適當の施設が行はれなければならぬのは云ふまでもない所である而してその方法は各方面に亘るべきものであつて、或は榮養の問題や或は家屋の問題もこれに聯關するのではあるが、先づ體位の向上の施設として必要なるものは運動體育と並に衛生上の問題であらうと思ふ、今次にこれ等の問題を各別々の項に分ちて述べる事とする。

一般に衛生上の問題は普通にこれを個人衛生と公衆衛生との二つに分つことが出来るのである。公衆衛生に就てはこれは一般の問題と別に異なる所がないのであつて、單に兒童や少年乃至は青年の爲には特に適當なる所の施設が行はるれば足るものであるが、個人の衛生に至ては特に注意を要する條項が尠くない、即ち少年期に於けるものは前にも述べたるが如く、身體的にも非常なる



發達變化を見る時である。又特に性的方面にありてはその終りに於て現はるゝ現象であつて、これに譬しては特別なる注意を要するものである、今日性教育と稱するものが盛んに稱へられて居るが未だ實際上の問題と離れてゐるものが尠くないのである。少なくとも實際の問題として、何等かの教育が施されなければならぬと云ふ事は論ずるまでもない所である、要するに青年の時代にあつては、身體的にも性的にも非常な變化を見るのである。従つてその個人衛生の上に於て忽かせにすべからざる所の條件が存在してゐるのである。

青少年の個人衛生の點に於ては種々の問題がある、それは前にも述べた如く性に對する精確なる智識を得しめること而して純真なる存在が生活の充實と云ふ事に就て考慮する必要がある。殊に又衛生上の考へから見ても、精神上から見ても飲酒及び喫烟の害と云ふものは特に青少年の期に於て甚だしいものであつて、多くはその習慣なるものがこの時代に偶然に養はれるものである。さうしてそれが將來に於ては取り去る事の出来ない悪い習慣となるのである。それ故にこの時代に於てはこの方面に就ても特に注意して或は團體の力により或は自制心により或は自己の判断によつて自ら清くすると云ふ態度の下にこの習慣をつけないうやうにしなければならぬ。その爲には指導者の方面にあつても出來得る限りその範を示して彼等を導くと云ふのでなければならぬ。自ら酒を飲み、

煙草を喫んで而して青少年のみをこれに遠ざからしめようとするのは甚だ困難なる事である。殊に酒も煙草も未成年者は本邦の法律に於てはその飲用を禁之られて居るのである、又文明の諸國は殆んどその法律はないにしても。未成年に對しては絶対に禁酒禁煙を強ひてゐるやうな狀況であるからして、特にこの點に於ては注意を要するのである。左に参考の爲め米國ベルビュー病院に於けるアルコール中毒患者二百五十九名につき飲酒の習慣を得る年齢の調査を揚げよう。

一……………一二歳……………六%
一一……………一六歳……………二三
一六……………二一歳……………三九
二一……………三二歳……………三二

身體に對する保護なるものは從來等閑に附された傾があつて、身體を美しくするとか或は清くするとかと云ふ事を見て却つて青少年にあるまじきものとなし、彼等は破れ衣を着、破れた帽子を頂いてさうして蓬頭垢面であると云ふ事がその本領であるかの如く考へたものである。これは甚だ誤つた考へで質實剛健なる精神と簡素なる風采は青年の特質であるとは云へ、身體の清潔乃至は衛生と云ふ事と混同してはならない、即ち青年は自らその身體の保健衛生に對する所の注意を怠つては